

第3章 風水害等災害応急対策計画

第1節 応急対策のための体制整備

第1項 防災組織

[各班共通]

この計画は、災害の予防、応急対策及び災害復旧等の防災活動に即応するため、市、県、国、その他の関係機関の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力を得て総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 奈良市防災会議

「災害対策基本法第16条」及び「奈良市防災会議条例」に基づいてこの会議を設置する。

市域に係る防災に関する基本方針の決定並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施を図るとともに、災害の情報収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整を行い、防災活動の円滑な推進と有機的な運営を図る。

法令 奈良市防災会議条例

法令 奈良市防災会議運営規程

法令集 奈良市防災会議委員及び幹事一覧表

2 奈良市災害対策本部

奈良市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、強力に防災活動を推進する必要があると認めるとき、市長は「災害対策基本法」及び「奈良市災害対策本部条例（昭和38年奈良市条例第18号）」に基づき、奈良市災害対策本部を設置する。

法令 奈良市災害対策本部条例

法令 奈良市災害対策本部規程

3 奈良市災害警戒本部

市の地域における水害等による被害を最小限にとどめることを目的に災害対策本部体制の前段階としての体制とし、市長が必要と認めるとき災害警戒本部を設置する。

なお、奈良市災害対策本部が設置されたときは、同本部に統合される。

第2項 災害警戒体制

[各班共通]

気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときで、奈良市災害対策本部を設置するまでの間は、下記の体制により警戒に当たるとともに、同本部設置の判断資料を得るため、気象、水防等の情報収集、災害対策に関する連絡調整等に万全を期す。

1 災害注意・警戒体制

(1) 目的

この防災体制は、「水防法第17条」に基づき、風水害に対する警戒体制を整え、洪水や水のあふれによる水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図ること、また、地震により被害が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、災害対策を迅速かつ的確に推進することを目的として定めたものである。

(2) 組織体制

1) 組織体制の決定

危機管理監及び消防局長は災害の状況判断を行い、その結果を市長に報告するとともに組織体制の指示を受ける。

消防班は、火災等の二次災害に備えるとともに、本部事務班は被害情報の収集を行う。

2) 組織体制の段階

市長の指示に従い災害注意体制又は災害警戒体制につく。

ア 災害注意体制 情報収集（最少人員による情報収集、連絡のための配備）

ア) 奈良市に大雨注意報又は洪水注意報の発表があるが災害発生のおそれがあると判断される場合や暴風警報や大雪警報の単発発令時

イ) 奈良市に震度4の地震が発生した場合

イ 災害警戒体制 災害警戒（最少人員による被災地への応急対策、避難所開設等のための準備）

ア) 奈良市に大雨警報、洪水警報の発表又は災害発生のおそれがあると判断される場合

イ) 奈良市に震度4の地震が発生しかつ局地的に被害が発生した場合

ウ) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

勤務時間外においては、災害警戒体制の関係班のうち、所属班長が必要に応じて最少人員を庁内待機させる。

災害の状況により、必要が生じた場合は、市長の指示により「奈良市災害対策本部規程」の組織及び所掌事務に準じて配備及び活動する。

法令 奈良市災害対策本部規程

ウ 災害警戒本部の設置

水防法第10条の規定による気象の状況の通知を受けた場合及びその状況から、洪水や水のあふれ等による被害が予想される場合や、震度4の地震が発生しつつ局地的に被害が発生した場合や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合で、市長が必要と認めたときに災害警戒本部を設置する。

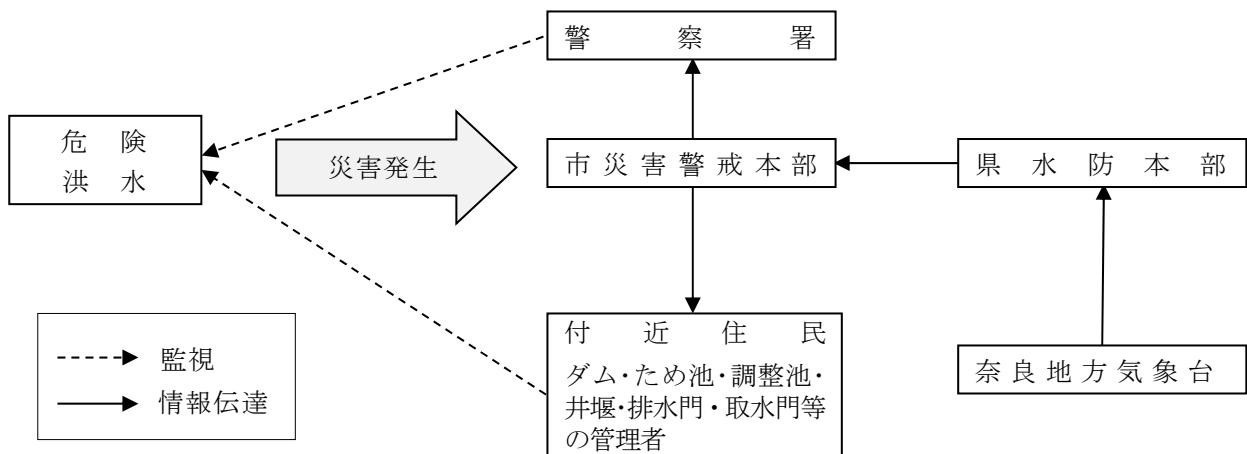
ア) 同本部を設置する場合、危機管理監が本部長となり被害状況等を市長及び副市長に報告する。

- イ) 同本部の設置場所は本庁舎とする。
- ウ) 市長は必要に応じ消防団長へ協力を要請する。
- エ) 同本部の機構及び業務は下記のとおり。

(副部長及び部長付は各部長の補佐をする。)

(災害警戒本部長)	本部事務局部長	(災害情報、災害警戒本部活動及び被害状況のとりまとめ)
危機管理監	総合調整部長	(被害状況の把握及び収集、広報、職員の服務)
	総務部長	(物資車両等の調達、家屋被害及び文化財被害状況調査)
	土木復旧部長	(道路、河川、橋りょう、下水道施設等の応急復旧、農山林等被害調査)
	保健救護部長	(救護、健康対策、生活衛生)
	援護部長	(ボランティア等の受入、要配慮者等支援)
	市民支援部長	(物資の運搬・配分、観光客及び帰宅困難者の被災状況の把握)
	環境部長	(廃棄物処理、被災地域の環境保全)
	消防部長	(消防活動(水防)の現場指揮)
	水道部長	(応急給水、水道施設応急復旧)
	避難所部長	(避難所の開設、避難者受入れ、避難所運営・炊出し支援)

2 災害警戒本部情報伝達体制図



3 その他の災害の配備体制

上記以外の突発的な災害が発生した場合における災害注意・警戒体制は、その都度市長の指示する組織体制を編成する。

第3項 奈良市災害対策本部

[各班共通]

本市の災害対策本部については、「奈良市災害対策本部条例」及び「奈良市災害対策本部規程（平成22年災害対策本部告示第2号）」に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

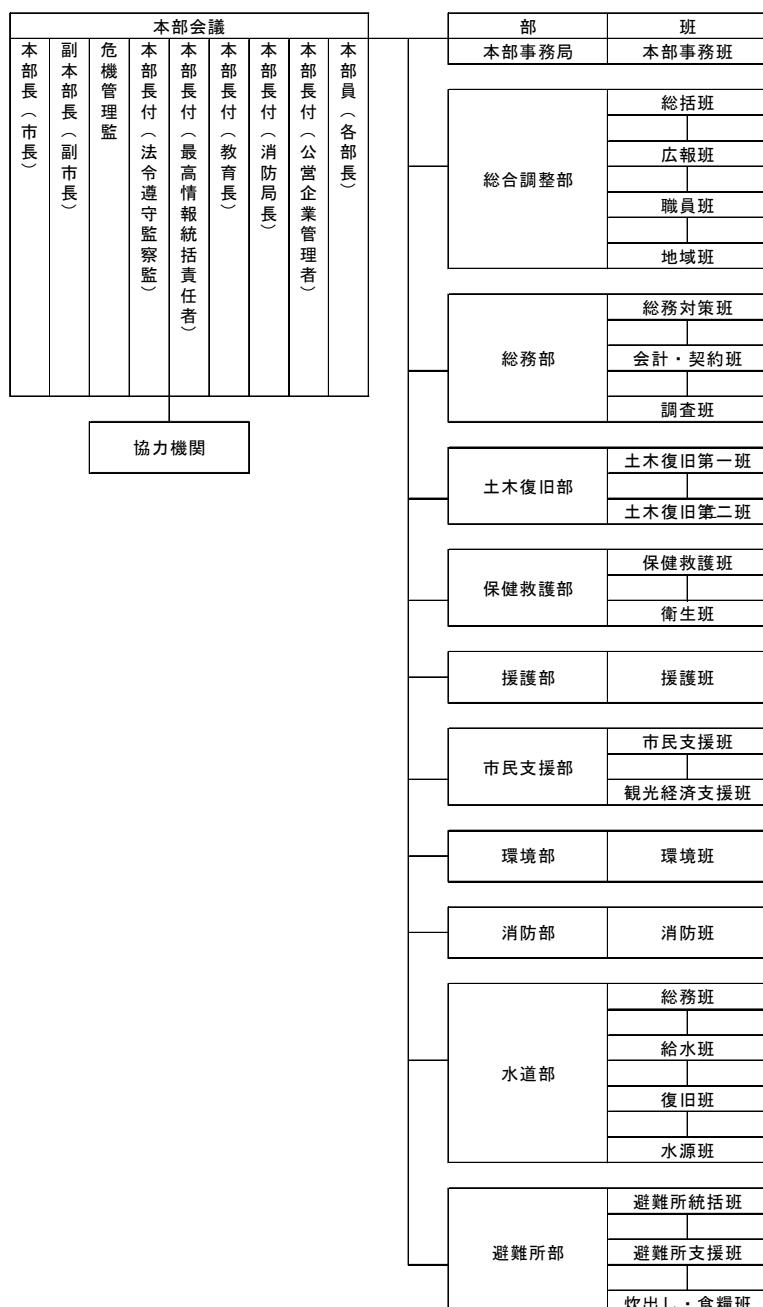
法令 奈良市災害対策本部条例

法令 奈良市災害対策本部規程

1 災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 組織

奈良市災害対策本部の組織図は次のとおりである。



第3章 風水害等災害応急対策計画 第1節 応急対策のための体制整備

- (2) 本部長、副本部長、危機管理監及び本部長付（「災害対策基本法第23条の2」、「奈良市災害対策本部条例第2条」、「奈良市災害対策本部規程第4条」）
- 1) 市長を本部長とし、副本部長は副市長をもって充てる。
 - 2) 本部長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により副本部長がその職務を代理する。
 - 3) 副本部長に事故があるときは、危機管理監が本部長の職務を代理する。危機管理監に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により部長がその職務を代理する。
 - 4) 危機管理監は、本部長の命を受け本部長及び副本部長を補佐し、危機管理体制の総合的な調整を図る。
 - 5) 本部長付は、法令遵守監察監、最高情報統括責任者、教育長、消防局長及び公営企業管理者をもって充て、副本部長及び危機管理監を補佐する。
- (3) 本部員（「災害対策基本法第23条の2第3項」、「奈良市災害対策本部条例第2条」）
災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。
- (4) 本部会議（「奈良市災害対策本部規程第9条」）
災害対策本部の下に応急対策などの確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するために、本部会議を設置する。

本部会議構成員一覧表

本部長	副本部長	危機管理監	本部長付	本部員
市長	副市長	危機管理監	法令遵守監察監 最高情報統括責任者 教育長 消防局長 公営企業管理者	総合調整部長 総務部長 土木復旧部長 保健救護部長 援護部長 市民支援部長 環境部長 消防部長 水道部長 避難所部長

- (5) 部及び班（「奈良市災害対策本部条例第3条」、「奈良市災害対策本部規程第5条、6条」）
- 1) 災害対策本部に部及び班を設け、部に部長、副部長及び部長付を置き、班には班長、副班長を置く。
 - 2) 部長、副部長及び部長付並びに班長及び副班長は、「奈良市災害対策本部規程別表第2」による。

(6) 本部駐在員（「奈良市災害対策本部規程第10条」）

本部駐在員を各班（水道部にあっては部）から1名以上置く。

本部駐在員は、部長の指名する者をもって充て、本部が設置された場合、本部事務局に駐在し情報収集及び各部への伝達を遅滞なく正確に実施する。

(7) 本部連絡員（「奈良市災害対策本部規程第11条」）

各部に連絡員1名以上を置く。連絡員は、各部長が指名する者をもって充て、本部事務局と当該連絡員の属する部との連絡に当たる。

(8) 所掌事務

災害対策本部を構成する各部及び各班の所掌事務は、「奈良市災害対策本部規程別表第1」の定めるところによる。

なお、本部長は必要があると認めるとき、臨機の措置を命ずることができる。

法令 奈良市災害対策本部条例

法令 奈良市災害対策本部規程

2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、市長が設置する（「奈良市災害対策本部規程第8条」）。

法令 奈良市災害対策本部規程

(1) 「気象業務法」に基づく暴風、大雨又は洪水等の注意報及び警報が市域を含めて発表され、総合的な対策を必要とするとき。

(2) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 市内に火災、爆発等が発生し総合的な対策を必要とすると市長が認めたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

3 災害対策本部の設置場所

(1) 災害対策本部は、本庁舎に設置し、本部会議も本庁舎にて行う。

当該設置場所が使用に耐えられない場合、保健所・教育総合センター8階及び9階に同本部を設置する。保健所・教育総合センターが使用に耐えられない場合、防災センターに同本部を設置する。

また、西部出張所、月ヶ瀬行政センター、都郡行政センター、東部出張所及び北部出張所においては、災害発生時の各地域の拠点として応急対策活動を行う。

4 災害対策本部の連絡系統

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ的確に行う必要があるので、連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めておく。

参照 第3章第4節第2項情報収集・伝達計画

5 災害対策本部の閉鎖基準

市長（本部長）は、市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急措置が完了したと認められるときに、本部を閉鎖する。

6 災害対策本部の設置及び閉鎖の伝達

本部の設置及び閉鎖の伝達については、次に定めるところによる。

- (1) 本部事務局本部事務班は、各部長等に連絡するとともに、勤務時間中にあっては、府内放送又は掲示板を利用して各班に伝達する。
- (2) 本部事務局本部事務班は、奈良県防災会議（事務局：奈良県防災統括室）及び関係機関に伝達する。

7 防災体制の区分等

災害対策本部及び同本部設置に至るまでの動員の区分及び防災体制については、災害の種類、規模、被災地域等により異なるため、その都度、被害状況により市長（本部長）が指示することとし、おおむね次表のとおり6段階で行う。

各体制の主要業務は次のとおりとする。

体制		主要業務
風水害	地震	
災害準備体制	災害準備体制	主に情報収集のための体制とする。
災害注意体制	災害注意体制	主に情報収集のための体制とする。
災害警戒体制	災害警戒体制	災害警戒本部を設置。関係部の班員による応急対策と、避難所開設等のための準備体制とする。避難所配置職員は自宅待機とし、開設に備える。
災害対策体制	災害対策体制	災害対策本部を設置。各部班の必要人員をもって、避難所の開設をはじめ被害状況に対処し得る体制とする。

体制		主要業務
風水害	地震	
災害対策体制 (増強)	災害対策体制 (増強)	各部班の必要人員をもって、被害状況に対処し得る体制とする。
全庁的災害対策体制	全庁的災害対策体制	各部班の全機能をもって、相当規模の被害に対処し得る配備体制とする。

8 防災体制の基準

防災体制の動員区分と配備基準は次のとおりとする。

資料76 警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

防災体制の基準

3-10

警戒 レベル	防災体制	組織体制	本部の設置	風水害			地震	
				防災気象情報	河川の水位情報	避難指示等	震度	南海トラフ地震 臨時情報
1		危機管理課職員による 情報収集		早期注意情報 (警報級の可能性)				
2	第1次防災体制 (災害準備体制)	危機管理課職員による 情報収集		大雨注意報 洪水注意報	水防警報（準備・待 機） 水防団待機水位（通 報水位）に到達			
2	第2次防災体制 (災害注意体制)	危機管理監又は参事等 による情報収集・判断 災害警戒本部員自宅待 機（状況により災害警戒 本部設置） 避難所配置職員自宅待 機（状況により自主避難 のための避難所開設）	災害警戒本部 (状況により 設置)	警報に切り替える可 能性が高い注意報	氾濫注意情報 水防警報（出動） 氾濫注意水位（警 戒水位）に到達		震度4	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)
3	第3次防災体制 (災害警戒体制)	災害警戒本部員 避難所配置職員自宅待 機（状況により自主避難 のための避難所又は1 次避難所開設）	災害警戒本部	大雨警報（土砂災害） 洪水警報 大雨警報（浸水害）	氾濫警戒情報 避難判断水位に到達	高齢者等避難発令	震度4かつ 数地域に被 害発生	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)
4	第4次防災体制 (災害対策体制)	災害対策本部員 避難所配置職員（1次避 難所等開設）	災害対策本部	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報 氾濫危険水位（特別 警戒水位）に到達	避難指示発令	震度5弱以 上（災害対 策本部自動 設置）	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)
5	第5次防災体制 (全庁の災害対策 体制)	災害対策本部員 避難所配置職員（2次避 難所を含む避難所開設）	災害対策本部 (全職員)	大雨特別警報	氾濫発生情報 氾濫相当水位（堤防 天端水位）に到達、 越流	緊急安全確保発令	震度5弱以 上（被害の 状況によ る）	

(1) 各部及び班別の動員計画

市長（本部長）が災害対策本部を設置して、職員の動員を発令した場合、各部及び班の動員人員は、あらかじめ定めている動員計画表により応ずる。

災害対策本部設置以前に災害警戒本部が設置され、既に配備体制をとっている部や班については、そのままの人員を配備しておく。

なお、各部・班においては、毎年度始めに出動する職員及び連絡方法を定めておく。

資料54 災害時動員計画表

(2) 支部への派遣職員

災害状況により、各支部で職員の増員が必要な場合には、市長（本部長）の命により直ちに各支部に職員（別に指名）を派遣する。

派遣された職員は、支部に所属して各地域班長の命に従う。

(3) 動員の方法

勤務時間中において、動員が発令された場合は、庁内放送、掲示板又は後記の動員連絡網により各部長等に電話により連絡する。

勤務時間外又は休日において動員が発令された場合は、後記の動員連絡網により各部長等に電話又はその他の方法で連絡する。

1) 動員連絡網

後記の表を参照。

2) 本部から連絡を受けた各部長等は、後記の動員連絡網により動員の連絡を行う。

9 避難所配置職員、交代要員

指定避難所を開設する場合は、避難所配置職員として2名の職員を、それぞれの避難所に配置する。

なお、避難所配置職員及び担当は次のとおりとする。

避難所の種別	避難所配置職員	担当
幼稚園、小・中学校、高校、養護学校（体育館）		
大学・短期大学		
生涯学習センター 公民館・分館	各避難所の近隣に在住する職員等をもって充て、本部長により指名された職員とする。	避難所部
地域ふれあい会館、集会所		
人権文化センター		
男女共同参画センター		
児童館		

第3章 風水害等災害応急対策計画 第1節 応急対策のための体制整備

避難所の種別	避難所配置職員	担当
防災センター		
ならまちセンター（市民文化ホール）、なら100年会館、西部会館（市民ホール）、北部会館（市民文化ホール）		

避難所統括班は、毎年度始めに担当する避難所に配置する避難所配置職員の連絡網を作成する。

避難所配置職員は、災害警戒体制から自宅待機として開設に備え、災害対策本部より指示があれば、施設管理者と協力し避難所の開設を行う。

ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合は、連絡がなくても参集し、避難所の開設を準備する。

交代要員は、避難所開設後、12時間を目途に避難所配置職員から避難所業務を引き継ぎ、避難所運営委員会（地区自主防災防犯組織等）と連携しながら、避難所運営のサポートや災害対策本部への連絡事務を行う。

10 標識

本部長、副本部長、本部長付、部長、副部長、部長付、班長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、規則、計画等において別段の定めがある場合のほかは、別図の規格による腕章を着用する。

災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、別図の規格による標旗をつける。

職員であることの証明は、市が発行している職員証による。

（根拠法令：「災害対策基本法施行規則第8条」）

なお、「災害対策基本法第71条」の規定により職員が立ち入り検査を行う場合は、職員証を携帯し、かつ関係人の請求があるときは提示しなければならない。

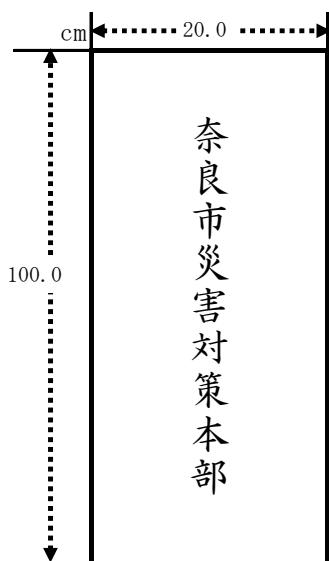
（根拠法令：「災害対策基本法第83条第2項」）

11 その他

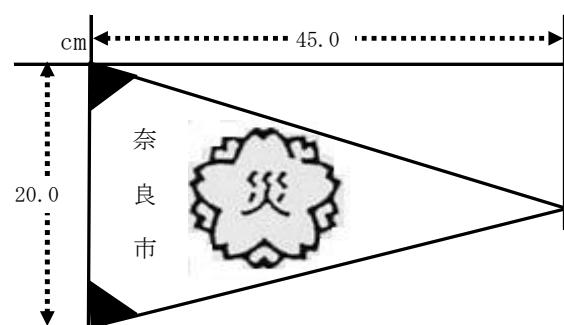
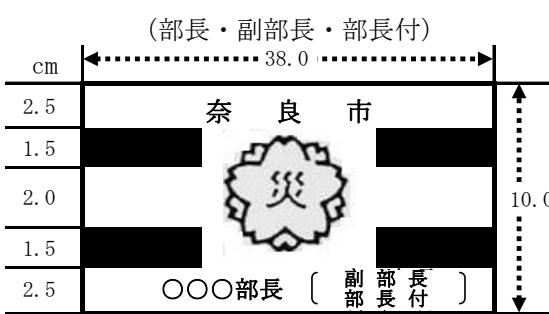
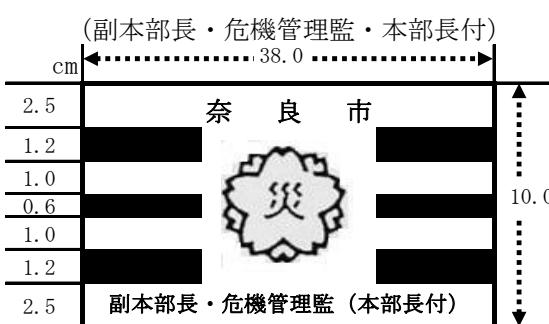
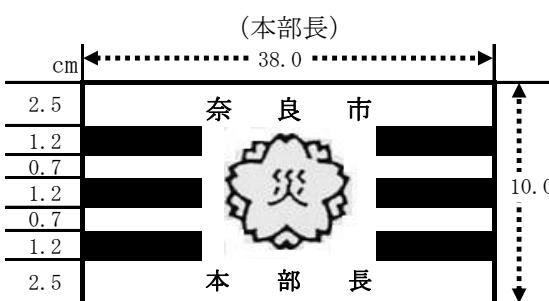
災害対策本部が設置されない場合であって、特に市長（本部長）の指示により動員が発令されたときは、災害対策本部が設置されたときに準じて、適宜動員に従う。

別図標識

① 表示板



② 腕章



(班長)

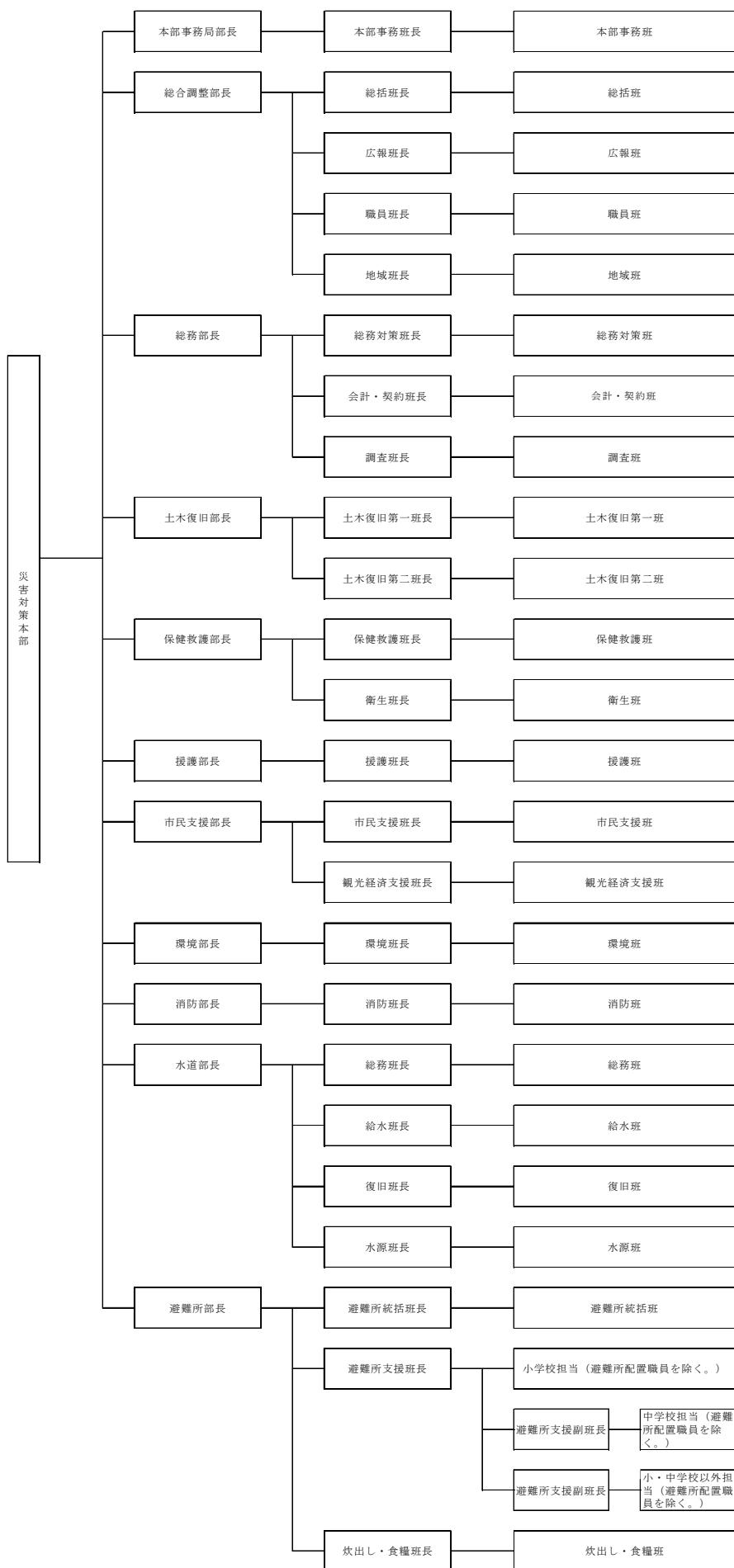


(班員)



第3章 風水害等災害応急対策計画 第1節 応急対策のための体制整備

災害時動員連絡網（全庁）



第4項 奈良市応援本部

[各班共通]

本市の近隣市町村（近畿2府4県及び三重県内）及び災害時相互応援協定締結市等において大災害（「災害対策基本法第2条第1号」に規定する災害）が発生し、当該市町村独自で十分な応急措置が実施できない場合、本市に応援本部を設置したうえ、被災市町村や奈良県の要請に応じ、被災地の応急対策及び復旧対策に協力する。

応援本部の組織及び所掌事務のほか、応援業務に係る事項については、奈良市災害時受援計画「第5章 被災した市町村に対する応援」に基づき実施する。

第2節 被害状況に応じた応急救助の適用計画

第1項 災害救助法適用計画

[援護班]

災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

1 概 説

「災害救助法」に基づく救助については、県知事が実施するが、最も緊急を要する救助及び県で実施することが困難であると認められるものについて、県知事は救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）ができる。

また、市長（本部長）は、救助の委任がない場合においても、県知事の行う救助業務について全面的に補助する。

(1) 救助の種類

- 1) 避難所の設置
 - 2) 応急仮設住宅の供与
 - 3) 炊出しその他による食品の給与
 - 4) 飲料水の供給
 - 5) 被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与
 - 6) 医療
 - 7) 助産
 - 8) 被災者の救出
 - 9) 被災した住宅の応急修理
 - 10) 学用品の給与
 - 11) 火葬等
 - 12) 遺体の搜索
 - 13) 遺体の処理
 - 14) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 市長（本部長）は、救助の委任を受けない事項についても、災害が発生し県知事の指示を待つことのない場合には、救助を開始し、事後、速やかに知事に情報提供して、補助者として救助を実施する。

2 実施担当者

「災害救助法」適用手続及び救助実施状況の報告に係る業務の実施は、援護班とする。

3 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用は、本市の被害が次の各号の一つに該当する場合であって、真に救助を必要とする場合に適用される。

(根拠法令：「災害救助法第2条」、「災害救助法施行令第1条」)

- (1) 住家の滅失（全壊、全焼、流失）世帯が150世帯以上に達したとき。
- (2) 県下の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上の場合であって、本市の住家の滅失世帯数が75世帯以上に達したとき。
- (3) 県下の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上の場合、又は隔絶した地域に発生した災害で救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、本市の住家の滅失世帯が多数生じたとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。

住家滅失世帯数の算定基準

- ・住家の全壊、全焼又は流失した世帯は、滅失1世帯とする。
- ・住家の半壊又は半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。
- ・住家の床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

内閣府令で定める基準

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

資料55 災害の被害認定基準

4 適用手続

被害が上記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予測される場合は、市長（本部長）は直ちにその旨を知事に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、「災害救助法」の適用を申請する。

なお、おおむね次に定める程度のものは全て報告しなければならない。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの

第3章 風水害等災害応急対策計画 第2節 被害状況に応じた応急救助の適用計画

- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

- (1) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（一般基準）を資料集に示す。
- (2) 一般基準によっては救助の実施が困難な場合には、県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めること（以下「特別基準の設定」という。）ができる。

特別基準の設定は次の場合が考えられる。（「災害救助法による実施について」（昭和40年5月11日 社施第99号 各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知）より抜粋）。

 - ア 一般基準による実施期間内により難い場合
 - イ 避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難い場合
 - ウ 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難い場合
 - エ その他一般基準により難い場合
- (3) 救助の実施時期について、「災害救助法」による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、長雨等で被害が漸増し、一定日時を経た後初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてさしつかえない。
- (4) 災害救助の具体的、実務的な方法や書類の様式については、「災害救助の手引き：県地域福祉課発行」に詳述されているので、これを参照する。

様式集 災害救助の手引き

資料 56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

6 救助実施状況の報告

(1) 発生報告

災害発生直後に報告する。

市長（本部長）は、委任された救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告する。

(2) 中間報告

当該災害に係る法適用の指定が完了した後から報告開始。

救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

(3) 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

(4) 報告に当たっての留意事項

- 1) 緊急を要するもの又は特に指示した事項については、(2)にかかわらず速やかに報告する。
- 2) 緊急の報告手段としては電話又はFAXとする。
ただし、有線電話が途絶した場合は、無線又は口頭による。

災害救助法の適用基準に達しない場合の応急救助

災害救助法の適用基準に達しない災害の場合は、奈良市の「小災害等救助内規」、奈良県の「小災害に対する救助内規」に基づく応急救助を実施する。

1 奈良市の「小災害等救助内規」

(1) 適用基準

- 1) 住家の滅失した世帯の数が33世帯以上の災害（以下「小災害」という。）
- 2) 小災害に達しない小範囲の災害（以下「小範囲の災害」という。）

(2) 救助の種類

- 1) 小災害の場合
 - ア 生活必需品の支給
 - イ 炊出し、その他による食品の給与
 - ウ 避難所の設置
 - エ 応急仮設住宅の貸与
 - オ 救護の実施
- 2) 小範囲の災害の場合
生活必需品の支給

※この内規に定めるもののほか、応急救助に関し必要な事項は、その都度市長の指示により行う。

法令 奈良市小災害等救助内規

2 奈良県の「小災害に対する救助内規」

(1) 適用基準

本市において、住家の滅失世帯が33世帯以上に達したとき。

(2) 救助の種類

衣服、寝具等の給与

法令 奈良県小災害に対する救助内規

様式25 (県小災害救助内規 様式第1号)

様式26 (県小災害救助内規 様式第2号)

様式27 (県小災害救助内規 様式第2号の1)

第3節 応援協力の確保に関する計画

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

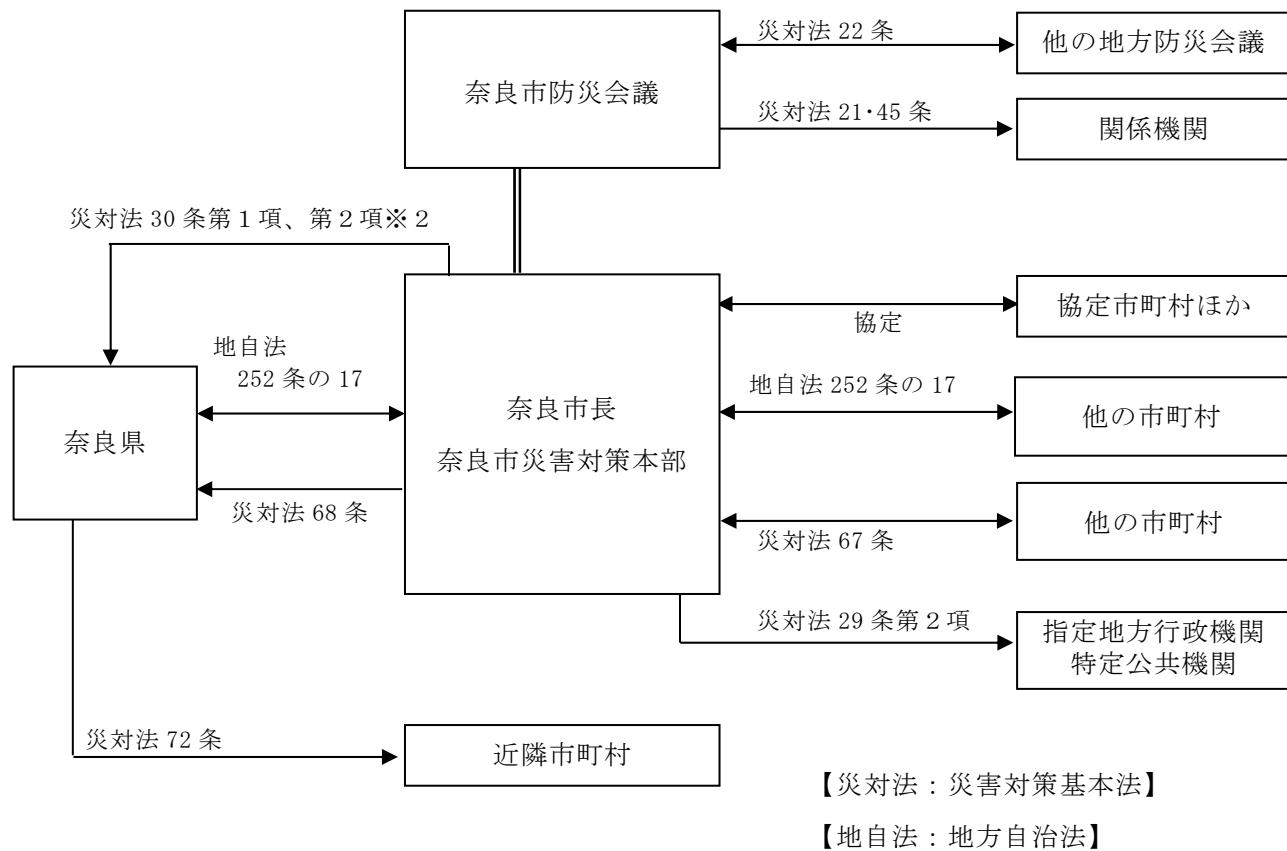
[本部事務班]

市長（本部長）は、災害に際し、市民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、「奈良市災害時受援計画」に基づき、自衛隊の部隊等の派遣要請を県知事に求める。

第2項 広域応援要請計画

[本部事務班、土木復旧第一班、消防班、水道部各班]

市長（本部長）は、災害が発生した場合に、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため必要があると認めたときは、「奈良市災害時受援計画」に基づき、指定地方行政機関等、県、他市町村に応援を要請する。



様式1 応援要請

資料23 消防相互応援協定

資料57 災害時相互応援協定

資料58 水道災害相互応援協定

法令 災害派遣手当等の支給に関する条例

第3項 労務供給対策計画

[観光経済支援班]

災害時における応急対策等に従事する要員は、可能な限り職員によって行う。

しかし、災害の程度、規模等により職員だけでは、要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、協力団体の動員、労働者の雇用、近隣の民間人の協力により、労務供給の万全を図る。

1 実施担当者

労務供給に係る業務の実施は、観光経済支援班とする。

2 協力団体の動員

市長（本部長）は、応急対策に従事する人員が不足するとき、「災害対策基本法第5条第2項」による地域住民の隣保協同の精神に基づく自主防災防犯組織、自治会、奈良市地区赤十字奉仕団、地域婦人団体連絡協議会等の協力を受けて、円滑な応急対策を実施できるように努める。

(1) 協力団体の種別

災害応急対策の実施に協力する協力団体には、おおむね次の団体がある。

- 1) 自主防災防犯組織
- 2) 自治会
- 3) 奈良市地区赤十字奉仕団
- 4) 地域婦人団体連絡協議会 等

(2) 協力団体の動員要請方法

災害応急対策実施のため協力の必要があると認めるときは、その作業の種別により、その作業に適応した協力団体へ協力を要請する。

また、防災関係機関において協力を必要とするときは、市災害対策本部を通じて動員を要請する。

なお、動員を要請する場合は、作業の内容、場所、人員及び期間等を記載した文書による。

ただし、緊急を要する場合は電話によって連絡する。

連絡の方法及び人選については各団体の長において適宜決定する。

(3) 協力作業

協力団体は、主として次の作業に従事する。

- 1) 炊出し及び救護
- 2) 飲料水の供給

- 3) 清掃及び防疫
 - 4) 救助物資の整理、配分及び運搬
 - 5) 軽易な事務の補助
- (4) その他

協力団体の協力を受けた市及び防災関係機関は、おおむね次の事項について記録し、保管しておく。

- 1) 協力団体の名称及び人員
- 2) 協力した作業の内容及び期間
- 3) その他必要な事項

3 防災協力事業所への協力要請

災害発生時において、防災協力事業所として登録した事業所等に協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 初期消火、障害物除去等に係る労務の提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資の提供
- (3) 避難所の提供
- (4) 負傷者等の搬送
- (5) 資機材の提供
- (6) その他市長が必要と認める業務

法令 奈良市防災協力事業所登録制度要綱
資料59 防災協力事業所登録一覧表

4 労働者の雇用

(1) 労働者供給の範囲

災害応急対策のための労働者供給の範囲は、おおむね次に掲げる場合とする。

- 1) 被災者の避難誘導
- 2) 医療及び助産における患者の移送
- 3) 被災者の救出
- 4) 飲料水の供給
- 5) 救助物資の整理、配分及び運搬
- 6) 感染症発生予防のためのねずみ族、昆虫等の駆除及び被災家屋の消毒
- 7) 応急復旧の整理、配分及び運搬
- 8) 被災家屋等から排出されたごみ、がれき、汚泥の搬出及び処理
- 9) その他

(2) 労働者供給の方法

災害時において必要に応じ、迅速に労働者を確保して円滑に応急対策等が実施できるよ

第3章 風水害等災害応急対策計画 第3節 応援協力の確保に関する計画

うに、公共職業安定所等に対して労働者の確保を要請し、その方法についてはおおむね次のとおりとする。

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として、県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもって斡旋の要請をする。

ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

緊急の場合で、前項による方法では迅速な労働者の確保が困難であると予想されるときは、直接下記の機関へ電話又は文書により求人を申込み、速やかに労働者の確保に努める。

申込先 奈良市法蓮町 387 番地 奈良第三地方合同庁舎奈良公共職業安定所

(電話) 0742-36-1601 (代)

申込書に記載すべき事項

- 1) 求人を必要とする理由
- 2) 作業の種別
- 3) 必要人員
- 4) 必要期間
- 5) 賃金（応急対策等に従事するために雇用した労働者に対する賃金は、その時点における通常のものとする。）
- 6) その他必要事項

様式2 労働者要請

5 民間人による労務供給

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発して要員の確保に努める。

(1) 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行される。

対象作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法 71 条	知事、 委任を受けた市町村長
	協力命令		
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 24 条	知事
	協力命令	災害救助法 25 条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 65 条 1 項	市町村長
		災害対策基本法 65 条 2 項	警察官、海上保安官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 4 条 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条 5 項	消防吏員、消防団員

第3章 風水害等災害応急対策計画 第3節 応援協力の確保に関する計画

対象作業	種類	根拠法令	執行者
救急業務	協力命令	消防法35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法24条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師 3. 土木技術者、建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木、建築業者及びこれ等の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災及び火災を除く災害の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力命令 (救急業務)	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 損害補償

市長（本部長）の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「奈良市消防団員等公務災害補償条例」に基づき損害を補償する。

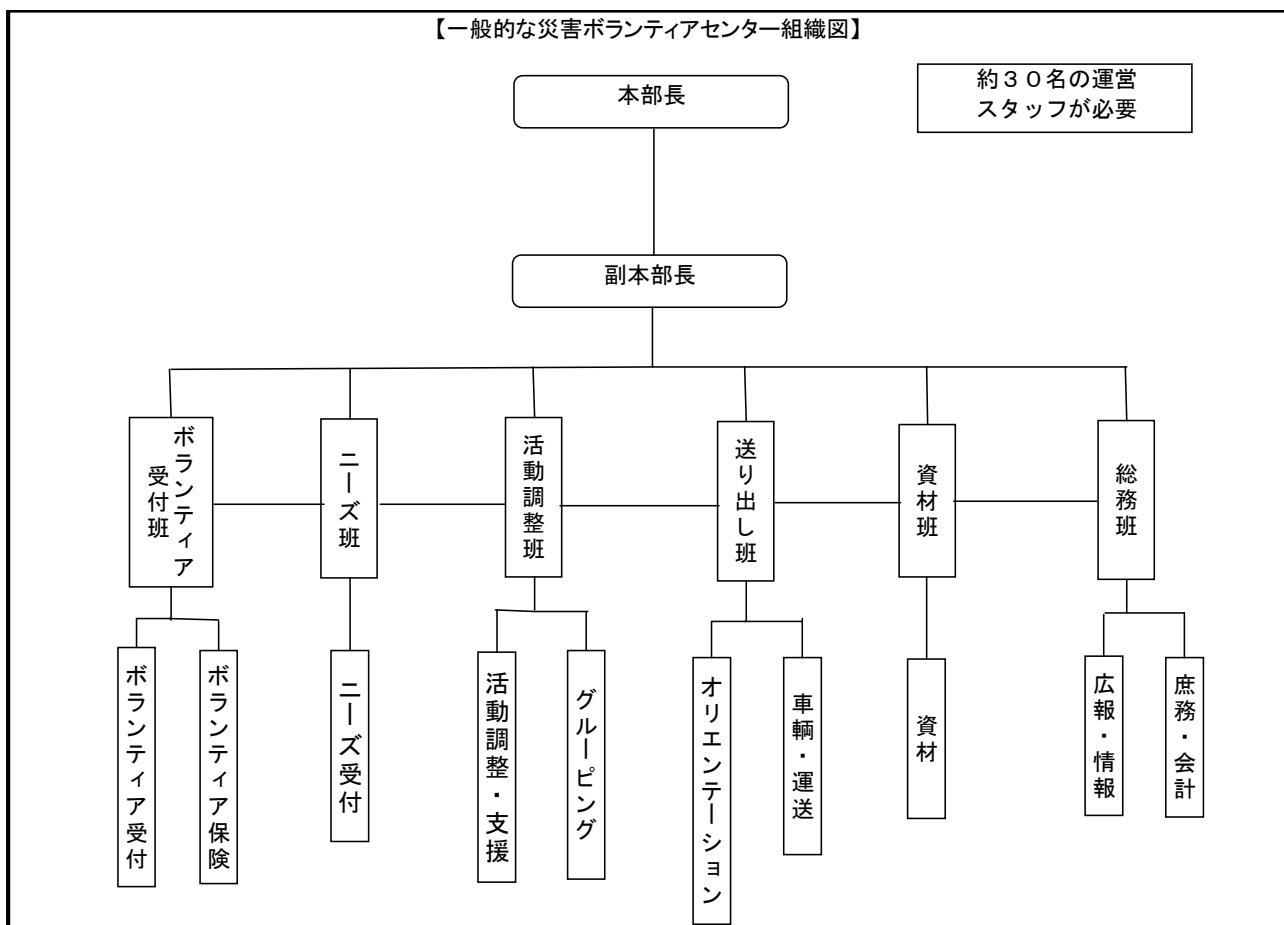
第4項 災害ボランティア活動支援計画

[援護班、市民支援班、(市社会福祉協議会)]

災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、個々のボランティアの主体的参加と自主的活動を基本としつつ、「奈良市災害時受援計画」に基づき、受け入れ体制の整備や適切なコーディネート等の環境整備を行う。

様式3 奈良市災害ボランティア登録申込書 [団体]

様式4 奈良市災害ボランティア登録申込書 [専門職]



第5項 海外支援の受入れ計画

[本部事務班、観光経済支援班]

海外からの支援申し込みが、外務省経由で又は直接市にあった場合、支援を受けるかどうかを迅速に判断するとともに、支援を受ける場合の受入れ体制を整えておく。

なお、海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

1 外務省経由の海外支援

(1) 支援活動の打診

外務省へ海外からの支援申し込みがあった場合、外務省は県へ支援国、支援団体名、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等を通報する。

市は、県から支援を受けるかどうかの打診を受ける。

市の連絡窓口は、本部事務班とする。

(2) 支援受入れの判断と県への回答

市長（本部長）は、県から海外支援の受入れの打診があった場合、その時の災害の状況や応急活動の状況、関係部局の受入れ体制、国、県等の支援体制を総合的に判断し、支援を受けるかどうかを決定する。

決定後、本部事務班長は、速やかに県へ受入れの有無を回答する。

(3) 支援部隊の受入れ

観光経済支援班は、海外支援部隊の受入れに当たり通訳を確保し、支援を希望する部局は活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

(4) 支援部隊の撤収

市長（本部長）は、海外支援部隊の活動期間が終了した場合や支援部隊の活動機会がなくなった場合、支援を受けた部局長に支援部隊の責任者と協議させたうえ、撤収を決める。

決定後、本部事務班長が、県へ撤収を要請する。

(5) 支援活動の記録

支援を受けた部局は、海外支援部隊に国名、団体名、責任者氏名、到着日時、支援の種類、部隊人員、活動場所、活動内容、連絡先等についての報告書の提出を求める。

2 直接市へ申し込みがある海外支援

(1) 支援活動の打診

海外の友好都市・姉妹都市又はN G O（非政府組織）団体から、直接に市災害対策本部や関係部局に支援受入れの打診がある。

市の連絡窓口は、観光経済支援班とする。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第3節 応援協力の確保に関する計画

(2) 支援受入れの判断と申し入れ者への回答

市長（本部長）は、その時の災害の状況や応急活動の状況、関係部局の受入れ体制、国、県等の支援体制を総合的に判断し、支援を受けるかどうかを決定する。

決定後、海外の友好都市・姉妹都市又はN G O（非政府組織）団体に対して、観光経済支援班長が受入れの有無を回答する。

(3) 支援部隊の受入れ

海外支援部隊の受入れに当たり、観光経済支援班は通訳を確保し、支援を希望する部局は活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

(4) 支援部隊の撤収

海外支援部隊の活動期間が終了した場合や支援部隊の活動機会がなくなった場合、市長（本部長）は、支援を受けた部局長に支援部隊の責任者と協議させたうえ、撤収を決める。

決定後、観光経済支援班長が申し入れ者に撤収を要請する。

(5) 海外支援活動の記録

支援を受けた部局は、海外支援部隊に国名、団体名、責任者氏名、到着日時、支援の種類、部隊人員、活動場所、活動内容、連絡先等についての報告書の提出を求める。

3 活動拠点、宿舎等の提供

支援を受けた部局は、観光経済支援班と連携し、当該支援部隊の活動拠点、宿舎等を提供する。

第6項 支援体制の整備（市外で災害が発生した場合）

[本部事務班、関係各班]

1 被災地への人的支援

災害時における応援協定、中核市市長会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

2 避難者の受け入れ対応

市は、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など、生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第4節 情報収集・通信等に関する計画

第1項 通信対策計画

[本部事務班、総務対策班、消防班、(各関係機関)]

災害発生による非常時には、消防通信指令総合システム、市防災行政無線及び災害時優先電話等の活用を図る。

平成27年度からデジタル同報系防災行政無線（防災スピーカー）の運用を開始し、平成28年度に移動系防災行政無線をアナログからデジタルへ移行させ、情報収集や伝達に不可欠な通信機能を確保している。

1 実施担当者

通信対策に係る業務の実施は、本部事務班、総務対策班、消防班、各関係機関とする。

2 非常通信（衛星通信）の利用

市は、災害対策本部と市の内部機関との通信手段として衛星携帯電話を配備しており、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、衛星通信を利用する。

また、関係各所から県へは、防災行政通信ネットワークシステムによる通信を実施する。

資料60 非常通信経路

3 無線通信の活用

(1) 県防災行政無線

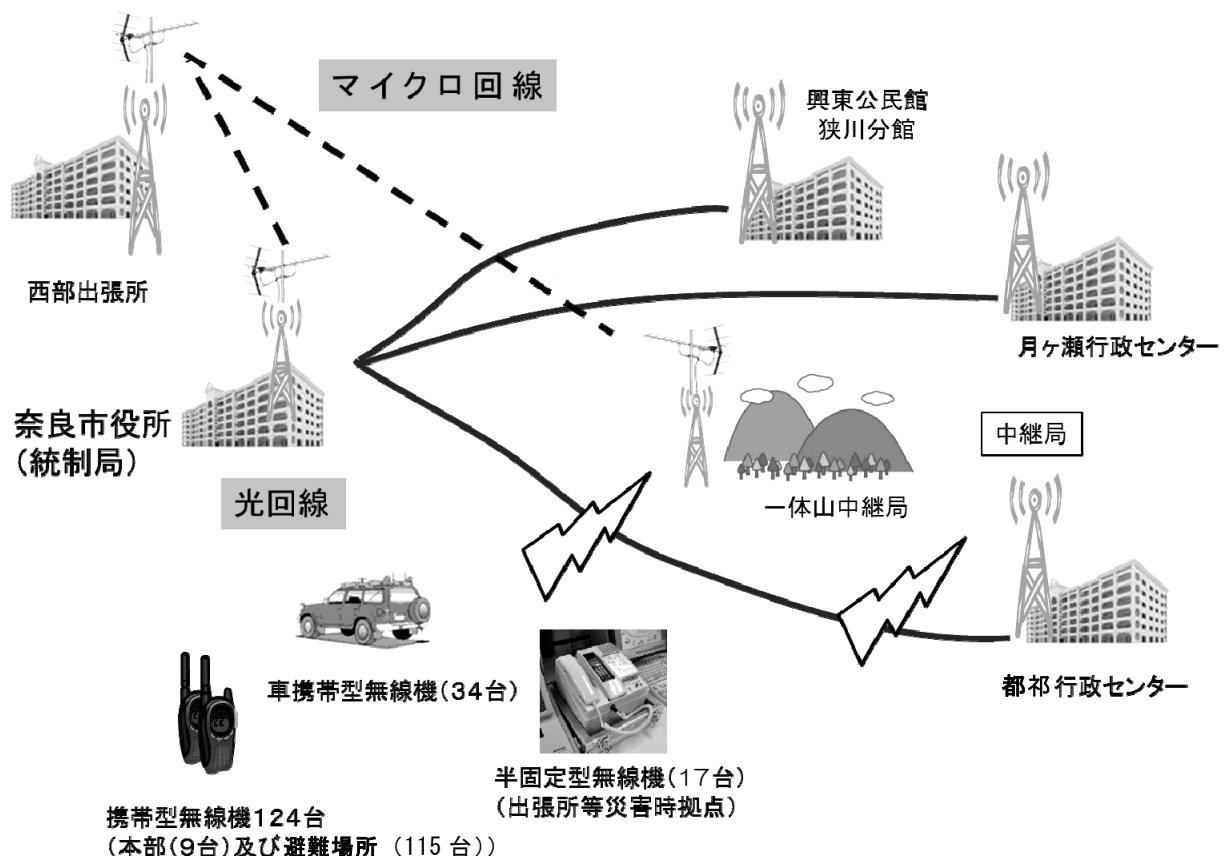
防災関係各機関との緊急連絡や情報交換には、県防災行政無線（県防災行政通信ネットワークシステム）を有効に活用する。

(2) 市防災行政無線

災害現場からの連絡及び普通電話の途絶時の連絡は、市防災行政無線により行う。

市防災行政無線の連絡系統は次のとおりである。

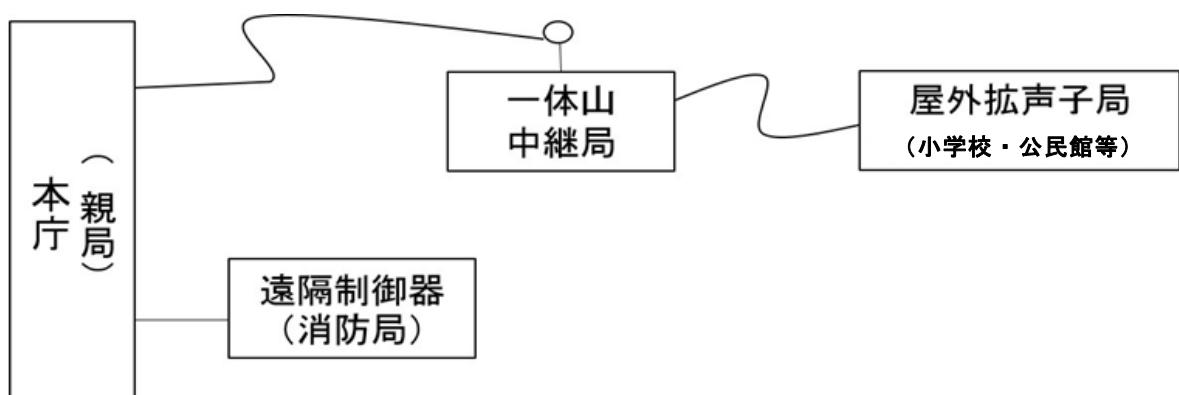
1) デジタル移動系防災行政無線



資料 61 奈良市防災無線一覧表

法令 奈良市防災行政無線局管理規程

2) デジタル同報系防災行政無線



(平成 27 年 4 月 1 日～)

資料61 奈良市防災無線一覧表

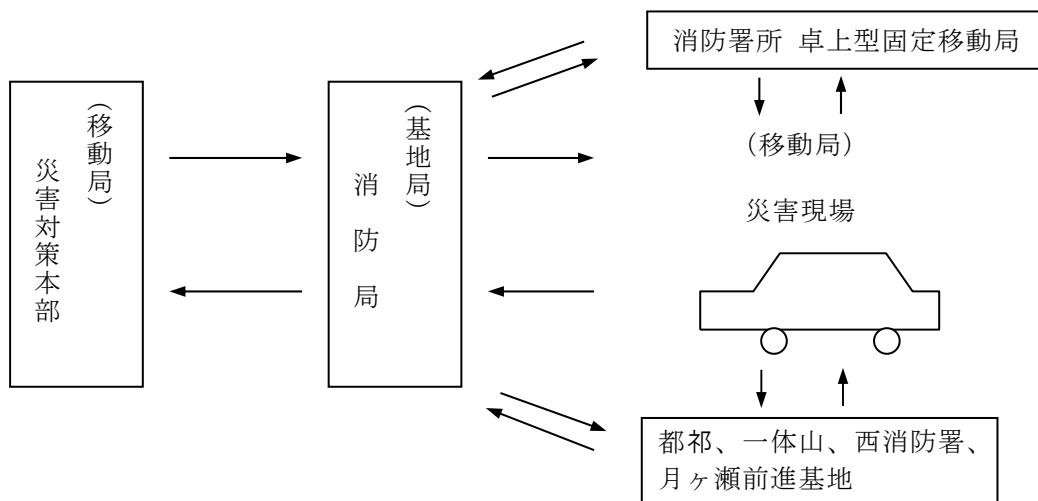
資料62 屋外拡声子局設置場所

(3) 消防無線

消防局では、消防通信指令総合システムを活用し、各種消防防災業務における通信情報連絡体制を迅速、かつ、的確に処理し、消防活動の効果的運用を図り、統合されたネットワーク接続により迅速な情報通信体系を確立している。

また、災害時においては、状況に応じて、消防局所有の超短波無線により消防局を基地局として中継により災害対策本部と迅速に連絡を図る。

消防無線の連絡系統は次のとおりである。

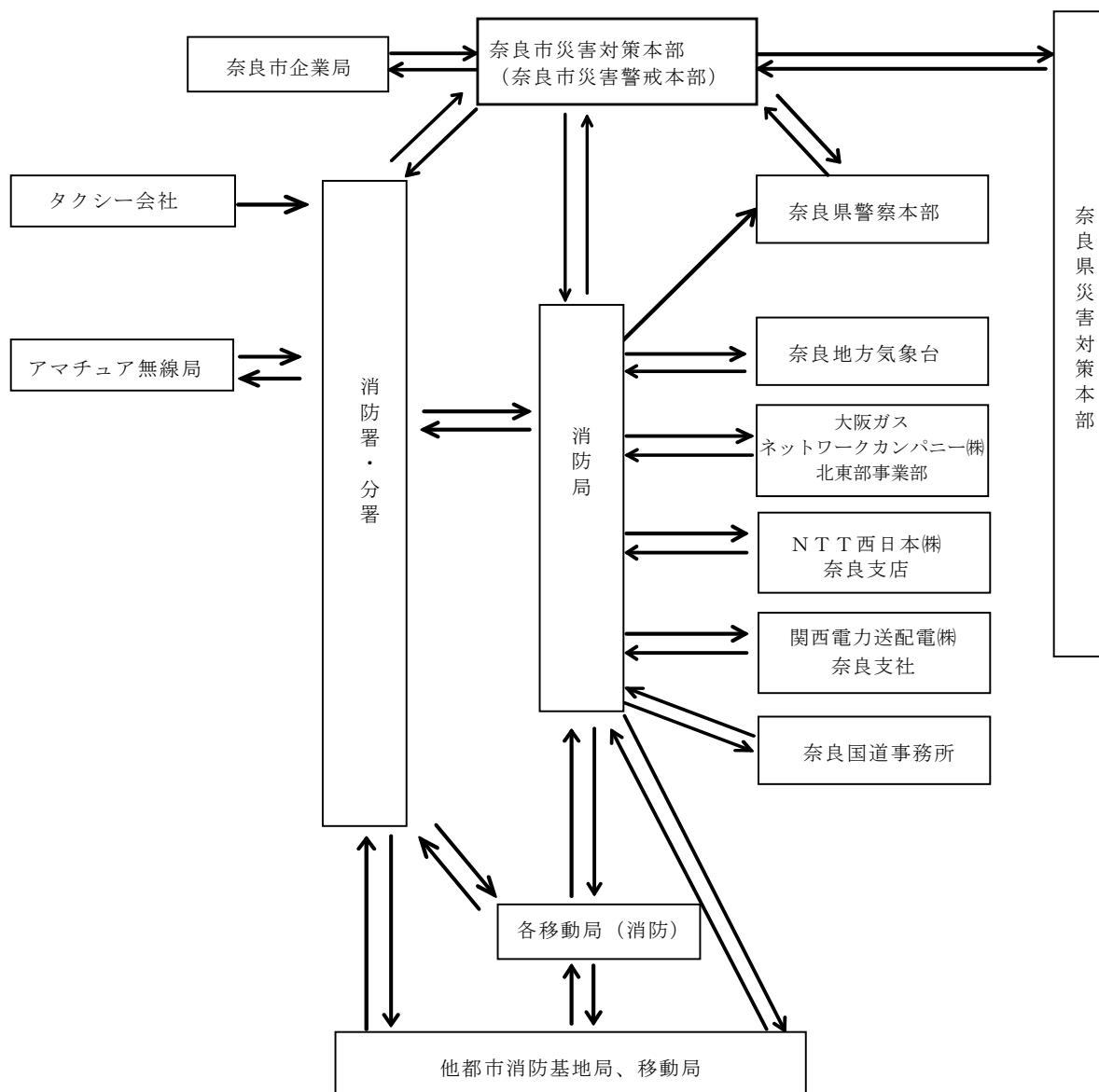


(4) 市内業務無線及びアマチュア無線の活用

災害警戒本部又は災害対策本部との通信連絡を図る手段として、以下の無線網を有効に活用する。

- 1) 消防車（陸上移動局）の分散配備による情報収集
- 2) 携帯無線（陸上移動局）を関係機関及び一般事業所、その他一般市民の無線局（アマチュア無線）へ出動させ、情報収集を行う。
- 3) 奈良県タクシー協会奈良市部会との協定に基づく情報収集

市内を走行しているタクシー乗務員が災害事故現場等を発見した場合、当該乗務員は、その所属する事務所に災害情報を通報し、通報を受けた事務所は、速やかに市に連絡することにより、情報収集体制の充実を図る。



非常通信情報系統図

(5) 有線通信の活用

有線通信可能地域については、原則としてこれを用いる。

(6) 災害時優先電話等の利用

あらかじめ本市とNTT西日本(株)奈良支店との間で協議を行い指定された災害時優先電話を活用する。

資料 63 災害時優先電話一覧表

資料 64 関係機関の電話番号一覧表

第2項 情報収集・伝達計画

[各班共通]

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、気象情報を迅速かつ正確に収集及び伝達を行い、的確に災害救助等の応急措置を実施できるようにする。

1 実施担当者

気象情報の収集と伝達業務の実施は、各班共通とする。

2 気象予警報等の種類並びに内容及び時期

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予測される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには、「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示されており、この方針に沿って気象庁や自治体等から発表される防災気象情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災気象情報が提供される。

なお、警報や注意報は、気象要素（指数、風速など）が基準に達すると予想した区域に対して発表するが、大地震で地盤がゆるんだりして災害発生に係る条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。

また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

気象情報等の種類及び発表基準は、次表のとおりである。

種類	内容及び時期
警報や注意報に先立つ注意を喚起する 「台風、大雨、低気圧等に関する(気象)情報」	「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割がある。24時間から2~3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表する。
現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説する 「台風、大雨、低気圧等に関する(気象)情報」	「警報や注意報の内容を補完して現象の経過や予想、防災上の留意点を解説する」役割がある。警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対応への支援をより効果的にするために、現象の推移や観測成果、防災上の注意事項などを具体的にお知らせすることが必要であるときに発表する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画

種類	内容及び時期
「土砂災害警戒情報」	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、奈良県と奈良地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
「記録的短時間大雨情報」	奈良県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、「キックル（危険度分布）」で確認する必要がある。具体的に奈良県では、1時間降水量が100mm以上を観測又は解析し、大雨警報発表中に、キックル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。
「竜巻注意情報」	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（北部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで10km四方の領域ごとに確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（北部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
社会的に影響の大きな天候について解説する 「少雨、長雨、低温等に関する（気象）情報」	「社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりする」役割がある。長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画

種類	内容及び時期
「顕著な大雨に関する情報」	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。 この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表。

気象警報・注意報は、市町村単位「奈良市」で発表される。

また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域「北西部」、一次細分区域「北部」、府県予報区「奈良県」の名称が用いられる場合がある。

資料65 奈良市の警報・注意報発表基準一覧表

3 特別警報

特別警報は、平成25年8月30日から運用開始されている。市町村を単位として、奈良地方気象台から発表される。

市は、特別警報の伝達を受けたときは、住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁・平成25年8月30日より運用）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

資料：気象庁

4 水防警報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は県知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときに警報を発するものである。

また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は県知事が指定する河川において、市長の避難指示等の発令判断の目安及び住民の避難判断の参考となる水位に達したときに、その旨を通知するものである。

これらの措置については水防計画で定める。

5 火災警報

市長は、知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると判断したときで、必要であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。

(根拠法令：「消防法第22条第3項」及び「奈良市火災予防規則第18条」)

参照 第3章第5節第2項消防対策計画

6 情報の収集方法

入手先	入手する情報	内容
気象庁ホームページ 奈良地方気象台ホームページ 奈良県防災情報システム 奈良県防災行政通信ネットワークシステム	警報・注意報	発表状況
	台風情報	台風経路図 台風の暴風域に入る確率 台風に関する気象情報
	雨雲の動き	レーダー観測に基づく5分毎の降水強度分布と、5分毎の60分先までの降水強度分布の予測を連続的に表示
	今後の雨（降水短時間予報）	レーダーとアメダスなどの降水量観測値から作成した降水量分布、15時間先までの1時間ごとの降水量分布を予測したものを表示 6時間先までの降水量予測は10分ごと、7時間先から15時間先は1時間ごとに更新
気象庁ホームページ	浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測で危険度を色分け表示
	洪水キックル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報発表河川及び発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水灾害発生の危険度の高まりの予測で危険度を色分け表示

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画

入手先	入手する情報	内容
	土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で色分けして示す情報
奈良県土砂災害・防災情報システム	土砂災害危険度情報	土砂災害警戒情報等を補足する情報で、土砂災害発生の危険度を判定した結果を表示
国土交通省川の防災情報	近畿地方レーダ雨量（履歴）	5分間隔、30分間隔又は60分間隔の雨量情報
	テレメータ雨量	毎正時又は10分ごとの雨量情報
	テレメータ水位	毎正時又は10分ごとの水位情報
奈良土木事務所 郡山土木事務所	河川の基準水位到達情報	

7 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常現象の発見、又はその通報を受けた職員は、「災害対策基本法第54条」に基づき、その旨遅滞なく市長へ連絡する。

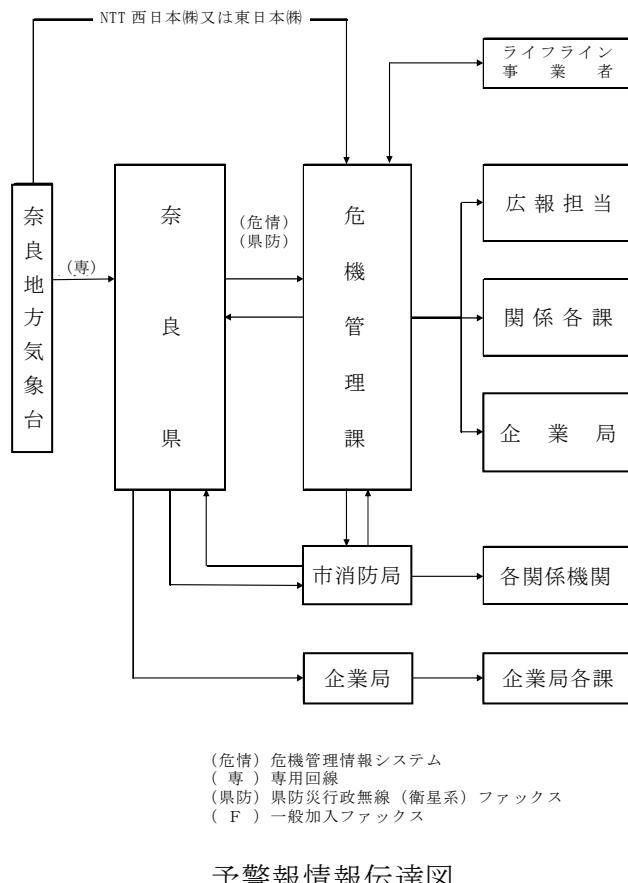
通報を受けた市長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

異常現象の種類と内容

異常現象の種類	内 容
気 象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水 象	河川、ため池等の異常水位
地 象	地割れ等
その他	ガス・石油等の流出

8 情報の伝達系統

奈良地方気象台が警報・注意報等を発表又は解除し、市長が火災警報を発令又は解除したときは、次により伝達する。



予警報情報伝達図

(1) 勤務時間内における伝達

インターネット系ネットワークシステムを通して各部及び課へ庁内放送等により連絡、各課は所管施設へ連絡する。

(2) 勤務時間外における伝達

1) 注意報で被害発生の通報を受けた場合

当直担当職員又は危機管理課職員は、消防局又は市民から被害発生の通報を受けたときは、その内容により各々の連絡網に基づき関係課長等に連絡する。

2) 警報が発表された場合

災害情報通知メールや電話等で連絡を受けた部長は、必要に応じ各々の連絡網に基づき、関係職員に連絡する。

特に、速やかに災害現場対応の実施が必要な部や班においては、普段から連絡体制を確立しておく。

危機管理課職員は、消防局に災害発生の有無を確認するとともに、危機管理監へ連絡する。

第3項 被害状況の把握・調査報告計画

[各班共通]

災害発生時における人的かつ物的被害の調査は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、それぞれ関係する部班にて行い、これを早急にとりまとめて報告する。

市は、被害の状況、程度を速やかに把握することにより、一刻を争う救援や救護の実施、防災関係機関等への応援要請、「災害救助法」の適用申請などについて判断する。

1 実施担当者

被害調査に係る業務の実施は、災害の種別、内容に応じてそれぞれ関係する各班共通とする。

2 被害情報収集及び被害報告の対象

被害情報収集及び被害報告の対象となる被害の区分は、「被害報告基準」による。

様式集 被害報告基準

3 被害状況の把握

各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに本部事務班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

なお、災害対策本部が設置されていない場合も、災害対策本部規程の所掌事務に準じた担当班が必要な業務を行い、班長が属する課でとりまとめる。

法令 奈良市災害対策本部規程

4 罹災状況、火災発生、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、罹災状況と被害金額を把握する。

法令 奈良市災害対策本部規程

5 被害情報の収集

緊急調査の指示を市長（本部長）から受けた部及び班は、現場において被災状況を記載し、持ち帰ったうえ図面に記載するとともに、被災データをとりまとめる。

6 被害情報の整理

集まった被災状況は、二重処理をしないように注意して整理し、図面と合わせて災害対策本部に報告する。

7 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員は参集途上の被災状況を頭にとどめ、登庁後に、関係班に報告する。

8 被害状況の県への報告

本部事務班は以下に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を、発生した時から応急対策が完了するまでの間、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等により、県（防災統括室）に報告する。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

（1）報告の基準

1) 一般基準（即報基準）

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- キ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画

認められるもの

2) 個別基準

ア 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

イ その他市域で想定される主な災害

- (ア) 特定防火対象物で死者の発生した建物火災
- (イ) 国指定重要文化財又は違反対象物の火災
- (ウ) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- (エ) 交通機関の火災（航空機火災、列車火災、トンネル内車両火災）
- (オ) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- (カ) 危険物等に係る事故（死者又は行方不明者が発生したもの）

3) 社会的影響基準

1)一般基準、2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告要領

本部事務班は、被害状況報告を受けた場合には、「災害対策基本法第 53 条第 1 項」並びに消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、当該災害の状況及びこれらにとった措置について、防災行政無線で次の区分により県防災統括室に報告する。

ただし、1)については、県防災統括室及び奈良土木事務所に報告する。

1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合及び災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合に報告する。

（例えば地震時の第一報で死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）

第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

様式集 被害報告基準

様式集 火災・災害等即報要領について

様式 5 被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

様式 6 第 4 号様式（その 1）[災害概況即報]

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画

2) 被害状況即報

災害による被害を覚知した場合は、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を防災行政無線等で報告し、以後判明したものから逐次報告する。

様式5 被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

様式7 第4号様式（その2）[被害状況即報]

3) 被害確定報告

応急対策終了後、14日以内に報告する。

様式7 第4号様式（その2）[被害状況即報]

4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに報告する。

様式8 災害年報

5) 県担当課への被害状況報告

各班においても県庁各課が示した所定の様式により、資料集に定める報告系統に従つて報告する。

資料66 県担当課への被害状況報告系統

(3) その他

1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を県及び国（消防庁）に通報する。

2) 県への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

この場合、事後速やかに県に報告を行う。

(4) 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を覚知後30分以内で、県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても分かる範囲で報告する。

なお、風水害についての直接即報基準は定められていないが、その他の災害についての直接即報基準を次に示す。

1) 火災等

ア 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

(ア) 航空機火災

(イ) トンネル内車両火災

(ウ) 列車火災

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画

イ 危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

ウ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

オ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2) 救急・救助事故

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア 列車、航空機等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第4項 被害調査・罹災証明書発行計画

[本部事務班、総括班、広報班、調査班、消防班]

家屋被害状況の把握は、「災害救助法」の適用根拠となり、罹災証明書の交付や被災者への各種対策実施の根拠となる。

このため、事前対策として調査体制の確立を通常業務の中で図り、大規模な災害が発生した場合、災害対策本部は速やかに調査本部を設置し、家屋被害調査を実施のうえ、家屋罹災調査台帳を作成する。

また、消防班も火災による被害調査を実施したうえ、罹災台帳を作成する。

罹災証明は、家屋罹災調査台帳等に基づき、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、目視等で確認できる被害について行う。

人的被害は、本部事務班及び総括班が死者、行方不明者、負傷者の把握を行う。

1 被害家屋調査体制

(1) 事前対策

本部事務班及び調査班は、想定された家屋被害に対処するための事前対策を行う。

1) 被害家屋調査員の確保

市職員以外の被害家屋調査員を確保するため、(一社)奈良県建築士会、(公社)奈良県不動産鑑定士協会、(公社)奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等へ家屋被害調査に対する協力を要請する。

2) 罹災証明書発行の手順

被害家屋の調査及び罹災証明書は、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き(内閣府)」を参考に、迅速に発行業務を実施するよう努める。

3) 他都市との協力体制の確立

被害家屋調査の応援を求めるために、他都市との相互協力体制を確立する。

4) 調査に必要な物品の備蓄

調査員が被害調査を行うための物品について、可能なものを備蓄する。

(例、買い換え後に不要となる住宅地図等)

(2) 調査本部

大規模な災害が発生した場合、総務部長は、部内に調査班員による調査本部を設置し調査班長を中心にその庶務を行わせる。

(3) 被害家屋調査

調査本部は、速やかに被害家屋調査を行う。

1) 調査準備

ア 調査全体計画の作成

市域全体の調査の必要性を検討したうえ、調査全体計画を作成する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画

ア) 調査全体計画の作成

イ) 調査地区割の検討

イ 調査員の確保

災害対策本部は、被災状況に応じて、下記により調査員を確保する。

ア) 家屋補償関係職員、建築士、消防査察員、土地家屋の調査及び評価業務の経験者等の職員の動員

イ) (一社)奈良県建築士会、(公社)奈良県不動産鑑定士協会、(公社)奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等へ調査に対する協力要請

ウ) 他都市へ調査に対する応援要請

ウ 調査に必要な物品等の調達

下記のとおり、調査に必要な物品等を調達する。

ア) 調査携帯品（調査票等）

イ) 調査地図（住宅地図）

ウ) 調査員用車両

2) 調査実施

ア 調査体制

人 員：2人1組

調査員：市職員、他都市応援職員及び(一社)奈良県建築士会等の協力者

イ 調査方法

ア) 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視により調査を行う。

イ) 第2次被害家屋調査

第1次調査の結果に不服申し出があった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、再調査※を行う。

※被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかつた家屋について、再調査を申し出ることができる。

3) 家屋罹災調査台帳の作成

調査本部は、被害家屋調査による判定結果、住民基本台帳、課税台帳、既存データ等を集積し、家屋罹災調査台帳を作成する。

2 被害家屋の判定基準

罹災証明を行うに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」に基づき、1棟全体で部位別に、表面的におおむね1か月以内の状況をもとに行う。

資料 55 災害の被害認定基準

3 罹災証明書の発行

(1) 罹災証明の対象及び実施担当者

罹災証明は、「災害対策基本法第2条第1号」に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- 1) 火災及び爆発を除く災害による被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）

　　調査班

- 2) 火災及び爆発による被害（全焼、半焼、部分焼、水損）

　　消防班

(2) 罹災証明書の発行

火災及び爆発を除く災害による被害に関する罹災証明書は、被災者に対し、家屋罹災調査台帳に基づき調査班が発行する。

火災及び爆発による被害に関する罹災証明書は、「奈良市火災調査規程」に準じて、各消防署が発行する。

様式9 罹災証明書

(3) 罹災証明に関する相談窓口の設置

調査本部は、罹災証明書発行窓口のほかに、再調査の受付や相談業務を行う窓口を設置する。

(4) 罹災証明書発行に関する広報

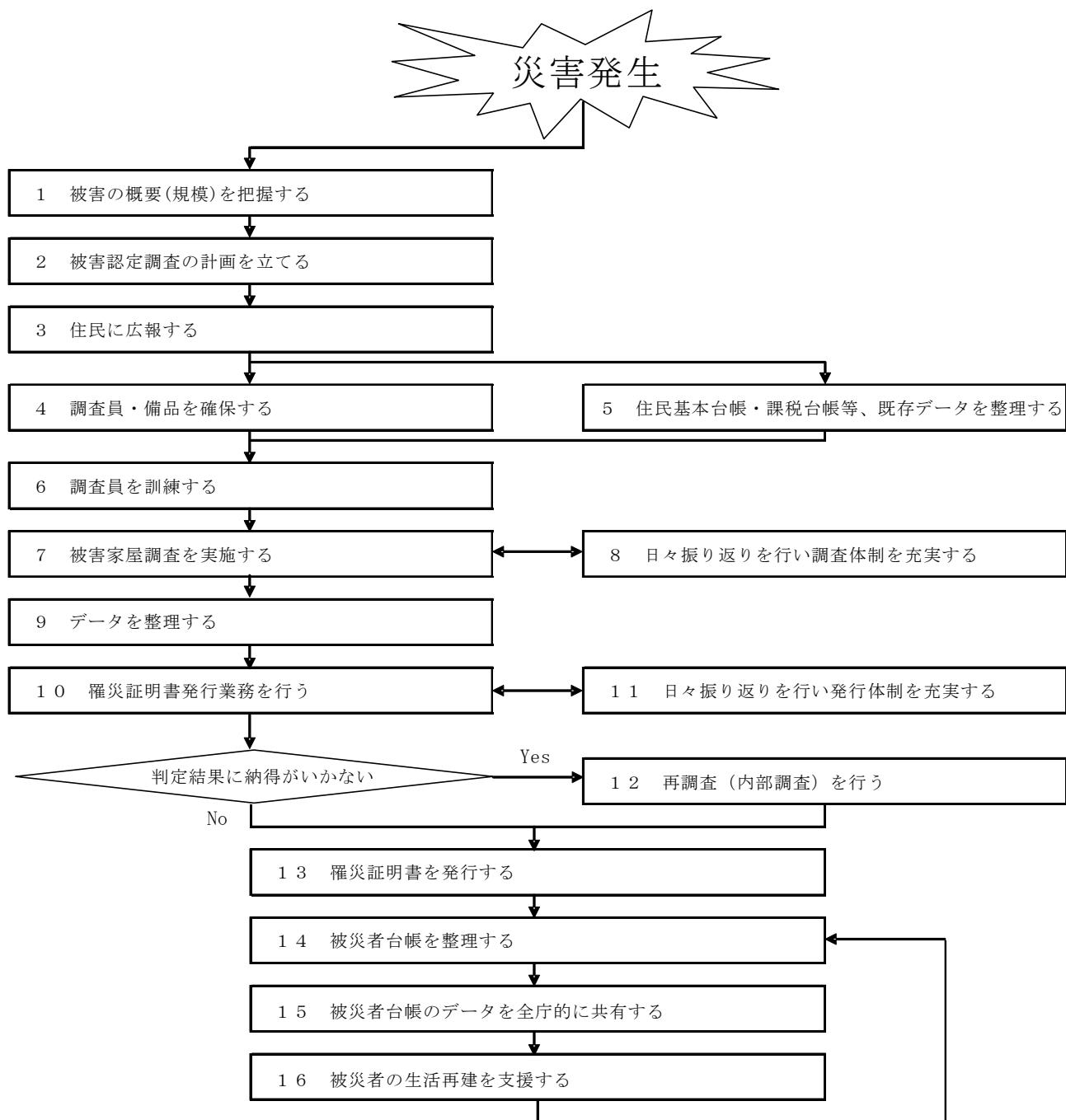
調査本部は、被災者への罹災証明書発行に関する広報（報道機関の利用等）を広報班に依頼する。

広報の内容は、以下のとおり。

- 1) 調査の進捗状況
- 2) 罹災証明書の内容
- 3) 第1次調査に不服のあるときの申請方法
- 4) 家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

(5) 罹災証明書発行フロー

罹災証明書発行フローを次に示す。



罹災証明書発行フロー図

4 人的被害の把握

本部事務班及び総括班は、死者、行方不明者について、消防班及び各警察署と連携し情報収集（住所、氏名、年齢等）を行う。

負傷者については、消防班の救急搬送記録から情報収集（住所、氏名、年齢、負傷の程度、医療機関等）するとともに、救護所の記録及び救急告示病院への問い合わせにより情報収集する。

調査班は、被災地の調査の中で、被災者から負傷等の報告を受ければ調査票にとりまとめ、

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画
本部事務班及び総括班へ報告する。

資料79 救急告示病院一覧表

資料80 救護所一覧表

第5項 災害広報計画

[各班共通]

災害時における広報活動はあくまでも人命尊重を第一義とし、流言飛語等による人心の動搖を防止し、市民が正確な判断を下せるように、統一ある広報により被害を最小限度にとどめることを基本とする。

1 実施担当者

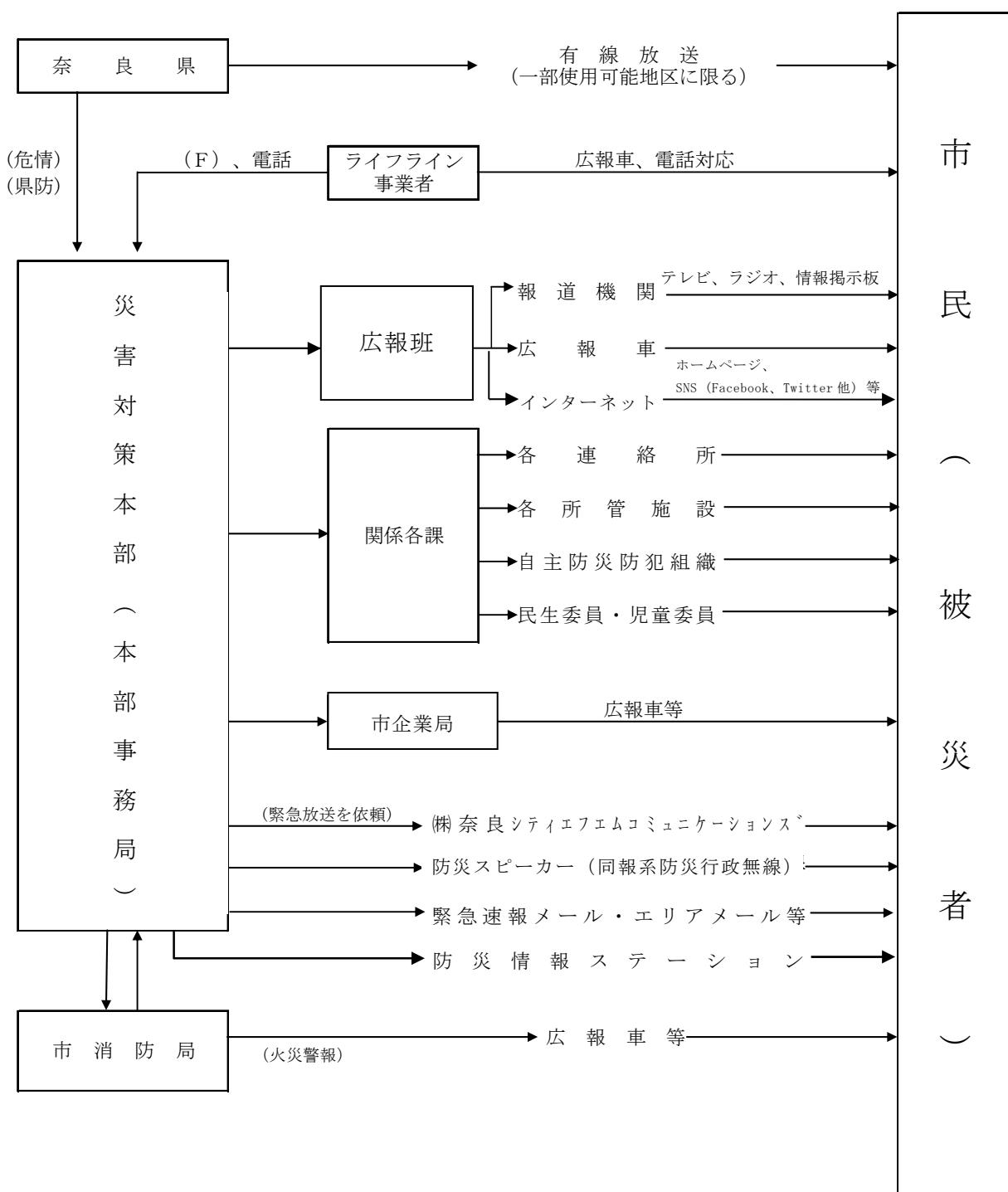
災害広報に関わる業務の実施は、主に広報班、消防班、総務班とする。

ただし、各班においても伝達可能な手段をもって市民への広報を実施する。

2 災害時の広報活動

災害時の広報は、災害に関する情報、被害の状況、応急対策の内容等について、市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害危険の情報や被害防止に必要な情報についても、同様に周知するよう努める。



(危機) 危機管理情報システム

(県防) 県防災行政無線(衛星系)ファックス

(F) 一般加入ファックス

災害広報伝達図

3 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から地域住民まで瞬時に伝達するシステムのこととで、市においても、携帯電話等に配信される緊急速報メール、防災スピーカー（同報系防災行政無線）等により、国民保護情報、緊急地震速報、気象警報等の情報について、広報を実施する。

4 広報活動実施要領

災害発生時における広報活動については、おおむね次の要領により実施する。

(1) 広報内容

時間の経過とともに市民のニーズや被災者を取り巻く状況の変化に対応した広報をする。

- 1) 災害発生の状況及び各地の被害状況（人的被害、住家被害等）
- 2) 市の災害対策本部（災害警戒本部を含む。）の活動現況
- 3) 余震、土砂災害等の二次災害危険の見通し
- 4) 避難、医療、救護、衛生に関する情報
- 5) 給水、炊出し、物資配給に関する情報
- 6) ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電防止等の注意事項
- 7) 再通電による火災防止のための注意事項
- 8) 交通渋滞解消への協力依頼
- 9) 電話混雑解消への協力依頼
- 10) 上水道の飲用注意事項
- 11) ライフライン被害と復旧の見込み
- 12) 生活再建、仮設住宅、教育、復旧計画に関する情報
- 13) デマによる混乱防止の協力依頼
- 14) その他、被災市民の生活に必要な情報等

(2) 伝達方法

必要に応じ、拡大文字、手話、点字、録音、外国語など要配慮者に配慮した広報手段を用いる。

- 1) 広報車による伝達
- 2) 自治連合会又は自主防災防犯組織等の協力による伝達
- 3) ラジオやテレビの緊急放送による伝達
- 4) 有線放送による伝達
- 5) 防災スピーカー（同報系防災行政無線）による伝達
- 6) 防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、ツイッターなど文字情報による伝達
- 7) 掲示板、ホームページ（緊急用ホームページへの切替）等による伝達

- 8) 市民相談窓口の開設
- 9) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- 10) 防災情報ステーション

※防災情報ステーションとは、災害時商業施設電力遮断時にも一定時間インターネットで情報収集できる施設

5 報道機関に対する情報発表

本部駐在員から集まる各班の情報を、災害対策本部又は災害警戒本部で収集し、災害情報や市の防災対策等に関して、必要に応じて速やかに報道機関に発表する。

また、報道機関が独自に行う取材活動について協力する。

6 事後の広報

被害状況の撮影及び記録、救助及び復旧の実施状況とその見通し、市民への協力要請などに関しては、民生安定のため広く公開し、将来の災害対策の参考資料とする。

7 安否情報の提供及び照会

(1) 安否情報の提供

本部事務班及び総括班は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、市が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

被災者について保有している安否情報の有無

第3章 風水害等災害応急対策計画 第4節 情報収集・通信等に関する計画

(2) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

- 1) 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- 2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- 3) 照会をする理由

第5節 災害時の現場活動に関する計画

第1項 水防対策計画

「第7章 水防計画」に準ずる。

第2項 消防対策計画

[消防班]

この計画は、「消防組織法」並びに「消防法」などの消防関係法令に基づき、市民の生命と財産を火災から保護するため、消防機能を効果的に活用してその被害を軽減することを目的とする。

1 実施担当者

消防対策に係る業務の実施は、消防班とする。

2 一般火災防御体制

管内において火災が発生した場合は、次による防御体制をもって当たる。

(1) 平常時の防御体制

1) 出動

通常時における火災（救助、救急を含む。）出動は、「奈良市警防活動規程」の定める区分による。

資料 67 出動体制区分表

2) 動員体制

火災等が発生しその規模が拡大するおそれのある場合で、防御活動及び警備体制に万全を期すため、その状況により消防局長が消防班員の非番者（日勤者を含む。）及び団員の動員を指示する。

3) 現場指揮本部の設置

現場指揮は「奈良市警防活動規程」により、発生災害（火災、その他）の規模形態に応じて設置する。

(2) 大火時の火災防御体制

乾燥及び強風などの気象条件により、火災の規模が通常20戸以上、又は焼失面積が2,000m²を超える大火が発生するおそれのある場合の火災防御に関しては、以下に示した対策を講じる。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第5節 災害時の現場活動に関する計画

- 1) 非常時の増員体制
- 2) 飛火警戒隊の編成
- 3) 第3出動による初動出動
- 4) 現場指揮本部による現場速報及び情報収集
- 5) 火災防御の重点設定
- 6) 飛火警戒の実施
- 7) 火災防御線の設定
- 8) 増援部隊の要請
- 9) 人命救助の優先

資料 23 消防相互応援協定

資料 68 火災警報発令系統図

資料 69 警報の関係機関伝達系図

(3) 強風時の火災防御体制

強風等の気象条件により、火災警報が発令された場合の防御活動は、次による。

- 1) 火災警報発令下の警戒措置の実施
- 2) 防御要領
 - ア 第2出動による初動出動
 - イ 防御行動
 - (ア) 出動分隊は装備している無線を活用し、部隊の合理的な運用を図るとともに、重要方面の延焼阻止を第一とする。
 - (イ) 風向、風力による延焼面の延焼阻止に重点をおく。
 - (ウ) 現場指揮者は、飛火警戒隊の配置指示を行い、飛火による火災発生の防止を行う。その他この警戒配置等は、前記大火時の警戒要領に準ずる。
 - (エ) 出動分隊は、災害現場直近の有効水利（消火栓）のほか、水量豊富な自然水利等を確保できる位置に配備する。

(4) 乾燥注意報時の火災防御体制

- 1) 予防広報
- 2) 広報隊巡回指導
- 3) 体制の強化措置
- 4) 水利の確保
- 5) 火災警報発令時等の「前述(3) 強風時の火災防御体制」に準じた体制への移行

(5) 断水・減水時の火災防御体制

長期にわたる降雨量不足、水使用増加と給水とのアンバランスによる広域的な消火栓の使用不能、並びに自然水利の減少等に際して火災が発生すれば、大火災が予想される。

こうした条件下における防御につき、その対策を次により講じる。

1) 事前対策

- ア 増水の手配
- イ 自然水利の確保

2) 予防措置

- ア 断水・減水地域周辺に対しての予防広報
- イ 部隊の増強

3) 防御要領

- ア 第3出動による初動出動
- イ 防御行動

(ア) 水槽付きポンプ車の集中的活用とする。

(イ) 現場直近の貯水池及び防火水槽などの水量豊富な水源に部隊を配置し、中継送水により補給を図り、平常時の筒先口数の確保に努める。

(ウ) その他、気象条件などによる大火様相時における防御要領は、異常時の火災防御体制に準ずる。

(6) 特殊火災防御計画

重要文化財及び危険物などの特殊火災に関する防御体制については、次による対策とする。

1) 国宝重要文化財等の火災防御体制

ア 火災防御要領

(ア) 消防隊（消防班員、団員）の出動

国宝重要文化財等の火災を覚知したときは、第3出動体制をとるが、現場の状況判断により増減を行う。

(イ) 防御行動

ア 重要物件を優先的に防御する。

イ 噴霧注水等により物件の損傷を避ける。

イ 増援部隊の要請

国宝重要文化財施設等は大半が木造の大建築物が多く、火災が中盛期を超えると予想される場合は、現場指揮者は機を失すことなく、増援部隊（特命出動）を要請し、警戒、鎮圧、防護に当たる。

ウ その他

消防局長が必要と認めるときは、大火時の火災防御体制に準じて行う。

2) 危険物の火災防御体制

ア 防護対策

(ア) 部隊の運用

危険物の貯蔵状況等から判断し、化学車及びその他化学薬剤積載車を最大限に運用して、早期制圧を図る。

災害の規模によっては、消防応援協定都市による化学薬剤積載車（タンク車）の

応援要請を行う。

(イ) 要領

- ア) 危険物により建物自体が燃焼し、あるいは隣接建物に延焼危険がある場合は、その延焼防止を第一とする。
- イ) 現場指揮者は、対象物の防火管理者又は責任者から状況を聞き、爆発等の危険度を察知判断して、危害防止に努める。
- ウ) 油脂火災に際しては化学消火剤による消火を結集し、他の注水は火災鎮圧後とし、火元タンクなどの冷却と付属施設への延焼拡大防止に当たることを原則とする。
- エ) 未燃焼の油槽缶等については、冷却し移動分離する。
- オ) 爆発飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備する。

イ 消火薬剤の調達

消防機関が保有しているエアーフォーム剤や泡末剤で制圧できないと判断される大量危険物火災に際しては、消防応援協定都市から緊急調達の手配をする。

ウ 危険物施設

市域における当該施設を資料集に示す。

資料 27 危険物施設数一覧表

3) 地下駅室火災防御

地下駅や地下室火災においては、煙の充満による火点の確認や防御行動が困難であることから、おおむね次の防御対策をとる。

ア 事前対策

- (ア) 施設関係者等立会の上、立入検査を強化し、地下駅部、トンネル部の構造について知得し、火災予防週間等における消防訓練を通じて事前に諸設備の運用について検討する。
- (イ) 終電以降は各通路のシャッターがおりており、内部から開けない限り進入できないので、進入方法について関係者と協議する。

イ 防御要領

- (ア) 地下駅付近あるいはトンネル部においての火災防御については空気の流動察知が重要であり、換気用ファンによる吸排気と排煙口からの排煙状況に留意する。
- (イ) 消防部隊の出動は、避難誘導、救出及び救助が第一となるため平常時の第2出動とするも、地下進入隊については空気呼吸器、その他の防煙具を完全に装着し、照明具、警笛あるいは携帯無線機等による連絡方法を用意し、災害地点に突入する。
- (ウ) ホースの延長は避難者の行動を考慮し、通路等の一方寄せるよう配慮する。
- (エ) 先着隊はシャッターの開放及び内部との連絡、火点の確認、救助者の検索に努める。
- (オ) 後着隊は、排気の少ない開口部において噴霧放水の態形を整え排熱しつつ進入す

る。

ただし、指揮者の命により統一した行動をとり、単独行動は避ける。

(カ) トンネル部における火災についての放水は、電源遮断等充分確認したうえで行う。

3 林野火災防御体制

管内において林野火災が発生した場合は、次によりその消火、鎮圧に当たる。

(1) 出動体制

- 1) 消防隊の出動は、出動体制区分に基づくものとする。
- 2) 消防団の出動は、現場指揮者の状況判断により出動要請するほか、原則として消防団出動所轄地域表に示した管轄区内ごととする。

資料 70 消防団方面隊別管轄分団表

3) 林野火災は、長期間にわたる防御活動が必要であるため、食糧、飲料水、医療器材の補給対策を考慮する。

(2) 活動体制

- 1) 現場の状況により、後続応援又は関係機関及び付近の住民の協力を要請する。
- 2) 火災の延焼が広範囲にわたると予想されるときは、出動体制区分による第3出動体制とする。
- 3) 延焼拡大が甚だしく、消防隊、関係機関並びに付近住民の協力を得ても防御困難な場合は、消防応援協定都市及び奈良県防災ヘリコプターの応援を要請するとともに、県知事に自衛隊の派遣を要請する。

(3) 消火・救出活動

1) 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛火の警戒に当たる。

イ 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

ウ 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負い式消火水のう等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第5節 災害時の現場活動に関する計画

必要があれば、消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。

また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2) 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

3) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合は、消防部の消防班長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮にあたる。

(4) 避難・誘導

1) 森林内の滞在者の退去

市・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業車等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。

道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

2) 地域住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、地域住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して地域住民を安全に避難させる。

(5) 応援隊の活動

1) 現場まで誘導員を配置すること。

2) 幹部に対して活動区域及びその内容を明確にし、充分理解を与えて従事させる。

3) 現場指揮本部との連絡等を指示する。

(6) 事後措置

1) 鎮火後の再発に備えて、なおしばらくは警戒に当たる。

2) 火災が鎮火し、残火処理及び警戒活動の終了後は部隊ごとに集結し、消防機関の長（消防局長）に報告したのち、その指示により引揚げる。

3) 火災原因及び損害調査の実施

4) 被害状況の報告（災害救助関係の調査報告による。）

5) 森林所有（管理）者は、焼失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとし、市長（本部長）は、そのための指導を行う。

4 自衛隊の派遣要請

市長（本部長）は、所有の消防力だけでの対処が困難であると判断される場合は、知事に
対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

知事は、市長（本部長）から依頼を受けたときは、速やかに自衛隊に対し、人員、車両、
ヘリコプター等の派遣を要請する。

第3項 緊急輸送対策計画

[総務対策班]

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。

また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

1 実施担当者

配車・輸送対策に係る業務の実施は、総務対策班とする。

2 車両等の使用及び借上げ

災害時の輸送に使用する車両は、可能な限り市有の車両を使用するが、災害の程度、規模等により市有の車両だけで不足するときは、公益社団法人奈良県トラック協会、奈良交通株式会社（乗合事業部）、日本通運株式会社奈良支店等の民間所有の車両を借上げて実施する。

なお不足するときは、県災害対策本部に対して、輸送内容その他必要条件を明示して応援を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

資料 71 市有車両及びリース車両一覧表

3 輸送の範囲

緊急性に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - 1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
 - 2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
 - 3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
 - 4) 後方医療機関へ搬送する負傷者
 - 5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
 - 6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
 - 7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

(2) 第2段階

- 1) 上記(1)の続行
- 2) 要配慮者の保護に係る福祉避難所への移送
- 3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- 4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

(3) 第3段階

- 1) 上記(2)の続行
- 2) 災害復旧に必要な要員及び物資

4 輸送の方法

輸送の方法については、災害の規模及び被害の程度等によって異なるので、あらかじめ定めることができないが、市単独で実施するように努める。

しかし、災害の状況によってこれができない場合は、次の方法のいずれかを合わせて実施する。

なお、その実施方法については、その都度定める。

また、道路被害により車両の通行不能箇所が生じた場合は、県を通じて西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社に輸送協力を要請する。

- (1) 輸送業者との契約及び協定による輸送
- (2) 輸送業者以外の一般個人に委託して行う輸送
- (3) 官公署及び公的団体による輸送
- (4) その他自衛隊等への要請による輸送

災害救助法様式 22 輸送記録簿

5 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」を交付する。

緊急通行車両の確認及び「標章」等の交付は、原則として公安委員会が行い、知事にあっては、県が保有又は調達した緊急通行車両について確認及び交付を行う。

(1) 事前届出車両

奈良県警察本部交通規制課又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

(2) 事前届出車両以外の車両

「緊急通行車両等確認申出書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明書類とともに奈良県警察本部交通規制課又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に申請

第3章 風水害等災害応急対策計画 第5節 災害時の現場活動に関する計画

し、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

資料 36 緊急通行車両等事前届出済証

資料 37 緊急通行車両等確認申出書

資料 38 標章及び緊急通行車両等確認証明書

6 緊急輸送道路の確保

次により緊急輸送道路を確保する。

(1) 交通規制

参照 第3章第5節第5項交通規制計画

(2) 障害物の除去

参照 第3章第5節第6項障害物の除去対策計画

7 緊急輸送拠点

他都市から搬入される救援物資等を受け入れる市の緊急輸送拠点を中央体育館、中央第二体育館とし、分散が必要な場合、候補施設等から選定する。

(市以外の施設に対しては協力要請を行う。)

なお、県は県営競輪場を救援物資や救助隊の受け入れの広域防災活動拠点としている。

資料72 緊急輸送拠点施設一覧表

第4項 ヘリコプター利用計画

[本部事務班、消防班]

災害時には、陸上輸送が期待できないことが想定され、このような状況下においても各活動を円滑に推進していくために、ヘリコプターを利用する。

1 ヘリコプター利用の基本方針

- (1) 発災直後の利用
 - 1) 被害情報の収集
 - 2) 重症者の搬送
 - 3) 救助活動
 - 4) 火災防御活動
- (2) 応急活動時の利用
 - 1) 重症者の搬送
 - 2) 緊急物資の搬送
 - 3) 防災対策要員の搬送
 - 4) 遺体の搬送

2 ヘリコプターの支援要請

陸上輸送が困難なとき又は相当時間を要すると思われるとき及び火災、山崩れ等で地上での応急活動が困難であると思われるとき、市長（本部長）は「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、知事に対して防災ヘリコプターの派遣を要請する。

防災ヘリコプターの派遣が困難なとき及び防災ヘリコプターのみでの活動では応急活動が困難なときは、県を通じて自衛隊等にヘリコプター輸送を要請する。

参照 第3章第3節第1項自衛隊災害派遣要請計画

3 受入れ体制の整備

市長（本部長）は、緊急運航を要請した際は、要請先である自衛隊又は県防災航空隊等と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

4 ヘリコプター臨時発着場の開設

消防班長は、消防局（消防部）において、広域避難場所（鴻ノ池運動公園、平城宮跡）にヘリコプター臨時発着場を開設させる。

なお、消防班が応急活動に従事しそのいとまがないとき、市長（本部長）は他の部（班）に行わせることができる。

消防班は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

また、市及び臨時発着場の施設管理者は臨時発着場の被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

- (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (2) 離着陸地点には、⑩記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。
- (3) ヘリポート周辺への一般人の立入を禁止して事故防止に努める。
- (4) ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
表示方法として、上空より良く判別できるよう白布又は赤布をくくりつける。
- (5) 離着陸の際に砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水等を行う。

資料73 ヘリコプター離着陸地点等の基準

資料 74 市内のヘリコプター臨時発着場

5 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- (1) 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- (2) 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- (3) 日没後
- (4) 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

6 臨時発着場の検討

災害時において、重症者を市外の医療機関等へ一刻も早く搬送するためには、医療機関の近隣に臨時発着場を開設することが必要不可欠であり、また物資搬送のために郊外や市街地近くの臨時発着場の開設も検討する。

第5項 交通規制計画

[土木復旧第一班、(奈良警察署)、(奈良西警察署)、(天理警察署)]

災害時に道路、橋りょう等における円滑な交通を確保し、交通規制を実施して、災害応急対策としての被災者の避難、傷病者の収容、応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び生活必需品の輸送を迅速かつ的確に実施することとする。

また、災害の程度及び範囲などの状況を総合的に判断して、必要に応じて奈良県、隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図る。

災害に対処するための交通規制としては、おおむね次のとおり実施する。

1 実施担当者及び実施機関

交通規制に係る業務の実施は、土木復旧第一班、奈良警察署、奈良西警察署及び天理警察署とする。

2 道路及び橋りょうの危険箇所の把握

道路及び橋りょうに危険箇所の発生が予想されるときは、道路巡視を実施する。

道路の破損、決壊、橋りょうの流失・破損、付帯構造物の損傷、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握するとともに、迂回路を確保して、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

3 交通規制

(1) 交通規制の実施

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

第3章 風水害等災害応急対策計画 第5節 災害時の現場活動に関する計画

(2) 通行禁止区域等における措置命令

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

(3) 市長（本部長）又は応急対策に従事する者は、災害応急対策に必要な物資の輸送車両、その他応急措置を実施するための緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限を必要とする場合は、奈良警察署長、奈良西警察署長及び天理警察署長に対して、その対象区間、期間、理由を明示し規制の実施及び規制箇所区間への警察官の派遣等を協議する。

(4) 市長（本部長）、奈良警察署長、奈良西警察署長又は天理警察署長は、通行を禁止し又は制限する場合は事前にその対象区間、期間、理由を相互に通知する。

また、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

その禁止又は制限の必要がなくなった場合、又は変更をする場合も同様とする。

(5)迂回路の確保

通行禁止や制限を行ったときには、周辺道路の混乱を避けるために関係機関が協議のうえ適切な迂回路を選定して確保する。

(6)規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

(7)規制の広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、標識の掲示又は報道機関を通じて交通関係業者や一般通行者に対して広報することにより、一般交通にできる限り支障のないよう努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

4 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第5節 災害時の現場活動に関する計画

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第6項 障害物の除去対策計画

[土木復旧第一班]

災害時において、濁流や強風等によりもたらされた土砂、倒木等の障害物は、被災者の救助や応急対策の実施を阻害するばかりでなく、道路交通や日常生活を困難にするので、以下の方針により早急に除去する。

1 実施担当者及び実施機関

障害物の種別によって、それぞれ次の機関等が除去業務を実施する。

(1) 道路関係障害物

- 1) 国管理の国道にあっては国土交通省近畿地方整備局
- 2) 県管理の国道及び県道にあっては奈良県
- 3) 市道にあっては土木復旧第一班
- 4) 電柱架線等は関西電力送配電(株)及び西日本電信電話(株)
- 5) 建設中の現場工作物等は、その業者

(2) 河川関係障害物

- 1) 国管理の河川にあっては国土交通省近畿地方整備局
- 2) 県管理の河川にあっては奈良県
- 3) 市管理の河川及び水路にあっては土木復旧第一班
- 4) 電柱架線等は関西電力送配電(株)及び西日本電信電話(株)
- 5) 建設中の現場工作物等は、その業者

(3) 住宅関係障害物

「災害救助法」が適用された場合は、原則として県が実施するが、市が県から救助の委任を受けた場合は、土木復旧第一班が土木業者に請負わせて行う。

同法が適用されない場合は、市長（本部長）が被害戸数を勘案した上、必要の都度実施する。

2 障害物の対象

災害時に発生した障害物の除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

(1) 道路関係障害物

- 1) 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- 2) 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

(2) 河川関係障害物

- 1) 河川の溢水の防止、堤防と堰堤等の決壊等を防止するために必要と認める場合
- 2) 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

(3) 住宅関係障害物（被災者自らの資力で除去することを原則とする。）

原則として下記1)～4)の全てを満たす場合を対象とする。

- 1) 当面の日常生活が営み得ない状態であること。
- 2) 居間、炊事場等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家の出入りが困難な状態であること。
- 3) 自らの資力で障害物の除去ができない者
- 4) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者

3 障害物除去の実施方法

(1) 道路関係障害物

1) 障害物除去の優先道路

緊急輸送道路を優先する。

2) 実施責任者は、災害発生後速やかに道路関係障害物の実態を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械、器具を用い、又は道路関係業者の協力を得て速やかに実施する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

3) 実施責任者は、2)の措置のため、止むを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

4) 除去作業は、緊急の応急措置を実施するうえで止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、道路交通に支障の起こらないよう配慮して実施する。

(2) 河川関係障害物

1) 実施責任者は、災害発生後速やかに河川関係障害物の実態を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械、器具を用い、又は河川関係業者の協力を得て速やかに実施する。

2) 除去作業は、緊急の応急措置を実施するうえで止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、河川通水に支障の起こらないよう配慮して実施する。

(3) 住宅関係障害物

1) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、倒木等を、市長（本部長）は地域住民の協力のもとに、必要最小限度の日常生活が営める状態に除去する。

2) 障害物除去対象予定住宅を調査してその住宅を選定し、除去作業に必要な車両、機械、器具を確保する。

4 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所としては、市管理の運動場、空き地等とし、その他の用地を使用する場合は、所有者と協議しその都度決定する。

5 障害物の処分

除去した物件の処分は、「廃棄物処理計画」に準じて実施する。

準拠 第3章第8節第4項廃棄物処理計画

6 地域住民による障害物処理に対する協力要請

- (1) 災害により発生する障害物を早急に処理するため、自主防災防犯組織等を通じて、地域住民の協力を要請する。
- (2) 災害により発生した廃材、土砂、ごみ等の区分を徹底する。
- (3) 集積地を自治会長等を通じて徹底する。

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置方法で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

- (1) 救助の種類

障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去）

資料56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

- (2) 書類の保管整備

障害物の除去を実施した場合は次の書類を整理し、保管する。

- 1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- 2) 障害物除去の状況（災害救助法様式21）
- 3) 障害物除去支出関係証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式21 障害物除去の状況

第7項 被災宅地危険度判定計画

[土木復旧第二班]

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止して市民の安全を図るため、被災宅地危険度判定について定める。

1 被災宅地危険度判定

豪雨等（本市において、災害対策本部が設置される規模の気象）により、広範囲かつ大規模な宅地の被害が発生し、擁壁等の被害状況調査及び危険度判定を行う必要があると認めた場合、被災宅地危険度判定士等の協力を得て、宅地の危険度判定を行い、判定ステッカー等の貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎、避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する市職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

なお、被災宅地危険度判定士の数が不足する場合は、県に要請する。

資料75 被災宅地危険度判定のシステム

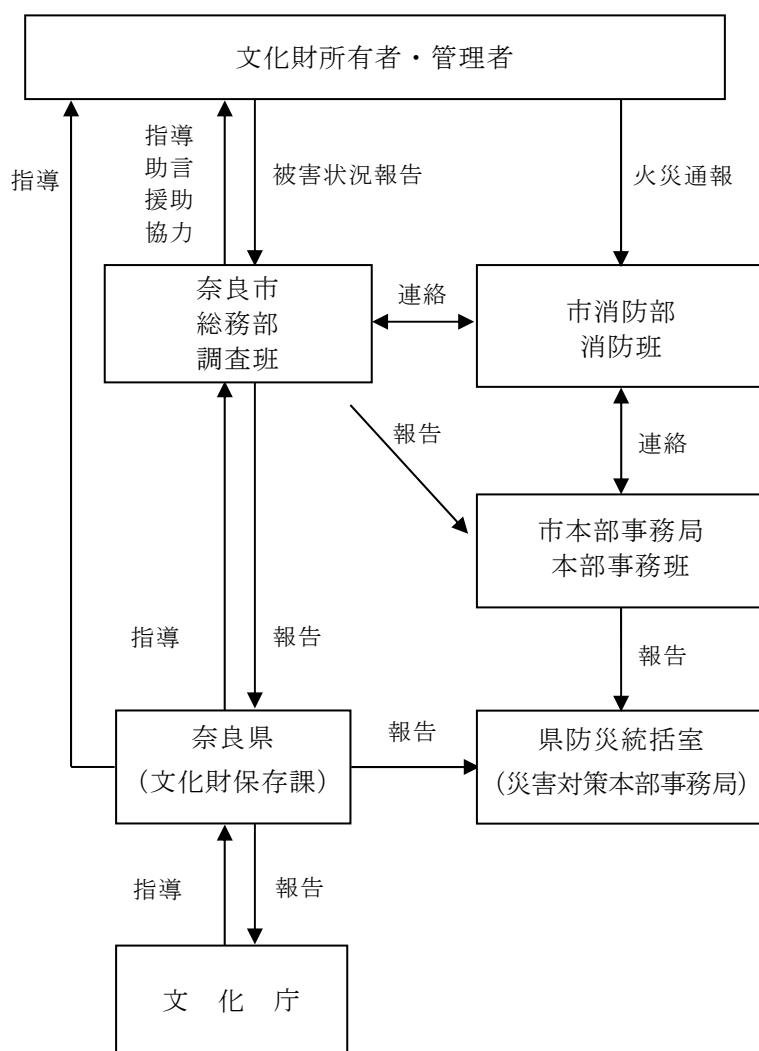
第8項 文化財対策計画

[調査班、消防班]

災害時、文化財の所有者又は管理者は被害状況を調査し、その結果を直ちに市に報告する。また、被害拡大防止のため、市・県の指導等に基づき、応急措置を行う。市は、所有者又は管理者からの報告や現地調査によって被害を把握し、直ちに県に報告する。また、県と連携して、所有者又は管理者に対し、被害の拡大防止及び応急措置等の指導、助言又は援助、協力を行う。

文化財対策は、調査班副班長を中心に文化財課（埋蔵文化財調査センター含む。）に所属する調査班員が対応にあたる（消火活動を除く。）。被害が甚大である場合は、県を通じて関係機関に応援要請する。

1 文化財対策における情報伝達図



2 消火活動

文化財（国宝重要文化財等）の火災が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、特殊火災防御計画に準じて措置を実施する。

準拠 第3章第5節第2項2(6)特殊火災防御計画

3 被害の把握

(1) 文化財の所有者又は管理者

文化財の所有者又は管理者は、被災後速やかに巡回し、被害状況を把握するとともに、市へ報告し、必要な措置を講じる。

行政機関はあらかじめ報告が確実に行われるよう指導しておく。

(2) 行政機関

調査班は、上記の報告及びその他の方法で情報を収集するとともに、県へ被害状況を報告し、被害の程度により、県の専門職員等とも連携して現地調査を行う。

- 1) 調査計画の作成 調査体制、調査対象、調査票等を検討する。
- 2) 調査員の確保 調査班員のほか、必要に応じて外部に応援を要請する。
- 3) 用意する資機材 文化財リスト（所在地、写真等含む。）、地図、調査票、カメラ、携帯電話、車両等

様式30 文化財被害状況報告（概況・中間・確定）

4 被害の拡大防止と応急措置

所有者又は管理者は、火災、建物の倒壊、盗難、風雨、廃棄、散逸等による二次的な被害を防止するため、必要な応急措置を講じる。

調査班は、所有者又は管理者に指導・助言するとともに、必要があると認めるときは、所有者又は管理者の要請に応じて援助・協力する。

また、被害の拡大防止と応急措置に関する広報を広報班に依頼する。

(1) 火災対策

出火・延焼危険箇所の発見、飛火の監視、防災設備の損壊状況の確認等により、初期消火・延焼防止活動に備える。

火災発見時は、消防機関に迅速に通報するとともに、身体の安全を確保したうえで、初期消火・延焼防止活動を行う。

調査班は、消防と連絡を取り合い、状況の把握と適切な対策に当たる。

(2) 倒壊対策

半壊状態で倒壊の危険がある文化財建造物、文化財保管施設、史跡等の重要な構成要素

第3章 風水害等災害応急対策計画 第5節 災害時の現場活動に関する計画

となっている建造物等について、支柱の設置など応急補強対策を講じる。

(3) 盗難対策

盗難防止のため、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等の対策を講じる。

(4) 風雨対策

風雨による二次災害防止のため、ビニールシート等による応急対策を講じる。

このため、ビニールシート、ロープ、テープ等の調達に留意する。

(5) 廃棄・散逸対策

搬出可能な文化財については、二次災害防止のため、安全な場所に移して収納する。

破損した文化財の部材・破片等はもれなく集める。

調査班は、障害物除去や廃棄物処理を担当する環境班、土木復旧第一班、土木復旧第二班に、被害地域における文化財の所在情報を提供する。

甚大な被害が生じている場合は緊急輸送道路に面するものに特に留意する。

5 文化財の復旧

調査班は、県と連携して、所有者等による復旧計画について指導・助言を行う。

- (1) 復旧の計画に当たっては、文化財の価値を損なうことのないよう細心の注意を払い、文化財の破損状況や材質、形状等に応じた最善の方法を選択する。
- (2) 建造物については、必要に応じて構造強度向上の処置を含む工事を実施し、美術工芸品については、特に精密な調査を行って本格的な修復を実施するとともに、保存対策を講じるなど、それぞれの文化財の性状に応じた復旧計画を立てる。

第9項 災害警備対策計画

[(奈良警察署)、(奈良西警察署)、(天理警察署)]

災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、防災関係機関と緊密な連携をとり、人命及び財産を災害から保護し、社会の公共秩序を維持するように努める。

1 実施機関

災害警備対策に係る業務の実施は、奈良警察署、奈良西警察署及び天理警察署とする。

2 警備体制の区分

奈良警察署、奈良西警察署及び天理警察署で策定した警備計画に基づき、風水害及び地震に応じた警備体制をとる。

3 警備部隊の配置と運用

奈良警察署、奈良西警察署及び天理警察署で策定した警備計画に基づき、総合的な警備活動を行う。

4 警備措置

警備措置一覧表

措置 体制区分	警備措置
甲号体制 乙号体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 署警備本部の設置 (2) 警備要員の招集及び部隊編成 (3) 危険箇所の警戒巡視の強化 (4) 災害を拡大するおそれのある物件の市長への通報、関係者への指示 (5) 管内状況の報告及び応援要請 (6) 被害調査及び報告 (7) 警戒区域を設定するように市長に対して通報し、要求があったときの立入制限、立入禁止措置 (8) 避難措置 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の指示 イ 避難誘導 ウ 救出、救護活動 エ 交通規制 オ 広報活動 カ 行方不明者の捜索並びに死体見分及び検視
丙号体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 署警備連絡室の開設 (2) 気象情報その他の災害に関する情報の収集及び伝達 (3) 関係機関との連絡 (4) 危険箇所の警戒 (5) 災害用装備資機材の整備 (6) 通信設備等の整備

第6節 避難救助等に関する計画

第1項 避難対策計画

[本部事務班、地域班、土木復旧第二班、保健救護班、援護班、市民支援班、観光経済支援班、消防班、避難所統括班、避難所支援班]

災害から市民の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示及び必要と認める地域における屋内待避に関する措置の指示等（以下、「避難指示等」という。）を発令するとともに、避難誘導、避難所開設等必要な措置を講じる。

その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等の避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

また、避難所での密集等による新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、安全を確保したうえで親戚・知人宅、ホテル・旅館、安全な場所での車中泊等の分散避難の推奨について周知する。

1 避難指示等一覧

避難指示等発令の具体的な判断基準は「警戒レベルに応じた奈良市の防災体制」に示す。

警 戒 レベル	状 况	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合せ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

2 避難指示等の発令

(1) 高齢者等避難の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、高齢者、妊産婦、乳幼児及び障害者等の避難行動に時間要する避難行動要支援者が確実に避難できるよう、高齢者等避難を発令する。

(2) 避難指示等の発令

市長（本部長）は、対象とする自然災害（洪水、土砂災害等）ごとに、どのような状態になれば避難行動を開始する必要があるかを確認し、必要な場合は、気象台、河川管理者（県、国）等に対し避難指示等に関する助言を求め、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報、対象となる現場状況等をもとに、避難指示等を発令する。

また、降雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には「台風の接近に伴う洪水を対象とした、奈良市の避難指示の発令等に着目したタイムライン」に基づき、十分早期に発令するとともに、緊急かつ可能な場合における屋内待避（堅牢な建物の2階以上への垂直避難）を指示する。

その他渓流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

資料 77 台風の接近に伴う洪水を対象とした、奈良市の避難指示の発令等に着目したタイムライン

資料 78 水害対応チェックリスト（奈良市）

3 高齢者等避難の実施責任者

市長（本部長）は、要配慮者の避難には時間を要することを踏まえ、「警戒レベルに応じた奈良市の防災体制」等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。

資料 76 警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

4 避難指示の実施責任者

災害の種類	内容（要件）	指示者等	根拠法規
災害全般	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示できる。</p> <p>※必要があるときは、その立退き先を指示できる。 ※屋内での待避等（垂直避難等）を指示できる。 ※指示又は立退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。</p>	市長	災害対策基本法 第60条
	<p>災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。</p> <p>※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。 ※屋内での待避等（垂直避難等）を指示できる。</p>	知事	
	<p>市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示ができる。</p> <p>※指示したときは、直ちに、市長に通知する。 ※屋内での待避等（垂直避難等）を指示できる。</p>	警察官	災害対策基本法 第61条
災害全般	<p>人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p> <p>※警察官がとった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとる。</p>	警察官	警察官職務執行法 第4条
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をとることができる。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	自衛隊法 第94条

第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画

災害の種類	内容（要件）	指示者等	根拠法規
	※自衛官がとった処置については、防衛大臣の指定する者に報告する。この場合、防衛大臣の指定する者は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとる。		
洪 水	洪水により著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難の指示ができる。 ※水防管理者が指示した場合は、管轄の警察署長に通知する。	知事、 その命を受けた 県の職員 又は 水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫しているときは、必要な区域内の居住者に対し避難の指示ができる。 ※この場合直ちに、管轄の警察署長に通知する。	知事 又は その命を受けた 職員	地すべり等防止法 第25条

5 防災関係各機関との連絡

市及び防災関係各機関は、避難指示等に関して緊密な連絡を取るよう努め、市長（本部長）以外の者が避難の指示を実施した場合は、市長（本部長）は直ちにその旨の通知を受ける。

6 避難指示等の伝達方法等

(1) 避難指示等伝達事項

- 1) 発令者
- 2) 避難を必要とする地区、町名等
- 3) 避難理由
- 4) 避難場所・避難所
- 5) 避難経路
- 6) 注意事項
 - ア 家屋の戸締りをすること。
 - イ 火の始末をすること。
 - ウ 携帯品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること。
 - エ 行動しやすい服装であること。
 - オ 消防職員、消防団員、市の職員、警察官のいずれかによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

(2) 伝達方法

伝達方法については、次の計画等に準じ情報伝達する。

準拠 第3章第4節第5項災害広報計画

資料76 警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

1) 自治連合会や自主防災防犯組織等による伝達

避難指示等の伝達は、自治連合会や自主防災防犯組織等を通じて行う。

市長（本部長）による指示がなされた場合、所管課及び連絡所・出張所並びに行政センターは、当該地区内の自治連合会長等に連絡し、各自治会組織を通じて住民に伝達する。

なお、夜間停電時又は電話不通時等伝達が困難な場合は、消防団員、警察官等に協力を求め戸別に伝達するように努める。

緊急やむを得ない事情により、市長（本部長）以外の者が、避難指示等を行った場合もこれに準ずる。

2) 広報車等による伝達

消防班及び広報班により、広報車を使用して、当該地区を巡回して避難指示等を速やかに伝達する。

3) ラジオ、テレビ等による伝達

市長（本部長）は、広域にわたって避難指示等の伝達を必要とするときは、ラジオ、テレビの放送局に対し緊急放送を依頼する。

4) 豪雨時や夜間での伝達

避難指示等が発令される状況として、豪雨時や夜間も想定されるため、屋外スピーカーや広報車による情報伝達だけでは聞き取れないなど不十分な場合があることから、防災情報メール、エリアメール・緊急速報メールや電話リレー等を繰り返し行う等、確実に伝達できるよう留意する。

(3) 屋内待避等の安全確保措置

市長（本部長）は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避、その他の屋内における避難のための安全確保（豪雨時は2階以上で山側とは反対側の部屋に待避するなど）に関する措置を指示する。

7 避難指示等の報告

市長（本部長）は、高齢者等避難、避難指示等を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

警察官が避難の指示や屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を市長（本部長）に報告してきたときも同様の扱いとする。

その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- 1) 高齢者等避難、避難指示、屋内待避等の安全確保措置の種類
- 2) 発令時刻

- 3) 対象地域
- 4) 対象世帯数及び人員
- 5) その他必要事項

8 避難誘導

市長（本部長）は、消防班、消防団、警察署、自主防災防犯組織等の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、消防班員、消防団員、警察官等が行い、増員を必要とするときは、市長（本部長）が、土木復旧第二班の中から必要人員を動員する。

(2) 避難経路の明示

避難場所を避難対象住民に周知させるため、広報に努めるとともに、必要に応じて経路要所ごとに避難誘導者を配置する。

特に危険な地点にはロープ等を張るなど、被害の防止に努める。

(3) 誘導の順位

誘導者は、誘導にあたって、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を優先的に避難させるように努める。

(4) 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿に基づき、奈良市避難行動要支援者避難支援プランに定められた支援者とともに避難する。

当該計画が未作成及び作成されない者（不同意者）を含む要配慮者は、地区自主防災防犯組織を中心とした地域、近隣住民等の支援により避難する。

外国人、乳幼児、妊婦については地域、近隣住民等の自助、共助のもと避難する。

※避難行動要支援者とは、災害対策基本法（第49条の10）の規定により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの

(5) 自宅等に取り残された避難行動要支援者の避難

自宅等に取り残された避難行動要支援者を発見した場合には、次により適切な措置をとる。

資料39 奈良市避難行動要支援者避難支援プラン

地域住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導者等に伝達・連絡又は指定避難所等へ移送する。
市災害対策本部 の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所へ移送するよう手配する。 ○ 指定避難所が開設されている場合は、最寄りの指定避難所へ移送し、福祉避難所が開設されている場合には、必要に応じて福祉避難所へ移送するよう手配する。

9 学校・社会福祉施設等における避難対策

(1) 学校・保育園等における避難対策

以下に示した具体的な避難計画に基づき、生徒、児童及び園児の生命並びに身体の安全と保護を第一義として、適切な避難誘導を行う。

- 1) 避難実施責任者
- 2) 避難の順位
- 3) 避難誘導責任者及び補助者
- 4) 避難誘導の要領、措置
- 5) 避難者の確認
- 6) 生徒、児童及び園児の保護者への引渡し方法

(2) 社会福祉施設等における避難対策

以下に示した具体的な避難計画に基づき、施設の居住者の生命及び身体の安全と保護を第一義として、適切な避難誘導を行う。

- 1) 避難実施責任者
- 2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- 3) 避難誘導責任者及び補助者
- 4) 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬出等）
- 5) 避難者の確認
- 6) 保護者への引渡し方法

10 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命と身体の安全を確保するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画

(1) 設定権者と設定の基準

災害の種類	内容（要件）	設定権者	根拠法規
災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	市長 又はその委任を受けて市長の職權を行う市の職員	災害対策基本法 第63条
	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	知事	災害対策基本法 第73条
	市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに行うことができる。 ※市長の職權を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	警察官	災害対策基本法 第63条
	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないときに行うことができる。 ※市長の職權を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	
災害全般(水災を除く)	災害の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防吏員 又は 消防団員	消防法第28条 第36条
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときに行うことができる。	警察官	

第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画

災害の種類	内容（要件）	設定権者	根拠法規
火災	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定することができる。	消防長 又は 消防署長	消防法 第23条の2
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定することができる。	警察署長	
洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防団長 水防団員 若しくは 消防機関に 属する者	水防法第21条
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに行うことができる。	警察官	

(2) 通知の義務等

法律で規定されたもの（上表参照）のほか、消防班員又は消防団員が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を市長（本部長）に報告する。

(3) 実施方法

警戒区域を設定した場合はロープを張り、警戒区域の表示をして、避難等に支障のないような措置をとる。

11 指定緊急避難場所

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、必要に応じて、市立小学校を基本として指定緊急避難場所を開設し、地域住民等の自主避難あるいは避難指示等の発令に応じた避難を行う。

資料33 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

12 指定避難所の開設・運営・閉鎖

市長（本部長）は、災害のため現に被害を受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するために指定避難所を開設する。

なお、事前に指定した避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

また、登録された届出避難所における避難者の状況について確認する。

それでも不足するときは、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

(1) 指定避難所に収容する被災者（対象者）

指定避難所に収容する者は次のとおりとする。

- 1) 災害によって住家が被害を受け居住の場所を失った者、又は災害を受けて現に居住の場所のない者
- 2) 災害により被害を受けるおそれがあつて避難指示等を受けた者、あるいは避難指示等はないが、災害により被害を受けるおそれがあるため避難所へ避難して来た者（自主避難者）
- 3) 市長（本部長）は、市内の指定避難所に被災者を収容できないとき、県又は県内他市町村に対し、被災者の移送及び収容について要請する。
なお、他地域への移送を要請したとき、市長（本部長）は、職員の中から移送に当たる引率者を添乗させる。
- 4) 指定避難所での滞在が困難な要配慮者や、滞在中に介護等が必要となった避難者については、必要に応じて福祉避難所の開設又は開設した施設へ移動を行う。

(2) 設置の方法

指定避難所は、一次避難所として避難所施設一覧表に掲げている市立小学校及び公民館等の建物を使用する。

一次避難所のみで対応できない甚大な被害状況となった場合、二次避難所として指定する市立小中学校、公共施設及び私立学校等の建物を使用する。

このほか、神社及び寺院等の既存の建物を利用するほか、適当な施設がない場合には野外にテントを借り上げて避難所を設置する。

なお、一次避難所を設置する際は、施設管理者に協力を要請し、以下の要領により開設する。

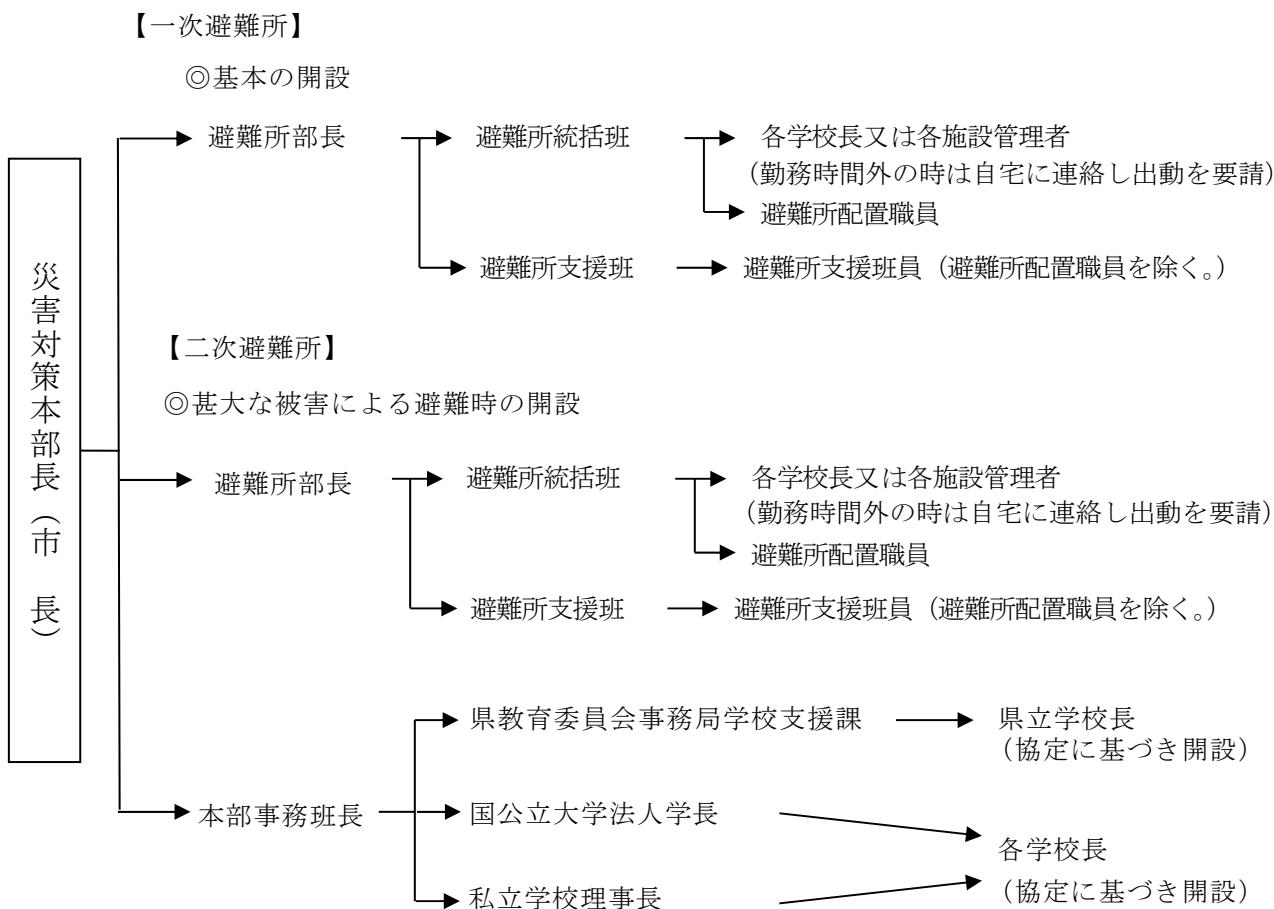
また、二次避難所、その他避難所を設置する際も、施設管理者に協力を要請する。

地区自主防災組織と避難所開設業務委任のための協定を締結している避難所については、地区自主防災組織が避難所を開設する。

資料 33 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

資料 34 指定緊急避難場所及び指定避難所配置図

1) 指定避難所開設の伝達経路



- 2) 指定避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導して保護する。
- 3) 指定避難所を開設したときは、避難所配置職員は速やかに指定された避難所の配置に就き、避難所統括班に避難所開設の状況を連絡する。地区自主防災組織に避難所運営業務の委任をしている避難所については、地区自主防災組織の担当者が避難所開設の状況を連絡する。避難者数等の状況報告は、スマートフォンを利用する避難所報告システム等を活用する。

避難所統括班長は、担当する避難所からの連絡を取りまとめ、本部事務班に連絡する。

本部事務班長は、知事に以下の避難所開設に関する事項を報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 避難所箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他

- 4) 避難した者に対しては所要の応急保護を行った後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散転出するよう指導し、止むを得ない者については別途収容施設を考慮する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画

- 5) 避難指示等はないが、災害により被害を受けるおそれがあるため、避難所へ自主避難して来た者については、被害のおそれがなくなった時点で直ちに自宅に帰宅させる。
- 6) 避難所において緊急事態が発生した場合は、避難所支援班員は避難所統括班に連絡のうえ、適切な処理をする。
ただし、連絡不能の場合は、避難所支援班員が事態に即応した処理を行い、事後に報告する。
- 7) 避難所の開設・運営に必要な用品等は、避難所施設にあるものを使用するほか、円滑な開設・運営ができるよう手順書も含めた所要物品を格納した避難所開設キットを活用し、他に必要がある場合は避難所統括班に連絡する。

13 指定避難所の運営管理

- (1) 避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の把握に努めることとし、ICT化により効率的な情報収集を図る。
また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握に努める。
- (2) 避難所の運営に当たって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自動的に作られるよう支援する。
なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、固定的な性別役割分担意識を見直し、避難所運営責任者を複数名おり、メンバーに男女両方を配置し、責任者や副責任者等の役員のうち、女性が少なくとも3割以上参画することを目標とする。
- (3) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自動的な管理運営がなされるよう努める。
また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。
- (4) 避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所運営に努める。
また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、女性専用の更衣室、授乳室の設置、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズにも配慮した避難所運営に努める。なお、多目的トイレ等についても検討を行う。
このほか、避難者同士の距離の確保や換気など新型コロナウイルス感染防止等の感染症対策を講じる。
- (5) 避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努める。
その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害を持つ避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。
また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。
- (6) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

- (7) 避難所において、災害により生じた女性の悩みや相談に女性職員（避難所配置職員、救護班員、避難所支援班）が応じる。

14 指定避難所の安全等の確保

避難所の安全等の確保のため、パトロールの実施、警備業者による避難所の安全確保のための支援要員確保の協定の整備を行う。

15 指定避難所開設の基準

- (1) 「災害救助法」が適用されない場合

このときの避難所の開設期間及び設置のための費用は、「災害救助法」に準じて、市長（本部長）の判断により決定する。

災害救助法様式7 避難所設置及び収容状況

- (2) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

- 1) 救助の種類

避難所の設置

資料56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

- 2) 書類の整備保管

避難所を開設したとき、各避難所の配置職員は避難所開設キットの内容を確認のうえ、次の帳簿を整理し保管する。

- ア 避難所状況報告書（初動期用）
- イ 避難所状況報告書
- ウ 避難者カード
- エ 退所届
- オ 避難所日誌
- カ 避難所物品受払簿
- キ 避難所入所記録簿（市民用）
- ク 避難所入所記録簿（市民以外用）
- ケ 避難所勤務状況

様式10 避難所状況報告書 [初動期用]

様式11 避難所状況報告書 [第 報]

様式12 避難者カード [世帯単位]

様式 13 退所届

様式 14 避難所日誌

様式 15 避難所物品受払簿

様式 16 避難所入所記録簿（市民用）

様式 17 避難所入所記録簿（市民以外用）

様式 18 避難所勤務状況

16 指定避難所の閉鎖及び縮小

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

また、施設の本来機能を回復するため、災害地の状況が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所を閉鎖する。

家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

なお、避難所を閉鎖した場合は、その都度知事に報告する。

17 在宅被災者等への支援

避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者や届出避難所への避難者等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

18 広域一時滞在

市長（本部長）は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域一時滞在に関する支援を要請する。

19 指定避難所における動物の適正な飼育

飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。
- (2) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整を行う。
- (3) 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。ただし、奈良県内又は隣接する県等で発生

第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画
した災害時において奈良県動物救護本部が設置された場合は、奈良県と公益社団法人奈良県獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動の協力に関する協定書」に基づく連携を行い、これに従う。

第2項 救助対策計画

[消防班、(奈良警察署)、(奈良西警察署)、(天理警察署)]

浸水、土砂崩壊、火災等の災害発生地で、生命又は身体が現に危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者の救助を次のとおり実施する。

救助活動の原則に基づき、同時多発する救助事案に対し、効率的に活動する。

1 実施担当者及び実施機関

救助対策に係る業務の実施は、消防班、奈良警察署、奈良西警察署及び天理警察署とする。

2 対象者

救助の対象者は、おおむね次に該当する者とする。

- (1) 災害のため、生命身体が危険な状態にある者
 - 1) 倒壊又は破損した家屋や建築物に取り残された者
 - 2) 火災時に火中に取り残された者
 - 3) 地すべり、山崩れ、土石流等により生埋めになった者
 - 4) 流出家屋及び孤立したところに取り残された者
 - 5) ガス、放射性物質、生物剤、化学剤の大量放出等により、生命、身体が危険にさらされている者
 - 6) 列車、自動車、航空機等の大事故によって、生命、身体が危険にさらされている者
 - 7) その他、救出、救助を必要とする者
- (2) 災害のため、行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

3 実施方法

- (1) 救助体制
 - 1) 被災者の救助については、消防機関が警察署の協力を得て救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助作業にあたる。
 - 2) 市独自の能力だけでは救助作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材等の外部からの調達を要するときは、県及び近隣市町村に応援を要請する。
- (2) 救助方法
 - 1) 消防班は警察署と緊密な連絡を取り、必要に応じて他の機関より救援車や工作車等の応援を求め救助作業にあたる。
 - 2) 市職員は、災害警戒本部又は災害対策本部の業務分担に基づいて現場の救出活動を支援し、かつ周辺の地域住民の協力を要請する。

3) 地域住民等による救助

ア 地域住民は互助精神に基づき、自主防災防犯組織と連携して、救助活動に積極的に協力する。

イ 会社、工場、事業所、その他の団体等の自衛消防組織隊はこの活動に積極的に協力する。

4) 自衛隊による救助

災害が大規模で、消防職員、消防団員、地域住民、警察官、市職員等による救助が困難な場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

参照 第3章第3節第1項自衛隊災害派遣要請計画

5) 災害救助犬の出動要請

被災者の救助活動を円滑に実施するため必要と認めるときは、「災害救助犬の出動に関する協定」に基づき、県を通じて日本レスキュー協会に災害救助犬の出動を要請する。

6) 救助した負傷者は、直ちに救急車をもってその症状に適した医療機関へ搬送する。

7) 復旧作業との関連及び特殊機器を要する作業については、自衛隊の派遣を要請する等し、その人員、機材等を利用する。

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

(1) 救助の種類

災害にかかった者の救出

資料 56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 書類の整備保管

被災者を救出した場合は次の書類を整理し、保管する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

イ 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式15）

ウ 被災者救出用関係支払証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式15 被災者救出状況記録簿

(3) 市長（本部長）は、災害にかかった者の救出を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

5 救助活動の原則

- (1) 同時に救助事案が多数発生している場合は、多数の人命を救護できる事案を優先に効率的な救助活動を行う。
- (2) 救助活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、消防団員、市民組織及び地域住民に協力を求めて救出を行う。
ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に1人でも多く救出する。
- (3) 救助事案が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- (4) 救出した負傷者は、救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができるない場合は、消防団員、市民組織及び地域住民に医療機関への搬送を依頼するほか、医師の派遣を要請する。

第3項 救急対策計画

[消防班]

災害や各種の事故に伴って負傷者が発生し、救急対応が必要な場合、救急隊の部隊運用を最善のものとし、関係機関との連携と協力を密にして、対策に万全を期す。

1 実施担当者

救急対策に係る業務の実施は、消防班とする。

2 対象者

以下に掲げる災害又は事故による傷病者を対象とし、救護、治療処置をして医療機関へ即刻搬送すべき者及び現場で応急処置を施す必要のある者

- (1) 風水害等の自然災害
- (2) 自動車、列車、航空機等の大規模な事故
- (3) 火災、爆発等の大規模な事故
- (4) 危険物、ガス、放射性物質、毒劇物等の流出又は漏洩事故
- (5) その他の突発的事故で、消防局長が必要と認めるとき

3 実施方法

救急搬送に当たっては、負傷者の状況、救護所や病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、現場で救急処置を施す必要がある者が多数いるときは、消防局の「救助、救急警備計画」に基づき活動するとともに、医師会等による協力を依頼する。

なお、現有の救急車両や人員のみで処置の実施が困難な場合、近隣市町村の消防関係機関に応援要請をする。

具体的な方法は、「救助、救急警備計画」に詳述されており、これに準じる。

資料79 救急告示病院一覧表

資料80 救護所一覧表

第4項 遺体の搜索・処理・火葬等計画

[保健救護班、衛生班、(奈良警察署)、(奈良西警察署)、(天理警察署)]

災害により行方不明となり、かつ、各般の事情から推定して既に死亡していると考えられる者を搜索する。

また、遺体の処理、火葬等については、社会的混乱のため、遺族等が行うことが困難な場合、死亡原因が災害によるものに限らず、必要な措置を実施する。

1 実施担当者及び実施機関

(1) 遺体の搜索

遺体の搜索に係る業務の実施は、市が、奈良警察署、奈良西警察署及び天理警察署等へ依頼する。

(2) 遺体の処理・火葬等

遺体の処理と火葬等に係る業務の実施は、衛生班とする。

2 遺体の搜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 搜索方法

市は、搜索に必要な情報を提供し、関係機関と警察署等に搜索を依頼する。

また、被災状況により、自衛隊、自主防災防犯組織等の協力を得て実施する。

3 遺体の処理

遺体の処理とは、「遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置」、「遺体の一時保存」、「検案」をいう。

(1) 遺体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、遺族が遺体の処理を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に実施する（死亡原因が災害によるものに限らない。）。

(2) 遺体安置所の開設

避難所を開設していない市立小・中学校の体育館又は高校や大学の協力を得たうえ、それらの体育館に遺体安置所を開設する。

前述の既存建物が確保できない場合は、テントの借上げ又は市内寺院への協力要請により、遺体安置所を開設する。

(3) 遺体の検視・検案

警察署が、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律

第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画

第34号) 及び検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)並びに死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)に基づき、遺体安置所で遺体を検視(見分)した後、医師会等は検案を行い、保健救護班と連携し衛生班へ引き継ぐ。

(4) 遺体処理の方法

1) 遺体の処理については、市内葬祭業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等の必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導を行う要員を確保する。

2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

引渡しを受けた遺体を、直ちに遺体安置所において、必要に応じ洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

イ 遺体の一時保存

遺体安置所において、遺体の一時保存を行う。

保存に当たっては、棺、ドライアイス等を葬祭業者や広域応援から調達し、遺体の腐乱を避ける。

特に、夏季等気温が高い季節には、遺体腐乱防止に十分注意を払う。

(5) 遺体の身元確認

衛生班は、死体検査書の写しにより、遺体処理票(様式19)及び遺留品処理票(様式20)を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札(様式21)を棺に貼付する。

また、身元不明者等の遺体については、遺体調書(様式22)及び身元不明者等受付簿(様式23)を作成するとともに、警察署の協力を得て、遺体引受人の発見に努める。

なお、身元不明遺体や引受人が見つからない遺体については、市長(本部長)を身元引受人として死体火(埋)葬許可証の発行手続を行う。

様式19 遺体処理票

様式20 遺留品処理票

様式21 氏名札

様式22 遺体調書

様式23 身元不明者等受付簿

(6) 遺体の引渡し

遺族等の遺体引受人には、遺体処理台帳、遺体処理票及び遺留品処理票を整理した後、速やかに遺体を引き渡す。

4 遺体の火葬等

(1) 火葬等を行う場合

災害時の混乱により遺族が火葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に実施する(死亡原因が災害によるものに限らない)。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画

(2) 火葬等の方法

- 1) 遺体は、衛生班により原則として火葬に付す。

なお、遺体を市営斎場に搬送するに際し、遺体送致票（様式24）を作成したうえ、遺体処理票の写し、遺留品処理票の写し及び遺留品も併せて送付する。

市内火葬場

名称	所在地	備考
奈良市斎苑 旅立ちの杜	奈良市横井町 924番11	火葬炉 12基（うち動物炉1基） (連絡先：奈良市役所 斎苑管理課 電話：34-3502)

様式24 遺体送致票

2) 火葬終了後には、遺骨に氏名札、遺留品に遺留品処理票の写しを貼付した上、市営斎場に設置する遺骨遺留品保管所で一時保管を行う。

3) 遺族等関係者に遺骨や遺留品を引き渡すときは、遺体処理票の写し及び遺留品処理票の写しを整理する。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

衛生班は、身元不明遺体の遺骨や引受人の見つからない遺骨については、遺留品とともに遺骨遺留品保管所で保管する。

1年以内に引受人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

(4) 火葬等のための物品等

次の範囲内において、火葬等を実施する者に現物をもって支給する。

- 1) 棺（付属品を含む。）
- 2) 火葬の役務
- 3) 骨つぼ及び骨箱

(5) 火葬相談室等の設置

火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

5 応援要請

市長（本部長）は、遺体の搜索・処理・火葬等について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 搜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な搬送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

大規模災害発生時の県・市町村等の連携

県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市町村からの要請に基づき、国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努める。

(1) 広域火葬の実施

- 1) 県は、県内市町村へ火葬の受入れを要請し、なお県内市町村の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受入れを要請する。
- 2) 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。
- 3) 市町村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。
- 4) 県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国靈柩自動車協会との協定に基づき、市町村で対応できない場合には、各団体に靈柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

(2) 遺体の保存

県は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等を確保し、市町村からの要請があれば斡旋する。

6 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

(1) 遺体の捜索

1) 救助の種類

死体の捜索

資料56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2) 書類の整備保管

遺体の捜索を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

イ 遺体の捜索状況記録簿

ウ 遺体捜索用関係支出証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画

(2) 遺体の処理

1) 救助の種類

死体の処理

資料56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2) 書類の整備保管

遺体の処理を実施した場合は次の書類を整理し、保管する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

イ 遺体処理台帳（災害救助法様式20）

ウ 遺体処理費支出証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式20 遺体処理台帳

(3) 火葬等

1) 救助の種類

埋 葬

資料56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2) 書類の整備保管

火葬等を実施した場合は次の書類を整理し、保管する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

イ 埋葬台帳（災害救助法様式19）

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式19 埋葬台帳

(4) 知事への報告

市長（本部長）は、遺体の搜索、処理及び火葬等を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

第7節 民生安定等に関する計画

第1項 食糧供給対策計画

[市民支援班、観光経済支援班、避難所統括班、避難所支援班、炊出し・食糧班]

避難所に収容された者、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障がある者又は住家に被害を受け一時的に縁故先等へ避難する者に対して、応急的な炊出し又は食糧品の支給を行う。

市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

また、市民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（1週間分）により対応することを基本とする。

1 実施担当者

- (1) 応急食糧の炊出しに係る業務（炊出しにおける副食材料及び米の調達を含む。）の実施は、炊出し・食糧班とする。
- (2) 応急食糧の調達に係る業務の実施は、観光経済支援班とする。
- (3) 応急食糧の運搬及び配分に係る業務の実施は、市民支援班とする。

資料 82 炊出しの場所

2 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者、あるいは被害を受け一時的に縁故先などに避難する者
- (3) 通常の流通機関が一時的に麻痺混乱し、炊事ができない者

3 実施方法

本市の「小災害等救助内規」に基づき、原則として小災害の規模以上の被害が発生したときに実施する。

法令 奈良市小災害等救助内規

4 県への報告

市民支援班は、物資の調達・供給について、県との緊密な情報交換を行う。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画

- (1) 市民等の状況を把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- (2) 物資を調達・供給したときは、その状況を速やかに県へ報告する。

5 応急食糧の調達及び輸送

(1) 調達食糧

業者から調達する食糧は、観光経済支援班と避難所統括班が連携し指示する場所へ、当該業者が直送する。

(2) 備蓄応急食糧

備蓄食糧の避難所への輸送は、市民支援班が実施する。

資料 81 災害時における協定締結業者一覧表

6 応急食糧の配布

(1) 避難所での配布

調達した食糧は、避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。

(2) 在宅避難者への配布

住居の被害で炊事ができない在宅避難者で、食糧の配布を希望する者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。

従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者で食糧の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食糧の配布を受ける。

近隣の避難所が被災した在宅避難者は、近くの避難所へ登録し、この避難所で配布を受ける。

また、自ら受取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。

7 県への要請

応急的な炊出し又は食糧品の支給を行う場合には、市の備蓄在庫、流通在庫等により一次的に確保・調達を行い、不足が生じた場合には、知事に対し、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

なお、県と連絡がつかない場合、農林水産省農産局に対して直接に災害救助用米穀等の引渡しに関する情報を連絡する。

この連絡を行った市長（本部長）は、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

8 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

(1) 救助の種類

炊出しその他による食品の給与。

提供する弁当等において、エネルギー及び栄養量の確保のため、事業者に対してあらかじめ目安を示す。

資料56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 書類の整備保管

炊出しを実施した場合、実施責任者は次の書類を整理し保管する。

- 1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- 2) 炊出し給与状況（災害救助法様式9）
- 3) 炊出し、その他による食糧品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- 4) 炊出し、その他による食糧品給与のための物品受払証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式9 炊出し給与状況

(3) 県への要請

災害救助法の適用後であっても「7 県への要請」に準じて行う。

1) 主 食

ア 供給数量

(ア) 被災者に対して、炊出しによる給食を行う場合の供給数量は、次の1人1日当たり供給量に、市長（本部長）が必要と認める者の数及び実施期間の日数を乗じて得た数量とする。

(イ) 供給量は、精米換算1人1食当たり200g、1日当たり600gとする。

2) 副 食

炊出し用副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、速やかに調達できるようにしておく。

3) 炊出しの場所等

ア 市庁舎で炊出しする場合は、地下食堂の施設・機能を利用する。

イ 防災地区ごとに給食設備のある市立小中学校等で、副食の炊出しを行う。

（米飯は業者調達を含む。）

ウ 各炊出しの現場にはあらかじめ、その責任者を定めておく。

エ 給食設備のある市立小中学校等を炊出しの場所とした場合は、学校給食調理員を主

第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画

体としてこれに充てる。

給食設備のない場所にあっては、災害救助隊員、日赤奉仕団、その他の協力者又は炊出しを受ける者等の協力によって炊出しを実施する。

資料 82 炊出しの場所

(4) 知事への報告

炊出し、その他による食糧品の提供を行ったときは、市長（本部長）は、その状況を速やかに知事に報告する。

第2項 飲料水供給対策計画

[給水班、水源班（都郁担当、月ヶ瀬担当）]

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染され、飲料に適する水を得ることができない者に対して最小限度必要な飲料水を供給する。

1 実施担当者

飲料水供給に係る業務の実施は、給水班、水源班（都郁担当及び月ヶ瀬担当）とする。

2 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

3 応急給水（上水道）

(1) 応急給水目標量

災害発生から3日目までは、飲料水等生命維持のための必要最低限の水を確保し、4日目以降は、生活用水等生活に最小限必要な水を確保し、発災後1ヶ月を目途に、被災前の水準にまで回復させる。

災害発生直後に上記の目標水量を達成するための水源として、緊急遮断弁等を設置している25箇所の配水池等に78,710m³の水を確保する。

災害発生からの日数	一人あたり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
発生～3日目まで	3リットル	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽 給水車
10日目	3～20リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の仮設給水栓
20日目	20～100リットル	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮設給水栓
28日目	被災前給水量 (約250リットル)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

資料89 上水道水源

(2) 応急給水方法

1) 抱点給水

取り出し用の消火栓、応急給水用具格納庫及び応急給水栓等の備品を整備した1箇所の浄水場、19箇所の配水池、3箇所の耐震性貯水槽において飲料水を供給する。

資料83 応急給水車両及びタンクの保有数、容量

資料 89 上水道水源

2) 運搬給水

浄水場などの水源から給水車等により通行可能な道路を通って、第一段階として各市立中学校等の避難場所や救急告示病院等に運搬して給水する。

第二段階として各市立小学校等にも順次拡大していく。

なお、給水に当たっては、良質・安全な飲料水を供給できるよう水質検査を実施し、衛生上必要な措置として残留塩素は0.2ppm以上を基準とする。

資料83 応急給水車両及びタンクの保有数、容量

4 応援の要請

必要な人員・資機材等が不足するときは、相互応援協定による要請のほか、日本水道協会及び県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- (6) その他必要な事項

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

(1) 救助の種類

飲料水の供給

資料 56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 書類の整備保管

飲料水の供給を実施したときは、次の書類を整理し保管する。

1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

- 2) 飲料水の供給簿（災害救助法様式 10）
- 3) 飲料水供給のための支払証拠書類

災害救助法様式 6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式 10 飲料水の供給簿

(3) 知事への報告

飲料水の供給を行ったときは、市長（本部長）は、速やかにその状況を知事に報告する。

6 都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道の給水区域の飲料水供給計画

(1) 都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道区域

都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道については、水源班（都祁・月ヶ瀬担当）は次のことを実施する。

1) 水源の確保

耐震構造施設である都祁浄水場で補給するが、施設が被災し飲料水の確保ができない場合は、井戸水、自然水（たぬき池、河川）又はプール等の飲料に適するものを水源とする。

なお、あらかじめ水量、水質についての調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

2) 水源の衛生管理

確保された水源は、ろ過機によりろ過し、消毒薬品（塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等）を必要量確保し、交通途絶事態にも対処できるよう、その保管場所、配置場所についても検討し、応急用飲料水の確保に努める。

3) 給水方法

給水車等による搬送可能な状況下においては、給水車による運搬給水のほか、医療機関、福祉施設など緊急性の高いところを優先して給水が行えるよう拠点給水等の給水体系を検討し、災害の規模によっては水道部の協力を求める。

4) 応急給水機械の種別、能力、保有数、所管

資料83 応急給水車両及びタンクの保有数、容量

資料 90 都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道の水源（配水池等）

第3項 生活必需品給（貸）与計画

[地域班、市民支援班、観光経済支援班、避難所統括班]

住家が被害を受け、被服や寝具等生活必需品を喪失又は損傷した被災者に一時の急場をしぶ程度の生活必需品を給（貸）与する。

1 実施担当者

生活必需品給（貸）与に係る業務の実施は、市民支援班とする。

なお、日本赤十字社の「災害に対する救助内規」に基づく救援品の配布は、市民支援班、地域班が行う。

2 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

3 実施方法

本市の「小災害等救助内規」に基づき、生活必需品を支給する。

県の「小災害に対する救助内規」が適用された場合は、県から配布される生活必需品を支給する。

法令 奈良市小災害等救助内規

法令 奈良県小災害に対する救助内規

4 避難所収容者への寝具等生活必需品の貸与

避難所収容者に生活必需品が必要なとき、本市の備蓄品（毛布等）を貸与する。

不足する場合は、業者から調達する。

また、生活必需品については、業者から調達する。

資料81 災害時における協定締結業者一覧表

5 応急物資の輸送

(1) 調達物資

業者から調達する応急物資は、観光経済支援班と避難所統括班が連携し指示する場所へ、当該業者が直送する。

(2) 備蓄応急物資

備蓄応急物資の避難所への輸送は、市民支援班が実施する。

6 応急物資の配布

(1) 避難所での配布

調達した物資は、避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。

(2) 在宅避難者への配布

在宅避難者用の物資は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。

ただし、当該避難所が被災した在宅避難者は、隣接する収容避難所へ登録し、この避難所で配布を受ける。

また、自ら受取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

(1) 救助の種類

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

資料56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 書類の整備保管

救助物資を購入し配分する場合は、次の書類を整理し保管する。

- 1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- 2) 物資の給与状況（災害救助法様式11）
- 3) 物資購入関係支払証拠書類
- 4) 物資払出証拠書類
- 5) 物資購入（配分）計画表

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式11 物資の給与状況

(3) 品目並びに給（貸）与方法

- 1) 被災者には被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって給（貸）与する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯ブラシ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、まな板、ガス器具、茶碗、皿、コップ、箸等

エ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

2) 「災害救助法」に基づく災害における救助物資の給（貸）与については、原則として県知事が実施する。

市長（本部長）は、県の配分計画表により、世帯構成員数に応じて割当てし支給する。

県より送達を受けた救助物資は、中央体育館及び中央第二体育館において受領集積する。

(4) 緊急輸送

被災者に対する物資の輸送は、緊急輸送対策計画に基づいて実施する。

適用 第3章第5節第3項緊急輸送対策計画

第4項 救援物資の受入れ供給計画

[本部事務班、総括班、市民支援班]

災害発生後、必要とする物資について報道機関を通じて要請するとともに、「奈良市災害時受援計画」に基づき、物的支援の受援体制を整える。具体的な内容は、「奈良市災害時受援計画」を参照する。

第5項 保健等対策計画

[保健救護班]

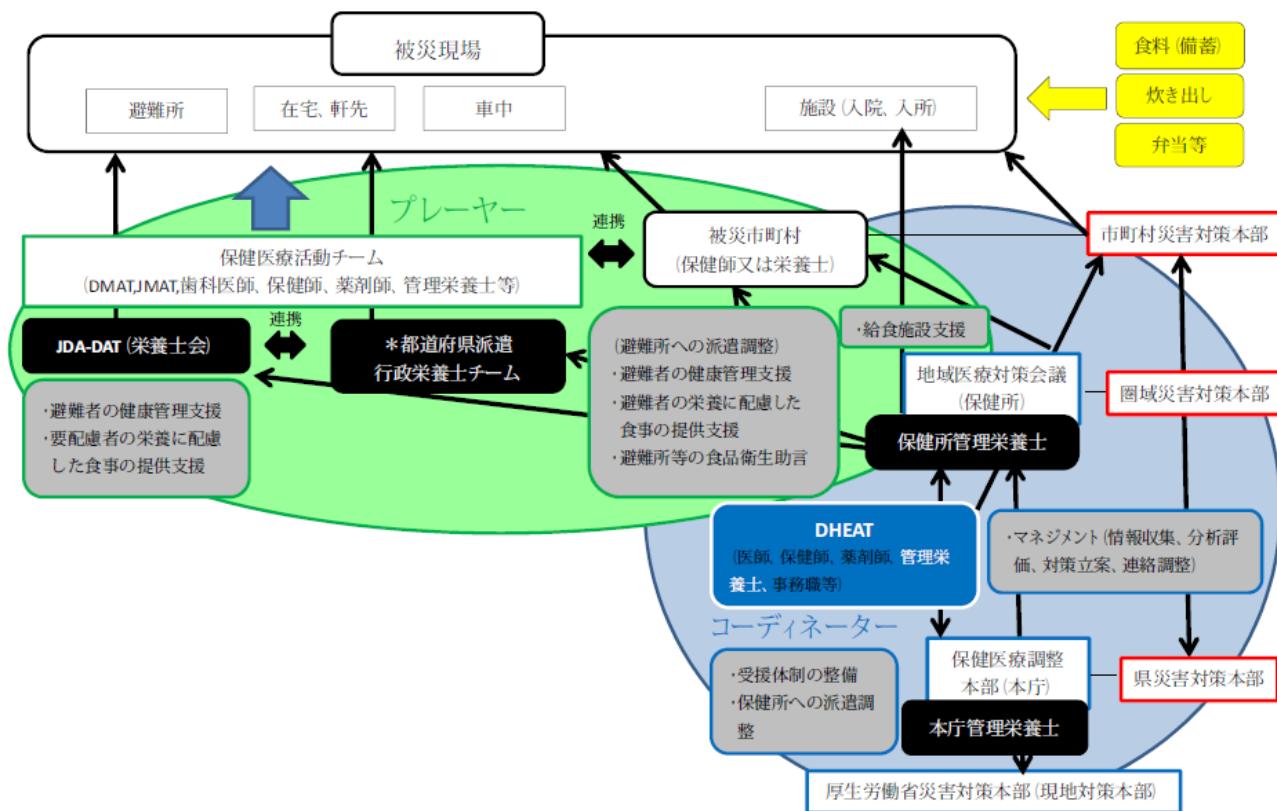
被災者の健康状態の悪化を防ぐため、健康被害状況を把握し、早期に保健対策の実施体制を確保し、早期に健康相談等を実施する。

1 巡回保健相談の実施

- (1) 災害の被害を受けた市民に対し、早期に保健師等看護職による巡回健康相談、家庭訪問を行い、市民の健康状態を把握し、保健指導等を実施することにより、健康状態の悪化を防ぐ。
また、必要に応じ、医療機関への受診を奨める。
- (2) 精神科医や精神保健福祉士等の相談チームを編成し、巡回相談や家庭訪問により災害による不安や生活環境の不適応等、心のケアを実施する。
- (3) 保健・医療・福祉等のサービスが適切に提供されるよう調整を行うとともに、住民のニーズを関係者や関係機関に情報提供し問題解決を図る。
- (4) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配について、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「大規模災害時の栄養・食生活ガイドライン」に基づき、管理栄養士等は、巡回健康相談を行う保健師等と連携し、避難所や仮設住宅において、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善する。特に要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する支援に配慮する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、栄養バランスの配慮等、食事の質の確保のため避難者への食料供給担当部門と連携し、提供食の把握及び支援を行う。
- (3) 被災者の食の自立が困難である場合には、巡回相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施し、関係機関と連携を図りながら栄養の適正化の早期実現を支援する。
- (4) 管理栄養士は、給食施設の被災状況を踏まえ、関係機関と連絡調整を行い、給食提供が困難な施設への支援を行う。



大規模災害時の栄養・食生活支援体制

出典：大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン

3 感染症のまん延防止

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）の規定により適切な措置を実施する。

(1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）

保健所の指導、指示により、浸水家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

保健所の指導、指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(3) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

県の指示により、被災地域における感染症の未然防止又は拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、県及び医師会の協力を得て、種類、対象及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

また、被災地域において感染症患者又は病原体保有者が発生した場合、保健所は予防措置を行う。

4 薬品の調達、確保

防疫及び保健衛生に必要な噴霧器、運搬器材、薬品等については、備蓄量を確認のうえ、不足分を調達、補充等を行う。

5 県への協力要請

市単独での防疫活動の実施や、資機材の調達が困難な場合は、県に協力を要請する。

第6項 避難行動要支援者（要配慮者）対策計画

[本部事務班、保健救護班、援護班、(市社会福祉協議会)]

高齢者、障害者等の避難行動要支援者（要配慮者）への支援や対応に関する計画を定める。

1 安否確認と福祉ニーズの把握

援護班及び保健救護班は、市社会福祉協議会と連携し、災害発生直後に避難行動要支援者の被害状況や安否について、近隣住民や家族等の協力を得て把握・確認し、病院や福祉施設等へ入院・入所の必要がある者については、的確な措置をとる。

また、病院や福祉施設等、避難行動要支援者（要配慮者）を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に避難行動要支援者（要配慮者）の被害状況の把握を行う。

(1) 避難行動要支援者（要配慮者）の安否確認・所在の把握

1) 在宅の避難行動要支援者（要配慮者）

ア 援護班は、必要に応じて「避難行動要支援者不同意者名簿※1」を民生委員・児童委員、自主防災防犯組織に提供する。

イ 自主防災防犯組織、民生委員・児童委員は、市により平常時から提供されている「避難行動要支援者同意者名簿※2」に基づき、避難行動要支援者の安否確認を行う。

ウ 避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プランが作成済みの者は、予め定められた避難支援者が安否確認、避難支援を行う。

エ 当該計画が未作成及び作成されない者（不同意者）を含む要配慮者は、地区自主防災防犯組織を中心とした地域、近隣住民等で安否確認を行う。

※1※2：資料39 奈良市避難行動要支援者避難支援プラン参照。

2) 社会福祉施設の入所者、利用者

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、災害発生直後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否の確認・所在の把握を行うとともに、施設の被害状況を援護班、各所管課に連絡する。

3) 外国人、乳幼児、妊婦等

地域、近隣住民による自助・共助で対応する。

(2) 要配慮者の実態調査

援護班及び保健救護班は、必要な支援を実施するため、発災後1週間以内を目途に、避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を行う。

1) 避難所の要介護者の把握

援護班及び保健救護班は、避難所管理者の協力を得て、65歳以上の高齢者及び障害者、児童等を対象として、健康状態、日常生活動作（ADL）等を調査するとともに、要介

護者を把握する。

2) 在宅の要介護者の把握

自主防災防犯組織、民生委員・児童委員、自治会等は、在宅の避難行動要支援者から要介護者を把握する。

3) 巡回相談の実施

保健救護班は避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

資料 39 奈良市避難行動要支援者避難支援プラン

2 緊急介護の実施

援護班及び保健救護班は、要介護者に対し緊急介護を実施する。

福祉担当職員及び保健師等関係職員は、避難行動要支援者（要配慮者）実態調査の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急介護を実施する。

生活保護世帯の高齢者、障害者等で介護を必要とする者については、生活保護ケースワーカーが関係者と十分連携し、適切な対応を図っていく。

要介護者の受入れ及び職員の応援等に関して、近隣地方公共団体と協力体制を確立しておき、災害後には必要に応じて協力を要請する。

(1) 施設介護

1) 救急入院・緊急一時入所

避難所での生活が困難で、介護を必要とする要介護者又は被災による事情で在宅で十分に介護できない要介護者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

(2) 在宅介護

1) ホームヘルプサービス

災害後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣する。

2) 入浴サービスの実施

入浴の困難な在宅の寝たきり老人等に入浴サービスを実施する。

3) 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要介護者の介護、看護を隨時指導し、必要な医療ケアの確保に努める。

4) 日常生活用具の給付

日常生活用具を速やかに確保するとともに、日常生活用具を迅速に給付する。

5) ボランティアによる援助

ボランティアによる在宅介護への協力を図る。

3 食料及び生活必需品の供給

- 1) 避難所等での食料の供給に際し、乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやおむつ（大人用・男女別を含む。）などの備蓄にも配慮する。
- 2) 市は、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
- 3) 生活必需品の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。
- 4) 県等から配送された生活必需品を各避難所に配布する際には、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。

4 福祉避難所

老人福祉センター、総合福祉センター等の地域の福祉施設を福祉避難所として利用し、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者等を受け入れる。

また、協定を締結している民間施設へも受け入れの協力を依頼する。

福祉避難所には、必要に応じて訪問看護やホームヘルパーの派遣を行う。

5 応急仮設住宅地域等での訪問活動の推進

保健救護班は、援護班、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会等と協力・連携して、応急仮設住宅地域等での訪問活動を推進する。

(1) 入居者確認及びニーズ把握

保健救護班は、応急仮設住宅入居者の生活状況の把握に努める。

また、応急仮設住宅全戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性の把握調査を行う。

(2) 安否確認活動の推進

援護班及び保健救護班は、応急仮設住宅において安否確認活動を早期に展開するため、民生委員・児童委員等の関係機関の協力を得て、訪問活動を推進する。

(3) 要介護者の生活支援の実施

保健救護班は、ホームヘルパー等と協力して、応急仮設住宅における高齢者や障害者などに対し、生活状況の把握や生活支援のための訪問活動を推進する。

(4) 地域住民相互の助け合い

災害対策本部は、応急仮設住宅地域でのコミュニティの育成を図るため、応急仮設住宅自治会の結成を支援するとともに、必要に応じて集会所の整備を検討する。

また、入居者同士の声かけ運動の展開など、地域住民相互による地域訪問を推進する。

第7項 外国人・観光客・帰宅困難者対策計画

[観光経済支援班]

災害時に、地理に不案内な外国人や観光客、交通機関等が途絶したため、奈良市内に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに、迅速に安否確認を行う。

1 宿泊施設等における避難誘導

宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員が、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。

その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

2 外国人に対する情報提供

観光経済支援班は、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供する。

また、観光・宿泊施設の運営者等は、防災に関する外国語会話集やコミュニケーションカード、多言語のアナウンス、災害時多言語情報作成ツールの活用、さらに、通信が可能な場合はスマートフォン用アプリ「Safety tips」の活用を図る。

※(一財)自治体国際化協会が作成・提供しているツールで、多言語対応した掲示、携帯メール・サイト、音声メディアの作成を支援する。

3 帰宅困難者に対する情報提供

観光経済支援班は、帰宅困難者に対して、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社と協力して駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、市内の大学、高等学校、大型商業施設など、市外からの滞留者が生じる施設にも帰宅支援情報を連絡する。

4 観光客の安否確認

(1) 宿泊施設の責任者や観光地の従業員等を通じて、発災時の宿泊客や観光客及び修学旅行等の団体の人数確認、負傷者数等、詳しい状況を把握する。

その際、観光客等に対しては団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

(2) 警察・消防局と情報を交換し、ボランティア団体やマスコミ等と協力して、観光客の安否について、宿泊施設の責任者の協力を得て、宿泊記録等により調査し確認する。

(3) 主な駅（JR奈良駅、近鉄奈良駅等）や観光地（社寺等）等に避難している人員等を駅

事務室、社務所、寺務所、消防局、警察と情報交換し把握する。

- (4) 旅行会社等と外国人旅行者の被災情報を交換し、宿泊施設や避難所等に滞在する外国人旅行者の安否確認を行う。

5 応急食糧・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握して、市の担当部及び班を通じ、必要量の応急食糧、飲料水、毛布等を提供する。

6 徒歩帰宅者への支援

帰宅困難者（徒步で帰宅する被災者）に対し、協定に基づき帰宅困難者支援「協力店舗」のステッカーを表示した災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア等）において、次のような支援を行うこととなっている。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
(2) 地図による道路の情報、ラジオで知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第8項 救急医療助産対策計画

[保健救護班、消防班、(医療救護班)]

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合又は助産の途を失った者に対し、応急的に医療又は助産処置等を施す。

1 実施担当者

医療助産に係る業務の実施は、保健救護班、消防班とする。

医療助産に係る実務担当は、医師・看護師等で編成する医療救護班とする。

2 対象者

医療又は助産を受ける者とは、災害のために医療又は助産の途を失った者で応急的に処置を施す必要がある者をいう。

なお、災害のため助産の途を失った者の場合は、災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩した者である。

3 実施方法

(1) 本市の「小災害等救助内規」に基づき、原則として小災害の規模以上の被害発生時に応急救護を行う。

法令 奈良市小災害等救助内規

(2) 保健救護班は、市内医療機関、薬局等の被災状況及び稼働状況を把握する。

(3) 市内医療機関、薬局等の被害状況に応じ、必要が認められる場合は避難所等に救護所を設置し、医療救護班を派遣するとともに、重症患者等は速やかに災害拠点病院又は病院に移送して治療する。

(4) 医療救護班は市が設置する救護所等において医療救護活動を行う。

(5) 医療救護班のチーム編成は、関係機関等と連携して原則として医師・看護師・事務職等5名程度をもって1班とする。

(6) 市の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、県に医療救護班の派遣を要請する。

4 現地医療活動

(1) 災害現場での医療救護活動

死者、負傷者等が多数であるなど、災害現場での医療救護活動が早期に必要とされる場合、県は、奈良市消防局、警察本部からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院等に緊急医療班の派遣要請を行う。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（D M A T）を含む。

(2) 救護所での臨時診療活動

災害発生直後に、避難所等に併設される救護所で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(3) 救護所の設置

1) 救護所は、必要な都度市長（本部長）の指示に基づき次の場所に設置する。

2) 設置場所

- ・避難所
- ・休日夜間応急診療所

(4) 救護所の運営

奈良市と奈良市医師会との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、奈良市医師会と連携し、次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

1) 交代要員の確保

2) 携帯電話等通信手段の確保

3) 医薬品、医療用資器材の補給

4) 医療用水の確保

5) 食糧、飲料水の確保

6) 医療ニーズの把握

7) その他医療救護活動に必要な事項

(5) 医療救護班の活動内容

1) 負傷者の重症度の判定（トリアージ）

2) 負傷者に対する応急処置

3) 後方医療機関への搬送の要否及び転送順位の決定

4) 被災地及び避難所の巡回診療

5) その他状況に応じた処置

資料 80 救護所一覧表

5 広域救急医療搬送体制

(1) 広域救急医療体制

初期救急医療機関では対応できない重症患者や高度救命措置が必要な患者等を救命救急センターへ搬送する。

なお、消防班は、受入れ病院の選定については、奈良県広域災害・救急医療情報システム（E M I S）で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

(2) 広域後方医療体制

市内及び県内の災害時救急医療体制では対応しきれない場合、県外（隣接府県）の医療機関へ患者を搬送する。

6 医薬品等の供給

保健救護班は災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保する。

7 メンタルヘルス対策

保健救護班は、メンタルヘルス対策として、次の対策を講じる。

- (1) 巡回診療・相談の実施
- (2) 診療可能な医療機関情報の周知等

8 在宅重症難病患者対策

保健救護班は、在宅重症難病患者対策として、次の対策を講じる。

- (1) 在宅重症難病患者等の安否の確認及び必要な医療品や介護体制の調整
- (2) 居宅で療養生活ができない場合の、医療機関への入院調整

9 精神障害者対策

保健救護班は、安否及び健康状態が確認された在宅精神障害者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

また、社会復帰施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能な施設の活用について検討する。

10 保健師等による健康管理

保健救護班は、保健師等により、避難所等における健康相談、被災家庭や仮設住宅等への訪問による健康相談や保健指導、心身のケア等の地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。

11 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

(1) 医 療

1) 救助の種類

医 療

資料 56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2) 書類の整備保管

医療を実施した場合は、次の書類を整理し保存する。

ア 県の救護班

(ア) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

(イ) 救護班活動状況（災害救助法様式12）

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式12 救護班活動状況

イ 都道府県（市町村）

(ア) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

(イ) 救護班活動状況（災害救助法様式12）

(ウ) 病院診療所医療実施状況（災害救助法様式13）

(エ) 診療報酬に関する証拠書類

(オ) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式12 救護班活動状況

災害救助法様式13 病院診療所医療実施状況

3) 範囲及び方法

ア 医 療

(ア) 範 囲

ア) 診 療

イ) 薬剤又は治療材料の支給

ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

エ) 病院又は診療所への収容

オ) 看 護

(イ) 方 法

ア) 「災害救助法」による医療は、原則として県知事が派遣する救護班（従事命令を受けた医師、看護師、日本赤十字社の救護班）によって行われるが、重症患者等で県の救護班による医療を実施できない場合は、病院又は診療所に移送して治療する。

イ) 県の救護班のほかに、市は応急救護の班を編成して医療救護の万全を期す。

(2) 助 産

1) 救助の種類

助 産

資料 56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2) 書類の整備保管

助産を行った場合は、次の書類を整理し保管する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

イ 助産台帳（災害救助法様式14）

ウ 助産関係支出証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式14 助産台帳

3) 範囲及び方法

ア 範 囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前、分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

イ 方 法

県の救護班及び助産師によるほか、助産施設のある市内の医療機関で行う。

第9項 文教対策計画

[避難所統括班、避難所支援班、炊出し・食糧班、(各学校(園))]

1 実施担当者

避難所統括班、避難所支援班、炊出し・食糧班、各学校(園)

2 休校(園)等に関する応急措置

奈良地方気象台から気象警報等が発表されたとき、各学校(園)は教育委員会の指示に従い措置する。

(1) 幼児、児童、生徒の登校(園)前の場合

警報が午前7時現在に発表されているときは、臨時休業措置をとる。

(2) 幼児、児童、生徒の登校(園)中又は後の場合

幼児、児童、生徒の安全について十分に配慮し、校長及び園長の判断により適切な措置を講ずる。

授業や行事を中止し下校させる場合は、安全確保に万全を期すとともに、直ちにその旨を教育委員会に報告する。

3 応急学校(園)の措置

校長及び園長は、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議のうえ、応急学校(園)をおおむね次のとおり実施する。

(1) 施設の被害が軽微な場合

1) 各学校(園)において速やかに応急措置をとり、授業(保育)を行う。

2) できる限り学級の編成替え等の臨時措置により応急的な授業(保育)を行う。

(2) 施設の被害が相当に甚大な場合

1) 残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等の転用により、授業(保育)を行う。

2) 必要に応じ臨時休校をし、夏期休業日等を利用する振替授業によって教育の中止を防ぐ処置をとる。

(3) 施設の使用が全面的に不可能な場合

校舎再建又は仮校舎ができるまで近隣地域の学校(園)の余剰教室及び使用可能な公共施設と臨時活用する。

このような状況で通常の授業を確保し難いときは、二部制授業を実施する。

(4) 職員の不足が生じ教育上の支障が大きいときは、授業(保育)を実施するために県教育委員会に教員等の派遣を要請する。

(5) 学校長及び園長は、災害の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業(保

育)に戻すよう努め、その時期については、広報紙や報道機関等を活用し早急かつ確実に保護者へ連絡する。

4 避難所となったときの措置

(1) 事前準備

避難所に指定されている学校長及び園長は、地域での防災訓練に参加するなど平常時から準備を行っておく。

(2) 避難所支援

- 1) 避難所の開設は、原則として災害対策本部の指示によるが、緊急を要するときは、学校（園）長や地域の自主防災防犯組織等の判断で開設する。
- 2) 避難所の運営は、長期にわたる場合、避難所運営委員会を立ち上げるなど地域住民が自主的に運営し、市職員や学校職員は必要に応じ運営を支援する。

参照 第3章第6節第1項避難対策計画

5 奨学に関する措置

災害により生活基盤が崩壊し経済的に就学困難な状況に陥った場合に、学費等の援助を行い就学の保障を図る。

(1) 保育料の減免

市立幼稚園に在園する園児の保育料の減免やその対象者については、「特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免」のとおりである。

参照 第5章第4節6 特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免

(2) 学用品費等の援助

対象者は災害によって住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼した児童生徒（以下「被災生徒」という。）又は生計が著しく困難となった保護世帯、準要保護世帯の被災生徒とする。

援助金の支給額は通常の支給額の範囲内において教育委員会が決定する。

- 1) 「災害救助法」が適用されない場合、市立小学校及び中学校に在籍する被災生徒に対し、県及び国と協議し可能な場合には就学援助の特例措置を適用し、当該年度の学用品の経費を支給する。
- 2) 市内に在住する高等学校及び高等専門学校の被災生徒に対しては、予算の範囲内において特例奨学金を支給する。
- 3) 被災生徒の給食費は申請に基づき、準要保護の措置を講ずる。

6 給食に関する措置

学校長は、当該学校の給食施設、設備の被害状況の把握を行い、教育委員会に報告する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画

また、給食実施の可否については、教育委員会と協議のうえ、決定する。

(1) 給食実施の場合

- 1) 学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置及び給食物資の調達に努める。
- 2) 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者用炊出しとの調整に努める。

(2) 給食実施が困難な場合

応急措置を施し速やかに実施できるよう努める。

7 転出、転入の手続き

県教育委員会及び市教育委員会は、児童及び生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

8 メンタルヘルスケア

児童及び生徒や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

9 教育事務の取扱

災害により多数の児童、生徒が他の地域に避難した場合、必要に応じて就学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては、卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を行えるよう、国・県に対し、要望を行う。

10 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

(1) 救助の種類

学用品の給与

資料 56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 書類の整備保管

学用品を給与したときは、次の書類を整理し保管する。

- 1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画

- 2) 学用品の給与状況（災害救助法様式18）
- 3) 学用品購入関係支払証拠書類
- 4) 物資払出証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式18 学用品の給与状況

(3) 学用品の給与対策

1) 対象者

災害によって住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学生児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒。

2) 給与の方法

ア 学用品の給与は原則として県知事が実施し、市長（本部長）は県の配分計画表に基づいて、被災児童及び生徒の被害状況別、学年別に割り当てて給与する。

ただし、市が県から救助の委任を受けた場合は、校長の協力を得て、教育委員会において調達配分する。

イ 前号ただし書きにより調達配分する場合、給与対象となる児童及び生徒の人員の把握及び教科書調達のために必要な学年別、教科別、発行所別調査は、被災児童及び生徒が在籍する校長が行う。

3) 学用品の品目

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

第10項 住宅対策計画

[土木復旧第二班、保健救護班、援護班、観光経済支援班、調査班]

災害により住家を喪失した被災者に、仮設住宅を建築し又は災害のため被害を受けた住家に対して居住のため必要最小限度の応急補修を施して、一時的な居住の安定を図る。

市及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を建設できる用地や被災者用の住居として利用可能な県営住宅、市営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

1 被災状況の調査

応急仮設住宅の建設、住宅応急修理及び災害公営住宅建設のため、以下の区分で被災状況の調査を実施する。

なお、第2次調査に当たっては、土木復旧第二班が調査班と十分協議し、連絡を密にして実施する。

(1) 第1次調査・・・調査班による第1次・第2次被害家屋調査、災害救助法に基づく災害発生時よりの調査

(2) 第2次調査・・・土木復旧第二班

第1次調査を基礎にした応急仮設住宅の建設、住宅応急修理等のための調査・調整

2 応急仮設住宅の確保

(1) 実施担当者

応急仮設住宅建設に係る業務の実施は、土木復旧第二班とする。

応急仮設住宅の供与に係る業務の実施は、援護班とする。

(2) 対象者

応急仮設住宅に収容する者は、住家が全焼、全壊、流失した者であって、居住する住家が無く、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(3) 実施方法

本市の「小災害等救助内規」に基づき、原則として小災害の規模以上の被害発生時に必要がある場合、応急仮設住宅を建設する。

なお、県営住宅、市営住宅の特定入居の措置を優先的に行う。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

法令 奈良市小災害等救助内規

1) 救助の種類

応急仮設住宅の供与

資料 56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2) 書類の整備保管

この住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整理し保管する。

- ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- イ 応急仮設住宅台帳（災害救助法様式8）
- ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- エ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書
- オ 工事契約書、その他設計書、仕様書等
- カ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- キ 入居誓約書

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式8 応急仮設住宅台帳

3) 応急仮設住宅の設置の方法

県知事が建設業者に請け負わせて建築するのを原則とするが、市が県から救助の委任を受けた場合は、土木復旧第二班が建設業者に請け負わせて行う。

また、応急仮設住宅建築場所は、近隣公園内のグラウンド等、災害地域その他を考慮して決定する。

なお、災害救助法適用による応急仮設住宅の着工時期は災害発生より20日以内とし、供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

4) 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、県と十分に調整して決定する。

5) 応急仮設住宅に収容する入居者の選考については、高齢者や障害者等で優先的に入居が必要な者に対する配慮を行う等、被災者の資力、その他生活条件を十分調査して決定する。

6) 応急仮設住宅の建設に当たっての配慮事項

過去の大震災から得た教訓を踏まえ、応急仮設住宅の建設に当たっての配慮事項を以下に示す。

ア 生活利便施設の併設

応急仮設住宅地内に、規模に応じて以下のようない生活利便施設を併設することを配慮する。

(ア) ごみステーション

(イ) 応急仮設住宅地案内板

(ウ) 通路の照明

(イ) 集会所

イ 生活必需品の支給

応急仮設住宅に入居する際に、入居に当たって今後の自立した生活を支援するため、生活必需品を支給する。

ウ 福祉仮設住宅

災害の規模に応じて、手すり、車椅子用斜路等高齢者や障害者の利便を配慮した住宅の供給に配慮する。

エ 応急仮設住宅の規格

大規模災害が発生し、応急仮設住宅の建設用地が不足する場合、世帯人員や要介護者など世帯の状況にあった間取り等に配慮するとともに、2階建の応急仮設住宅の建設を検討する。

オ 応急仮設住宅住民へのケア

応急仮設住宅へ入居した一人暮らしの高齢者等へは、保健師の巡回を始め、ホームヘルパー等を派遣しケアに努める。

7) 応急仮設住宅の管理

ア 市長（本部長）は、知事から救助の委任を受けた場合、「災害救助法」による応急仮設住宅について、運営管理を行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるので、入居させる際はあらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう指導する。

ウ 市長（本部長）は、入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めるとともに、特に以下の施策の積極的な活用を図る。

- (ア) 市営住宅及び独立行政法人都市再生機構等による住宅の設置又は優先入居
- (イ) 各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
- (ウ) 社会福祉施設等への収容

エ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

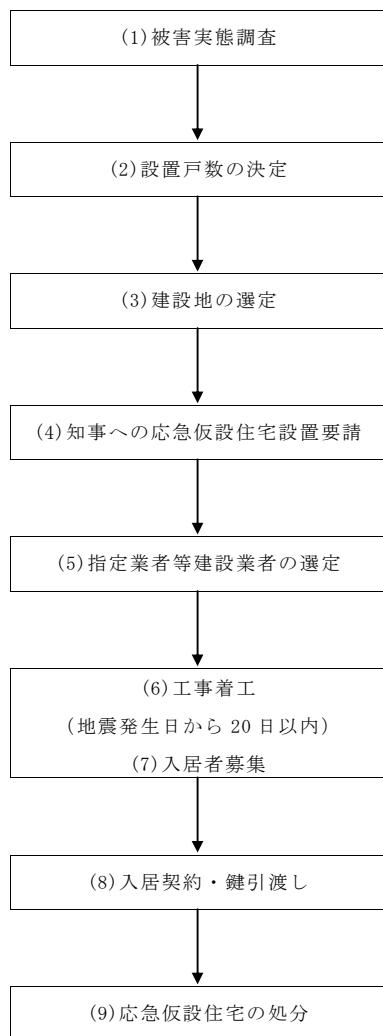
また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮する。

8) 応急仮設住宅の衛生対策

応急仮設住宅での衛生対策として、保健救護班は住民に対し、必要に応じて薬剤散布方法等の指導を行うとともに、衛生講習会、相談会等を行う。

9) 応急仮設住宅の処分

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、知事が処分を行う。



応急仮設住宅の建設フロー（災害救助法適用）図

3 住宅の応急修理

(1) 実施担当者

住宅の応急修理に係る業務の実施は、土木復旧第二班とする。

住宅の応急修理の対象者の認定に係る業務の実施は、援護班とする。

(2) 対象者

災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で自らの資力で応急処理ができない者とする。

(3) 実施方法

住宅の応急修理については、災害救助法が適用されたときのみ実施する（県実施）。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく以下の措置で対処する。

なお、災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から

1か月以内とする。

参照 第3章第2節第1項災害救助法適用計画

1) 救助の種類

災害にかかった住宅の応急修理

資料56 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2) 書類の整備保管

住宅の応急修理を実施したときは、次の書類を整理し保管する。

なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工、人夫等の出面簿、材料輸送簿等を整備する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

イ 住宅応急修理記録簿（災害救助法様式16）

ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況

災害救助法様式16 住宅応急修理記録簿

3) 応急修理の方法

県知事が建設業者に請け負わせて応急修理を行うのを原則とするが、市が県から救助の委任を受けた場合は、土木復旧第二班が建築業者に請け負わせて、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

4) 対象戸数

対象修理戸数は、県知事が決定する。

5) 被災住宅の復旧資機材購入の斡旋

観光経済支援班は、被災住宅の復旧資機材購入の斡旋を行う。

4 公営住宅等への一時入居

市及び県は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、県営住宅・市営住宅等の空家への一時入居の措置を講じる。

5 住宅相談窓口の設置

市及び県は、応急仮設住宅や公営住宅等の空家状況、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

第11項 義援金受入れ計画

[市民支援班、会計・契約班]

災害が発生し、大規模な被害を受けたとき、義援金の募集を行い、配分基準を設けて被災者に配分する。

1 募 集

市は、災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、必要に応じて義援金の募集委員会を作り、次の関係機関と共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

なお、受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

市社会福祉協議会、奈良県、その他被災市町村、奈良県市長会、奈良県町村会、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会、奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会、N HK奈良放送局ほか

2 配 分

市は上記関係機関と連携を図ったうえ、義援金の分配について次のことを決定する。

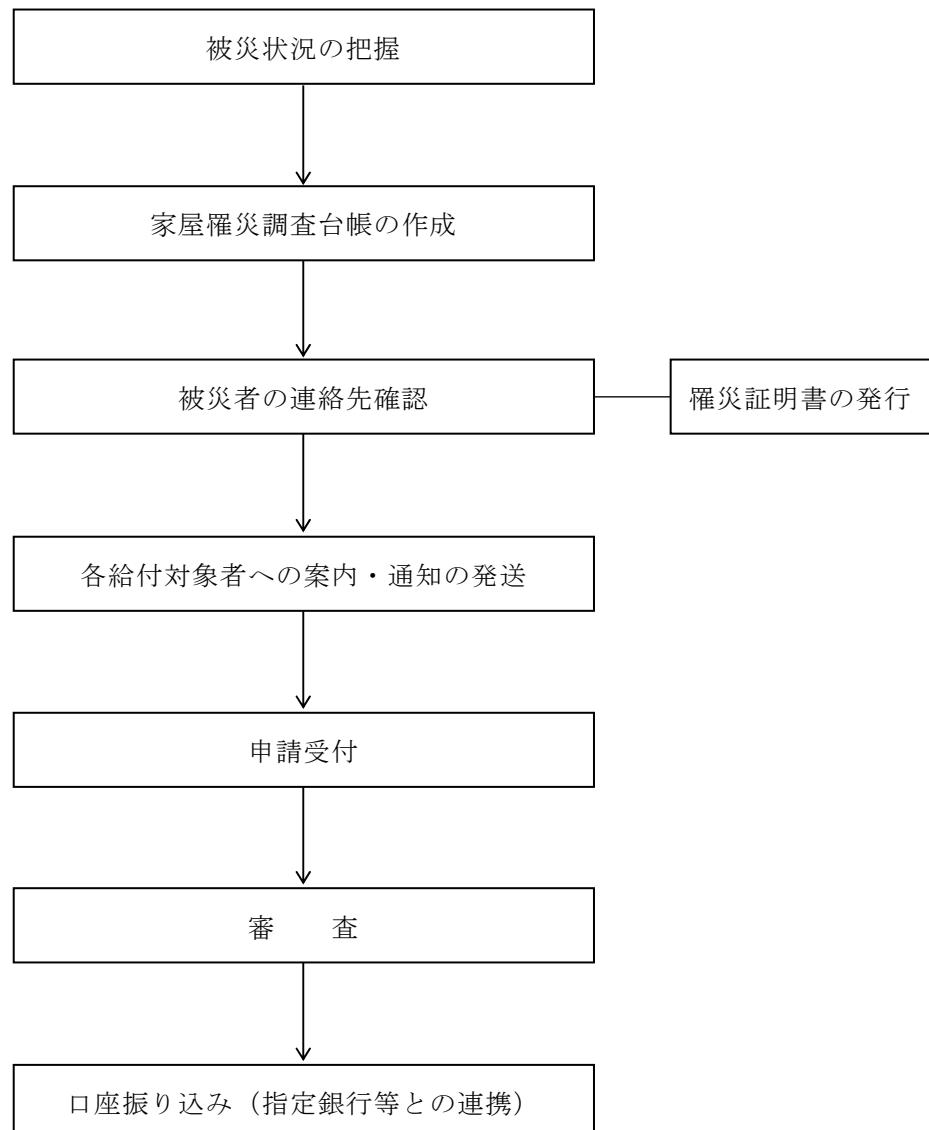
- (1) 義援金総額や被災状況を考慮した配分基準
- (2) 配分方法
- (3) 被災者等に対する伝達方法
- (4) 義援金の収納額及び使途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理する。

4 義援金給付フロー

義援金給付の基本フローを、次頁に示す。



義援金給付フロー図

<参考>

阪神・淡路大震災時に神戸市が実施した第1次から第3次までの義援金配分を参考として例示する。

(出典：神戸市地域防災計画)

- ・ 1月 17日：阪神・淡路大震災
- ・ 1月 25日：義援金募集委員会設立
- ・ 1月 29日：義援金配分基準決定

第1次義援金配分〔住家被害・死亡・行方不明の家族等に配分した。〕、第2次義援金配分（重傷者・要援護家族に配分した。）、第3次義援金配分（被災児童生徒資金助成義援金、住宅助成義援金、被災児童生徒（遺児、孤児）特別教育資金義援金、生活支援金として配分した。）

第8節 環境衛生に関する計画

第1項 防疫対策計画

[保健救護班]

災害時防疫の特性に鑑み、防疫体制の整備及び組織的活動の推進を図り、災害地域の防疫対策を迅速に実施して、感染症の流行等を未然に防止する。

災害時には、被災家屋の消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除等を迅速かつ的確に行い、予防接種の実施等により住民の健康保持に努め効果的な防疫活動を推進する。

1 実施担当者

防疫に係る業務の実施は、保健救護班とする。

ただし、被害が甚大で、市単独での実施が不可能又は困難なときは、県に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 実施方法

災害に伴う浸水家屋やその周辺の清掃は、地域住民が自ら行うことを原則とし、市は被災地の状況に応じて的確な指導及び措置を行う。

災害による防疫活動は、主として災害が終了してからであって、その実施要領はおおむね次のとおりとする。

感染症・飲料水等の検査体制はできるだけ速やかに構築する。

(1) 出 動

本部事務班が取りまとめた被害状況に基づき、災害発生場所の状況に応じて速やかに出動し、現場において作業員を指導して消毒を実施する。

なお、出張所、連絡所、行政センターの管轄区域において災害が発生した場合においては、原則として各出張所、各連絡所、各行政センターに一括して器材及び薬品を配付し、各自治会の協力によって消毒を実施する。

ただし、被害の状況によりその実施が困難な場合においては、必要に応じ防疫チームを派遣して、消毒を指導し実施する。

(2) 防疫チームの編成

被害家屋 100 戸未満の場合：2名以上の人員をもって1班とし、2つの班を編成する。

被害家屋 100 戸以上の場合：その状況により適宜増員する。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」の規定により適切な措置を実施する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第8節 環境衛生に関する計画

(3) 浸水家屋等の消毒（感染症法第27条、同第64条）

浸水家屋等について、感染症の病原体に汚染された場所又は、疑いがある場所の消毒を行う。

資料85 薬剤散布実施要領

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条、同第64条）

市長（本部長）が定めた地域内で、市長（本部長）の命令に基づいて実施する。

資料85 薬剤散布実施要領

(5) 器具、器材、薬品等の調達、確保

噴霧器、運搬器材、薬品その他については手持量を確認のうえ不足分を補充する。

資器材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

(6) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

被害地域の住民に対しては速やかに健康診断を行うとともに、感染症予防上必要あるときは対象者の範囲及び期日を指定して、県の指示に基づき、「予防接種法第6条」の規定により臨時予防接種を実施する。

(7) 飲料水の消毒

井戸水を飲用している地域では、災害の状況に応じ飲用に適する井戸には「飲用適」、冠水等により飲用できない井戸には「飲用不適」などの標識をたて地域住民に明示する。

資料86 飲料水の消毒について

(8) 避難所の防疫指導

避難所では設備等が応急仮設であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので施設の管理者を通じて、便所、その他不潔場所の消毒やうがい、手洗いの実施等の衛生指導を行う。

また、特に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に留意し、避難所に消毒液や除菌シート、石鹼等を常備するように努める。

避難所の衛生状態について継続的に追跡調査を行い、適宜指導を行う。

(9) 書類の整備保管

災害防疫に関し、整備すべき書類は次のとおりとする。

- 1) 被害状況報告書
- 2) 防疫活動状況報告
- 3) 災害防疫経費所要見込額及び関係書類
- 4) 消毒方法に関する書類
- 5) ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類
- 6) 患者台帳
- 7) 作業日誌

第3章 風水害等災害応急対策計画 第8節 環境衛生に関する計画

(10) 経費の精算

- 1) 災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了したのちできる限り速やかに精算する。
(ただし、感染症予防費については国庫負担金の対象となる。)
- 2) 激甚災害の指定の場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、費用負担の特別措置が講ぜられるので留意のこと。

(11) その他作業日誌の作成

作業の種類、作業員数、実施日時、実施地域等の明細を日誌に記入する。

第2項 食品衛生対策計画

[保健救護班]

保健所は、食中毒の発生を防止するため、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員による衛生指導を実施する。

1 実施担当者

食品衛生対策の実施は、保健救護班とする。

2 実施方法

(1) 食中毒の防止

- 1) 炊出し等救護食品の保管及び供給に係る衛生監視指導
- 2) 食品取扱者の衛生監視指導
- 3) 飲料水の衛生確保のための監視指導
- 4) 食品取扱施設設備・調理器具の衛生監視指導
- 5) 被災者への食品衛生意識の向上に向けた啓発
- 6) 食品営業施設の営業再開時の監視指導

(2) 食中毒発生時の対応

- 1) 食中毒が発生した場合

食品衛生監視員による所要の検査等（炊出し等救護食品の検査、食品取扱者の検便、飲料水の検査、食品取扱施設設備・調理器具の検査など）を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

- 2) 被害の拡大が懸念される場合

速やかに県及び厚生労働省へ連絡するとともに、状況により、県や厚生労働省に支援を要請する。

第3項 愛玩動物の収容計画

[保健救護班]

1 実施担当者

愛玩動物の収容対策の実施は、保健救護班とする。

2 放浪犬猫の保護収容

災害後、被災により放浪する犬猫について、県及び関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

3 愛玩動物飼育者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

ただし、奈良県内又は隣接する県等で発生した災害時において奈良県動物救護本部が設置された場合は、奈良県と公益社団法人奈良県獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動の協力に関する協定書」に基づく連携を行い、これに従う。

第4項 廃棄物処理計画

[環境班、土木復旧第一班、土木復旧第二班]

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、ごみ、し尿等の収集処分の基本的な方法を定め、災害時における廃棄物処理の万全を期す。

別途「奈良市災害廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）に準じて行う。

1 実施担当者

廃棄物処理の実施は、環境班、土木復旧第一班、土木復旧第二班とする。

2 生活ごみ、避難所ごみの処理

災害時にも通常どおり排出される生活ごみに加え、避難所から排出される避難所ごみについて、処理計画に基づき対策を講じる。

(1) 情報の収集等

- 1) 避難所等の避難人員及び避難場所の確認を行い、県に報告する。
- 2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告する。

(2) 発生量の予測

処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

(3) 処理作業

- 1) ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。

なお、集積場所については、冠水等による流出、又は飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

ア 「災害救助法」の適用を受けない比較的小規模な災害が発生した場合は、原則として環境清美工場へ被災者が自己搬入するが、被害状況によっては必要に応じ現有人員、器材によって、これを行う。

イ 「災害救助法」の適用を受けるかなり大規模な災害が発生した場合は、可能な限り現有人員、資機材によって行うことを原則とするが、必要に応じて資機材等の借上によって迅速な処分をする。

- 2) ごみの処理を行うために必要な人員・収集運搬車両の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。

ごみ収集、処分に際しては、できる限り市が現有する人員、車両の総力を結集して対処することとし、必要に応じて関係機関と連携し対応する。

- 3) ごみ処理施設等の点検を行い、使用不能等処理できない場合、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

3 がれきの処理

災害等により、倒壊家屋・焼失家屋等から木材・家財等のがれきが一時期大量に排出されることから、処理計画に基づきその対策を講じる。

(1) 情報の収集等

倒壊家屋・焼失家屋の数及びがれきの状況の把握等情報を収集し、県に報告する。

(2) 発生量の把握

処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握し、県に報告する。

(3) 処理作業

- 1) がれきが大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。
- 2) 倒壊家屋・焼失家屋等から発生したがれきについて危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。

なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県の指導により処理する。

- 3) がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、協定に基づき県や民間企業に対して支援を要請する。
- 4) がれきの処理に当たり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

4 し尿処理

災害等により、倒壊家屋・焼失家屋の便槽、避難所等の仮設トイレ等からのし尿くみ取り処理が相当量発生することから、処理計画に基づき対策を講じる。

(1) 情報の収集等

避難場所及び避難人員の確認を行い、下水道等の復旧状況を勘案し、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握を行い、県に報告する。

(2) し尿収集量の予測

倒壊家屋・焼失家屋の便槽、仮設トイレ等からのし尿の発生量を予測し、県に報告する。

(3) 処理作業

- 1) 必要により仮設トイレやポータブルトイレの設置を行うとともに、冠水等により汚物が流出しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。
- 2) 倒壊家屋・焼失家屋の便槽、仮設トイレ等のし尿を収集し、処理施設で処理する。
し尿の収集・運搬は、し尿収集業者等が行う。
ただし、し尿汲取料金の減免に関することについては、環境班が行う。
- 3) 必要により、し尿くみ取り業者への委託、他市町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
- 4) 収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対し支援を要請する。

5) し尿処理能力の確保が困難な場合、協定に基づき県に支援を求める。

(4) 避難所におけるトイレ

1) 断水時には、施設管理者又は職員は、プール又は川の水をバケツにくみ置き、避難者に既設のトイレを利用させるとともに、使用した紙等はごみ袋に入れさせ、衛生的に処理するように指示する。

2) 水洗トイレの使用可否等の状況を判断のうえ、環境班が業者と連携し、仮設トイレを設置する。

なお、仮設トイレの設置に際しては、男女別及び障害者への配慮を行う。

参照 第4章第7節第1項廃棄物処理計画

5 産業廃棄物の処理

災害後に事業者が事業を再開する際に発生する廃棄物（被災事業所撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）及び事業活動に伴う廃棄物は、原則として事業者責任で処理する。

6 死亡動物・家畜の処理

(1) 死亡動物の処理

災害によって死亡した動物（犬、猫類）の処理は、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で行うが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、動物の所有者等の申請や市民の通報により、環境班が収集を行い、環境清美工場で焼却のほか、必要に応じて埋立て等を行い、環境衛生上支障のない方法で行う。

(2) 死亡家畜の処理

災害によって死亡した家畜（牛、馬、豚、羊等）の処理は、所有者が行い、家畜伝染病の疑いがある場合においても、所有者が県家畜保健衛生所業務第一課又は県畜産課へ連絡し、処理する。

7 廃棄物の不法投棄対策

廃棄物の不法投棄防止のため、パトロール・指導を強化する。

8 廃棄物処理施設の復旧

廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧に当たっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

9 水害廃棄物処理

(1) 迅速処理

水害廃棄物の特徴としては、震災廃棄物と比較して衛生的な配慮がさらに必要であり、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生の観点から迅速な処理を行う。

(2) 事前対策の重要性

震災廃棄物とは異なり、集中豪雨等についてはある程度、時期も含め想定が可能であり、収集運搬車両の浸水回避や処理施設への対策等の事前対応を進め、被害の低減を図る。

(3) 生活系ごみ

水害廃棄物については、汚水に浸かっていることから、衛生的な配慮が必要であり、特に畳については腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。

また、水分を多く含んで重量が増えた畳や家具等、大型可燃物の各家屋からの搬出及び収集車両への積込みについては、近隣住民やボランティアの協力を求める等、人員増等による対応を行う。

また、畳等の可燃物が腐敗・発酵すると発熱し、発火やカセットボンベの爆発等が生じる可能性があるので、速やかな収集とともに仮置場における保管についても注意した対応を行う。

(4) し 尿

水没した汲取り便槽や浄化槽については、公衆衛生の確保の観点から水害復旧後に速やかに汲取りを行うとともに、周辺の清掃及び消毒を行う。

水害に伴う浸水等により広範囲にわたり一挙にし尿処理を必要とする事態が生じたときは、し尿収集業者等に対して緊急措置を実施するよう要請する。

この場合においては、全車両と人員を動員して応急措置を実施する。

10 応援の要請

協定に基づき県内市町村等の協力が必要な場合は県に調整を求める。

(1) 県内市町村、一部事務組合

災害廃棄物の処理、資機材等の提供、職員の派遣

(2) 一般社団法人奈良県産業廃棄物協会

災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分

(3) 一般社団法人奈良県建設業協会

建築物の解体、災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集・運搬

(4) 一般社団法人奈良県解体工事業協会

建築物の解体、災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集・運搬

(5) 奈良県一般廃棄物事業協同組合

災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分

第5項 被災地環境保全計画

[保健救護班、環境班]

災害に伴う有害物質の流出や被災建物等の撤去作業中に発生する粉じんやアスベスト等による環境汚染等、被災地の環境保全に関する対策を定める。

1 関係機関との連携・協力

災害発生後、環境省や奈良県等と協力し、災害に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染を防止するため、被災地における環境保全・管理対策及び災害廃棄物処分に伴う環境保全対策を行う。

2 対象とする環境汚染の種類等

- (1) 対象とする環境汚染は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動とする。
- (2) 対象とする汚染物質は、環境基準項目、環境関連法令の規制対象物質及びその他工場等において製造、使用又は排出される有害物質とする。

3 災害に伴う環境汚染対策の整備

- (1) 有害物質使用工場等の情報整理

関連法令に基づく届出等から、有害物質等を使用する工場等について、整理する。

1) 工場等の名称及び所在地

2) 有害物質の種類・量

3) 被災により環境汚染を生じるおそれのある汚染物質の種類等の情報

- (2) 災害時の環境汚染モニタリング体制の整備

市の有害物質等の測定体制を強化するとともに、環境省及び奈良県等と災害時における環境測定の協力体制を構築する。

4 環境汚染の調査及び評価

- (1) 初期情報収集及び対策に係る体制の整備

災害発生時には、関係部局、関係機関等から、災害の規模、範囲及び工場の被害等に関する情報等を入手するとともに、想定される環境汚染の状況を考慮し、調査及び対策の実施体制を整備する。

- (2) 発生源調査

(1)の情報により、災害に伴って生じるおそれのある環境汚染の程度・範囲を評価し、対象工場等及び大気汚染防止法・水質汚濁防止法の規制対象工場等に対して調査を行う。

(3) 環境汚染状況調査

可能な限り早期に常時監視システムを復旧するとともに、発生源調査結果等から判断して、環境汚染を生じるおそれのある地域及びその周辺において、測定項目、測定手法、測定地点及び測定時期等を検討した上、環境中の汚染物質濃度を測定し、環境汚染状況調査を行う。

なお、騒音、振動、悪臭についても、復旧段階において必要に応じ、適宜測定を行う。

5 環境保全措置

(1) 工場等に対する一般的措置

4-(2)の発生源調査に際して、各工場等に対し、必要な保全措置の実施及びその報告並びに法令に基づく届出等を指導する。

(2) 環境汚染の状況の区分ごとの保全対策の基本方針

発生源及び環境汚染状況調査結果に基づき、各調査の段階において、汚染状況の評価を行い、環境汚染の原因と汚染の継続性から分類した環境汚染の状況の区分ごとに、環境保全措置を講じ、場合によっては原状復旧に努める。

(3) 災害復旧に伴う環境保全

1) 家屋解体・撤去に伴う環境保全対策

ア 事業者に対し、家屋解体・撤去に伴う粉じん、P C B、アスベスト、騒音、振動等の公害を防止するのに必要な措置の実施及び関係する法令の遵守について、必要に応じて文書により要請する。

特にアスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき指導する。

イ 適宜現場パトロールを行い、アの遵守状況の確認を行うとともに、現地指導を行う。

2) 災害廃棄物処分に伴う環境保全対策

ア 処分計画の立案に当たり、環境保全の観点から適切な処分が実施されるよう環境保全対策を計画する。

イ 処理施設等（焼却施設、破碎施設、最終処分等）の設置に当たっては、必要な公害防止施設を設置する。

ウ 施設の稼働に当たっては、法令に基づき排ガス測定等を実施する。

エ 必要に応じ、周辺環境調査を行い、環境影響の程度を確認する。

3) 交通量の増加に伴う自動車公害対策

交通量の増加が著しい路線がある場合、騒音等の測定を行い、著しい被害が長期継続すると予想される場合は、道路管理者等と環境保全のための措置について協議を行う。

第9節 ライフラインに関する計画

第1項 ライフライン情報収集・伝達計画

[本部事務班、広報班]

災害発生後、ライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報であるので、ライフライン情報を一括して把握できる体制を整えるとともに、報道機関や防災関係機関に提供できる体制を整える。

1 災害時ライフライン情報掲示板の設置

災害発生後、上水道、下水道、電力、ガス、電話のライフラインの事業者は、復旧体制を整えたうえ、被害情報及び復旧情報を本部事務班に提供する。

本部事務班及び広報班は、災害対策本部に「災害時ライフライン情報掲示板」を設置し、その情報を逐一、時系列に掲示することにより、報道機関、防災関係機関等へ情報提供する。

2 災害時ライフライン情報の収集と伝達

被災後のライフライン情報（被害情報、復旧情報等）は、各事業者から本部事務班及び広報班へ送られ、報道機関や被災者に伝達される。

参照 第3章第4節第5項災害広報計画

第2項 通信施設応急対策計画

[(西日本電信電話株奈良支店)]

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域の解消及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

1 実施機関

西日本電信電話株奈良支店

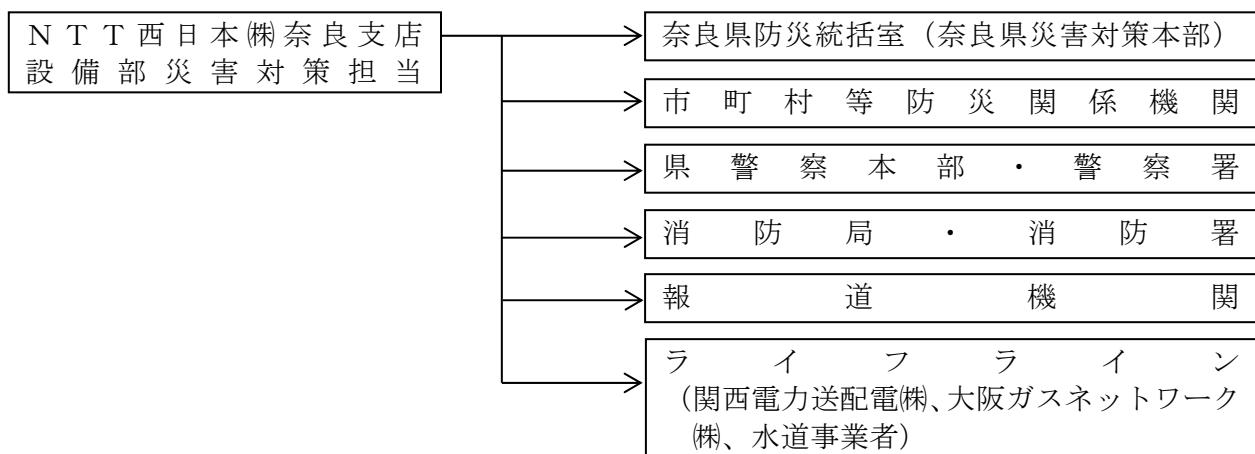
2 発災直後の対応（西日本電信電話株奈良支店）

(1) 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模又は状況により、災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、防災関係機関と密接な連携を保ち、災害応急復旧活動を速やかに実施する。

(2) 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模又は状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）、市町村等の防災関係機関へ災害対策本部（災害情報連絡室）の設置を連絡するとともに、被害状況、復旧対策等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な事項については、県、市町村等の防災関係機関に速やかに報告する。



(3) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

1) 気象状況、災害予報等

- 2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- 3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- 4) 被災設備、回線等の復旧状況
- 5) 復旧要員の稼動状況
- 6) その他必要な状況

(4) 災害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

- 1) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員を確保する。
- 2) 復旧資機材の調達及び災害対策機器、工事車両等を確保する。
- 3) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請を行い、NTT西日本グループ総体として、広域復旧体制を整える。

(5) 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

3 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- (1) 被災等の問合せに対する受付体制を整える。
- (2) 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- (3) 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- (4) 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- (5) 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

4 応急復旧措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して、応急復旧措置を講じる。

また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じて、次に示した回線復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

回線復旧順位表

順 位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各一回線以上 ◎気象機関 ◎水防機関 ◎消防機関 ◎災害救助機関 ◎警察機関 ◎防衛機関 ◎輸送確保に直接関係ある機関 ◎通信確保に直接関係ある機関 ◎電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ◎ガス供給の確保に直接関係ある機関 ◎水道供給の確保に直接関係ある機関 ◎選舉管理機関 ◎新聞社、放送事業又は通信社の機関 ◎預貯金業務を行う金融機関 ◎国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く。）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

5 通信疎通に対する応急措置

災害により通信が途絶し又は輻輳した場合、災害措置計画に基づく臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。

6 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、通信の利用制限等の措置を行う。

7 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により、著しい通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を、速やかに提供する。

8 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立対地等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策用無線機等により措置を行う。

9 復旧活動拠点地

復旧計画に基づく工事の実施に当たり、市は、復旧活動拠点を必要に応じて提供する。なお、応急仮設住宅建設候補地にもなっている施設については、ライフライン等の復旧活動を優先して使用し、ライフライン復旧活動に使用した施設は、活動終了後必要に応じて仮設住宅を建設する。

資料33 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

第3項 電力施設応急対策計画

[（関西電力送配電株奈良支社）]

災害発生時には災害応急体制を組織して、被災した電力施設を早急に復旧し、市民の電力需要にできるだけ支障を及ぼさないよう万全を期す。

1 実施機関

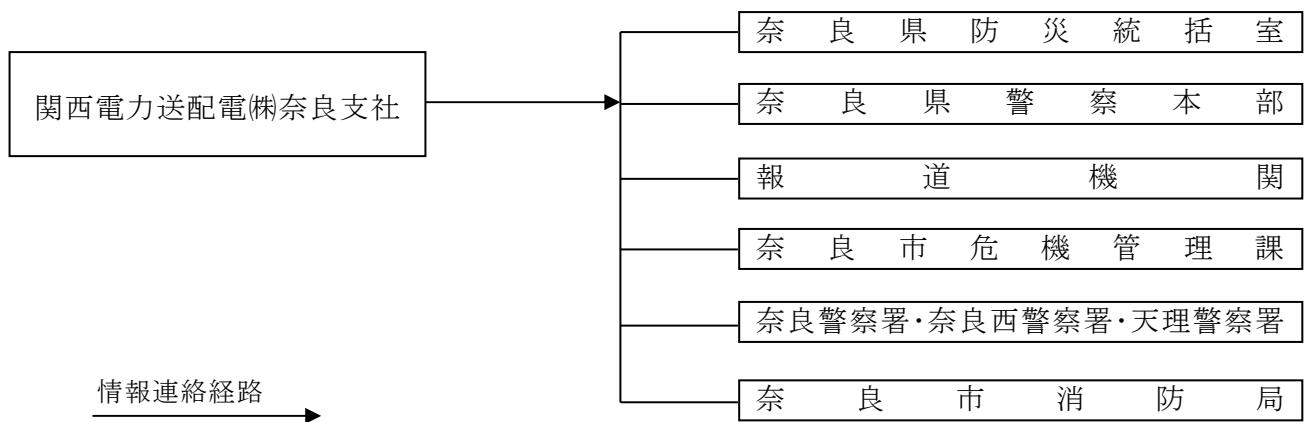
関西電力送配電(株)奈良支社

2 各事業所の名称及び所在地

名 称	所在地	電話番号
奈良支社	奈良市大森町 48 番地	0800 - 777 - 3081（送配電コンタクトセンター）

3 通報・連絡

(1) 通報・連絡は以下のとおりとする。



※非常災害時に通常の電話回線が輻輳した場合の情報連絡手段として、自治体専用電話を設置する。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第2章第2項 電力施設予防計画」に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

4 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに報告する。

1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

ウ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

2) 当社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 停電による主な影響状況

ウ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

エ 従業員等の被災状況

オ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対して広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

6 対策組織要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

- 1) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- 2) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送配電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

7 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- 1) 現地調達
- 2) 対策組織相互の流用
- 3) 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

8 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

9 災害時における市の支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、市へ支援を要請する。

10 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

1) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

2) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

3) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

4) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

11 復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- 1) 復旧応援要員の必要の有無
- 2) 復旧要員の配置状況
- 3) 復旧用資機材の調達
- 4) 復旧作業の日程
- 5) 仮復旧の完了見込
- 6) 宿泊施設、食糧等の手配
- 7) その他必要な対策

(2) 前項の報告に基づき、復旧対策について必要な指示を行う。

12 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公

第3章 風水害等災害応急対策計画 第9節 ライフラインに関する計画

共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

13 復旧活動拠点地

復旧計画に基づく工事の実施に当たり、市は、復旧活動拠点を必要に応じて提供する。なお、応急仮設住宅建設候補地にもなっている施設については、ライフライン等の復旧活動を優先して使用し、ライフライン復旧活動に使用した施設は、活動終了後必要に応じて仮設住宅を建設する。

資料84 応急仮設住宅建設候補地台帳

第4項 ガス施設応急対策計画

[(大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部)]

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、防災関係機関と連携協力し応急対策を実施する。

1 実施機関

大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部

2 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

3 応急対策の内容

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

1) 気象予報等の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

2) 通信連絡

ア 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

3) 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

1) 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社するために自動呼出装置を活用する。

2) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第9節 ライフラインに関する計画

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要がある時は、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種に情報を広報する。

(4) 危険防止対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(5) 応急復旧対策

- 1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
- 2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

4 復旧活動拠点地

復旧計画に基づく工事の実施に当たり、市は、復旧活動拠点を必要に応じて提供する。なお、応急仮設住宅建設候補地にもなっている施設については、ライフライン等の復旧活動を優先して使用し、ライフライン復旧活動に使用した施設は、活動終了後必要に応じて仮設住宅を建設する。

資料33 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

第5項 鉄道施設応急対策計画

[(西日本旅客鉄道(株)、(近畿日本鉄道(株))]

多くの死傷者を伴う鉄道災害及び事故が発生し、又はそのおそれがある場合の応急救助対策等を定め、被害の軽減、復旧に努める。

1 西日本旅客鉄道(株)の応急対策

(1) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

1) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に統括本部対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置する。

2) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は、現地の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括する。

ア 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。

イ 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を対策本部長に逐次報告すること。

ウ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し、班長を指定する。

2 近畿日本鉄道(株)の応急対策

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

(2) 災害応急対策

1) 異例事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」により本社に異例事態対策本部を設置し、必要に応じて現地対策本部を設置して対処する。

2) 配備態勢及び動員数

「異例事態対応規程」により災害の程度に応じた業務担当班を設置して動員する。

3) 通信連絡体制

ア 鉄道電話、N T T加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。

イ 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を災害地に急派し、本部との通信連絡にあたらせる。

ウ 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。

エ 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第6項 道路施設応急対策計画

[土木復旧第一班]

災害発生時に道路施設や橋りょう等が被災することにより、被災者の救助と避難及び応急活動車両の通行等が阻害されるので、速やかな応急復旧が必要である。

土木建設に関する能力を最大限に活用して、応急対策を講じる。

1 実施担当者

道路施設災害に係る業務の実施は、土木復旧第一班とする。

2 点検

(1) 警戒業務

気象警報が発表されて災害が発生するおそれのあるときで、市長（本部長）から動員が指令された場合は速やかに出動して、あらかじめ定めている担当区域を巡回し道路施設の危険箇所を応急修理して、その被害を最小限にとどめるように努める。

(2) 防御活動

機械、器具及び資材を整備点検して、災害後において迅速に応急復旧等の措置が実施できる体制を整えておく。

3 応急対策

(1) 被災状況の把握及び施設点検

道路管理者は、災害発生した場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

(2) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は道路利用者の安全確保を図るために、被害箇所・区間において、関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、防災協定を締結している関係団体の協力を得、路上の障害物の除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。

(4) 連絡・広報

道路管理者は、道路啓開に当たって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。

また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関を通じて市民へ広報する。

(5) 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(6) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。

また、緊急時には当該施設管理者は、現場付近への立入禁止、避難誘導等、付近住民の安全確保の措置をとり、応急復旧を実施する。

(7) 放置車両等の対策

- 1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- 2) 道路管理者は、1)の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。
- 3) 市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに1)の措置を実施する。

4 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。

道路管理者は、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

第7項 水道施設応急対策計画

[水道部各班]

災害発生時に上水道施設等が被災することにより、市民が飲料水を確保できず日常生活に支障が生じるので、速やかな施設の応急復旧が必要である。

応急対策に関する能力を最大限に活用して、施設機能の復旧対策を講じる。

1 実施担当者

上水道施設の応急対策に係る業務の実施は、水道部各班とし、都郡水道及び月ヶ瀬簡易水道施設に係る業務の実施は水源班（都郡・月ヶ瀬担当）とする。

2 点検

災害が発生するおそれがあるときの対策は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市長（本部長）が動員指令を発したときは、即座に出動してそれぞれの部及び班に待機する。
- (2) 水道諸施設復旧資材、専用無線機、給水車及び給水タンクの確認及び再点検を行う。
- (3) 被害を最小限にするための事前処置及び被害発生時の応急措置、復旧対策が迅速に行われるよう準備する。

3 応急復旧（上水道）

応急復旧の目標期間は、応急給水と同様に災害発生から4週間とし、復旧作業は取水口から浄水場までの隧道及び導水管、浄水場から主要な配水池へ送る送配水管へと順次行い、最終的に末端である給水装置の復旧を行う。

応急復旧の拠点基地については、重機等大型車が出入りでき、資材等の搬入、搬出がしやすく、また駐車余地もあることから緑ヶ丘浄水場とする。

また、応急復旧作業のため、日本水道協会関西地方支部を通じて水道災害相互応援協定に基づく他水道事業体からの応援や、奈良市企業局指定給水装置工事事業者関係組合への応援を要請する。

準拠 第2章第5節第6項水道施設予防計画

資料 58 水道災害相互応援協定

復旧措置を行うために、次のことを実施する。

- (1) 逐次被害情報の収集、把握、分析を行い、応急復旧対策に反映させる。
- (2) 上水道施設に係る送電線の状況を把握するため、関西電力送配電㈱奈良支社と緊密な連携を保ち、停電時には送水対策を再確認するとともに、早期復旧を要請する。

第3章 風水害等災害応急対策計画 第9節 ライフラインに関する計画

- (3) 市内各ポンプ所の運転状況を把握するとともに、一時的な停電によって送水不能となる場合に対処するため、自家発電設備を稼働させ、各配水池及び配水塔の水位を絶えず確認し対応する。
- (4) 早期の復旧が困難で、断水に至ると判断されるとき又は応急措置等のために局部断水の必要が生じた場合は、その断水地区の市民に対して早期に予告する。
- (5) 応急復旧工事を速やかに行い給水の確保をしたのち、被害の程度により、かなりの期間と工事費を必要とする箇所については、後日に本復旧工事を施工する。
- (6) 災害により現に飲料水を得ることのできない者に対する飲料水の供給方法は、「飲料水供給対策計画」に基づいて実施する。

準拠 第3章第7節第2項飲料水供給対策計画

4 都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道の施設災害

- (1) 都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道施設に係る送電線の状況については、水源班（都祁・月ヶ瀬担当）においては関西電力送配電㈱奈良支社（都祁地域、月ヶ瀬地域）と緊密な連携を保ち、これらの施設が被災した場合は、停電時における送水対策を再確認するとともに早期復旧を要請する。
- (2) 応急復旧工事については、災害の規模により奈良市企業局指定給水装置工事事業者及び水道部の協力を求めることにより、被災箇所の復旧に努める。

第8項 下水道施設応急対策計画

[土木復旧第一班]

災害発生時に下水道施設が被災することにより、汚水、汚物等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、感染症が発生しやすくなるので、速やかな施設の応急復旧が必要である。

応急対策に関する能力を最大限に活用して、施設機能の復旧対策を講じる。

1 実施担当者

下水道施設災害に係る業務の実施は、土木復旧第一班とする。

2 点 検

- (1) 気象警報等が発表されて災害により被害が発生するおそれのあるときは、巡回を行って下水道本管流入口のごみ等の除去を実施して、災害に備える。
- (2) 出水のため浸水被害の発生又は発生のおそれのある場合には、その被害を最小限度にとどめるために、地元自治会等の協力を得て防御活動を実施する。

3 応急復旧

- (1) 災害後においては速やかに被害状況を調査して、可能な限りの応急措置を実施する。
- (2) 下水道管渠の閉塞等の被害が発生して下水道の使用が不能となった場合は、水洗便所等の使用ができなくなるので、直ちに復旧工事を実施する。
- (3) 災害による被害状況に基づいて、被害箇所を再確認してその対策について研究し、事後の災害予防に備える。

第10節 危険物等災害に関する計画

第1項 危険物施設災害

[本部事務班、関係各班]

奈良市消防局及び施設の管理者は、危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

本部事務班は、市各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 施設の管理者が実施する対策

(1) 関係防災機関への通報

火災の場合は、奈良市消防局に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、奈良市消防局のほか関係市町村、県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- 1) 発生日時及び場所
- 2) 通報者及び原因者
- 3) 下流での水道水源の有無
- 4) 現状及びその時点での対応状況

(2) 消防活動及び被災者の救出救助

(3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 奈良市消防局が実施する対策

(1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報

(2) 立入禁止区域の設定

(3) 避難誘導

(4) 消防活動及び被災者の救出救助

(5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

(6) 周辺住民に対する広報

3 危険物等輸送車両災害応急対策

(1) 奈良市消防局は、危険物の輸送車両による事故が発生した場合は、警察署、関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。

(2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、第3章第4節及び第6節に

第3章 風水害等災害応急対策計画 第10節 危険物等災害に関する計画

準じて行う。

第2項 高圧ガス・L P ガス貯蔵施設等災害

[本部事務班、関係各班]

奈良市消防局は、高圧ガス・L P ガス貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

本部事務班は、市各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 高圧ガス施設等の管理者が実施する対策

高圧ガスによる災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、奈良市消防局、警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体に通報し、密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

- (1) 施設が危険な状態になったときの作業の中止及び関係者以外の退避指示を行う。
- (2) 発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。
- (3) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置及び災害の拡大防止措置を講ずる。
- (4) 被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- (5) 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

2 L P ガス施設等事業者が実施する対策

L P ガスによる災害を最小限に止め、L P ガスの消費者及び地域住民の安全を確保するため、奈良市消防局、警察署、県及び一般社団法人奈良県L P ガス協会等の県内保安関係団体に通報し、密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

- (1) 地域のL P ガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県L P ガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。
- (2) 被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- (3) 必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。
- (4) 被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

3 奈良市消防局が実施する対策

- (1) 県、奈良市消防局、警察署の防災機関、一般社団法人奈良県L P ガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・L P ガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁）へ速やかに報告

する。

- (2) ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、地域住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。
- (3) 状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する

4 高圧ガス等輸送車両災害応急対策

- (1) 奈良市消防局は、高圧ガス・L P ガスの輸送車両による事故が発生した場合は、警察署、関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、第3章第4節及び第6節に準じて行う。

第3項 火薬類貯蔵施設災害

[本部事務班、関係各班]

奈良市消防局は、火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

本部事務班は、市各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 事業者の応急措置

- (1) 災害が発生した場合は、直ちに奈良市消防局、警察に連絡する。
- (2) 貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。
搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。
搬出に際して、奈良市消防局、警察、県に対し、連絡を取り対処する。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、奈良市消防局へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- (4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- (5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 火薬類の流出があった場合は、速やかに回収を行う。

2 奈良市消防局が実施する対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報

第4項 毒物・劇物保管施設

[本部事務班、関係各班]

奈良市消防局は、毒物・劇物の保管施設において事故が発生した場合、直ちに被災者の救出救助を行うとともに、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

本部事務班は、直ちに周辺住民に対する災害発生の広報活動を行うとともに、市各部各班をとりまとめ、災害対策に協力し必要な後方支援を行う。

(1) 施設管理者の応急措置

- 1) 保健所、警察、奈良市消防局への通報
- 2) 中和剤による除毒作業

(2) 県の応急措置

- 1) 中和剤による除毒作業の指示
- 2) 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、環境政策課、農業水産振興課、県警察本部警備第二課、市）との連絡調整

第5項 放射性物質保管施設災害

[本部事務班、関係各班]

奈良市消防局は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

本部事務班は、市各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

- (1) 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、又は発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し、必要な措置を講じる。
- (2) 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、又は発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。

(3) 応急対策の内容

- 1) 関係防災機関への通報
- 2) 放射線量の測定
- 3) 危険区域の設定
- 4) 立入禁止制限及び交通規制
- 5) 危険区域住民の退避措置
- 6) 被ばく者等の救出救助
- 7) 周辺住民に対する広報
- 8) その他災害の状況に応じた必要な措置

第6項 原子力災害対策

[本部事務班、関係各班]

市は、県より原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく原子力事業者からの特定事象発生の通報があった旨、及び同法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、法令、奈良県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

本部事務班は、市各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な応急対策を実施する。

1 市の活動体制

市長（本部長）は、災害対策本部を設置する。

2 県による情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努める。

また、知り得た情報を、防災行政無線等により、市等へ速やかに伝達する。

3 災害時の広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

市は県等と連携し、防災スピーカー（同報系防災行政無線）、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を市民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

市は県等と連携し、市民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

4 避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について市に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

市は、県から、又は原子力協定を締結している敦賀市等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるよう努める。

また、市は、県と連携して、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第11節 突発重大事故災害に関する計画

[本部事務班、関係各班]

第1項 突発重大事故災害の種類

突発重大事故等として取り上げる災害の例は、次のとおり大規模交通災害とする。

- (1) 航空機墜落事故
- (2) 旅客列車の衝突転覆事故
- (3) 大規模な自動車事故

第2項 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、本部事務班は、市各部各班をとりまとめ、必要な応急対策を実施する。

1 連絡体制

(1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって奈良市消防局へ大規模交通災害の発生を連絡する。

(2) 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、最寄りの警察署及び関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 市の災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は、原則として市長（本部長）の判断によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて、現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。

現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

1) 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、地域住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

2) 関係機関との連携

県及び関係機関との連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

3) 救助、救急医療活動（病院及び当該事故関係機関）

ア 医師及び看護師の派遣

イ 医療機材及び医薬品の輸送

ウ 負傷者の救助

エ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

4) 消防活動（奈良市消防局）

消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、

被害の軽減に努める。

5) 救援物資の輸送

市民支援班、県及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

6) 応急復旧用資機材の確保

本部事務班、奈良市消防局、県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

7) 交通対策

警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町、府県と協力体制をとる。